

334.5

Ta.1653a



* 0025180000 *

0025180-000

334.5-Ta1653s

支那事変と華僑

台湾拓殖株式会社調査課

1939

ADE

昭和十四年十二月

支那事變と華僑

臺灣拓殖株式會社

334.5
Ta1653A

凡 例

- 一、本書は弊社海外事務所、又は駐在員の調査に係る報告を一括編述したものである。
- 一、本書はその冒頭に南洋一般の総合的な調査として、吉野近藏君（香港）の論文を掲げ、次に各論的なものとして、猿渡格（タイ國）、矢部英夫（蘭領東印度）、戸田龍雄（比律賓）、原田玄龍（佛領印度支那）諸君の論文を順次に輯録した。尙英領馬來並に英領ボルネオは本書印刷までに遂に原稿を得ることが出来なかつた爲、次の機會に譲ることゝした。
- 一、最後に掲げる一篇は支那に於ける華僑問題の權威者舊上海金陵大學教授劉繼宣及び東世激の一九三五年に於ける共著「中華民族の南洋拓殖史」を南支課邱玉枝君に摘譯せしめたものである。
- 一、本書の編纂は當課員に於て分擔したものであるが、各論文作成者の意思を尊重する目的を以て、文の構成にはなるべく手を入れることを避け、單に編輯の體裁上、用語を統一する爲語句の修正を加へたに過ぎない。然し乍ら、甚しく文意の解し難い點があるとすれば、編者不才の致すところであり、宜しく叱正を乞ふ所以である。

昭和十四年十二月

臺灣拓殖株式會社調查課

目次

支那事變と華僑 上編

概論

一、華僑の日支事變後の對日態度の概要

(吉野近藏)

(一) 泰國

(二) 英領馬來

(三) 英領北ボルネオ

(四) 蘭領印度

(五) 印度支那

(六) 比律賓

附一 主として馬來地方在住華僑の對日態度に關する現地報告

附二 華僑秘密結社の活動狀況

附三 英領馬來地方華僑の對日態度並に統治政府の取締方針其他に關する現地報告

二、華僑に對する各統治政府の方針及實際手段

三、支那及華僑中心地との貿易關係

四、南洋華僑の従事する職業及出身地.....三

五、華僑の主要事業、有力華僑並に主要團體.....六

A 泰國華僑.....六

(一) 金融業.....六

イ、銀行.....六

ロ、信局.....六

ハ、質店.....七

ニ、銀莊.....七

ホ、保険業.....七

(二) 運輸業.....八

(三) 製造業.....八

イ、精米所.....九

ロ、製氷會社.....九

ハ、製材所.....九

(四) 貿易業.....〇

イ、輸入商.....〇

ロ、輸入品問屋.....〇

ハ、輸出商.....〇

ニ、佣廊.....〇

三

鑛業.....六

(五) 農業.....六

(六) 漁業.....六

(七) 華僑有力者.....六

(八) 馬來華僑.....六

B 馬來華僑.....六

(一) 生産業.....九

イ、護謨産業.....九

ロ、錫産業.....〇

ハ、鳳梨事業.....〇

ニ、漁業.....三

(二) 金融業.....三

(三) 貿易、商業.....三

(四) 海運業.....三

(五) 主要華僑團體.....三

(六) 有力華僑.....三

C 英領北ボルネオ華僑.....六

(一) タワオ華僑有力者.....六

(二) サンダカン華僑有力者.....六

(三) サンダカン華僑有力團體.....六

三

四

(四) ゼツセルトン華僑有力者……………元

D 蘭領印度華僑……………元

(一) バタビア華僑有力團體……………元

(二) バタビア華僑有力者……………元

(三) バンドン華僑有力者……………元

(四) ガロー華僑有力者……………元

(五) ショクジャ華僑有力者……………元

(六) ソロカルタ華僑有力者……………元

(七) スラバヤ華僑主要團體……………元

(八) スラバヤ有力華僑商社……………元

(九) スラバヤ華僑有力者……………元

(十) スマラン華僑有力團體……………元

(十一) スマラン有力華僑商社……………元

(十二) チェリボン華僑有力者……………元

(十三) 西ボルネオ華僑有力商社……………元

(十四) マカッサル(セレベス島)華僑有力者……………元

(十五) 東北部スマトラ華僑有力團體……………元

(十六) 東北部スマトラ華僑有力者……………元

E 印度支那西貢地方……………元

(一) 華僑有力團體……………三

(二) 華僑有力者……………五

六、華僑の本國投資……………五

七、華僑抗日機關の實相と其主要人物……………五

A 泰 國……………五

B 英 領 馬 來……………六

C 蘭 領 印 度……………七

D 佛 領 印 度 支 那……………七

八、地方的抗日機關と本國又は在外同志機關との連絡手段……………八

九、南洋華僑の送金並に本國との關係……………九

十、本邦の在外金融機關に送金を蒐むることの能否……………九

十一、南支經濟復興資金を有力自治政府又は特許機關の發行に係る經濟復興債券又は富籤が實行せらるゝ場合の之に對する華僑の放資力の觀察……………六

十二、華僑の對日態度を是正すべき實際的手段……………九

十三、華 僑 新 聞……………三

第一章 泰國華僑……………(猿 渡 格) 六

一、潮州陷落後に於ける華僑の動き…………… 六

二、泰國政府の華僑彈壓經過と其後…………… 六

(一) 彈壓の經過…………… 六

A 僑團方面…………… 六

B 文化機關方面…………… 六

C 教育機關方面…………… 六

D 銀行業方面…………… 六

(二) 檢擧の理由…………… 六

(三) 華僑其の後の動靜…………… 六

三、泰國華僑抗日機關…………… 六

四、華僑救國獻金…………… 六

(一) 事變前獻金狀態…………… 六

(二) 「七七」事變發生以來の狀態…………… 六

(三) 送金手續及送付先機關…………… 六

(四) 獻金の責任者…………… 六

(五) 過去、現在の概況…………… 六

第二章 蘭領東印度華僑……………(矢 部 英 夫) 一〇〇

一、支那事變後華僑の對日態度概要…………… 一〇〇

イ、新聞紙の活躍…………… 一〇〇

ロ、義捐金の募集…………… 一〇〇

ハ、募債の情況…………… 一〇一

ニ、物品の抵制…………… 一〇一

二、華僑の對日態度と統治政府方針の寬嚴並に今後の見透し…………… 一〇三

三、華僑の財的勢力…………… 一〇三

四、華僑抗日機關の實相と主要人物の社會的、財的地位…………… 一〇五

五、華僑對日態度是正手段の考察…………… 一〇六

イ、日本側より講すべき政治、經濟、文化の工作…………… 一〇六

ロ、南支方面に於て同上の工作…………… 一〇六

ハ、在外各地に於て日華共同線又は華僑の利權を保護主張するの利害可否…………… 一〇七

ニ、華僑の文化青年層に對する對策…………… 一〇七

六、華僑本國送金、贖金の消長及現狀…………… 一〇七

イ、本邦在外金融機關に送金を蒐むる事の能否…………… 一〇七

ロ、南支經濟復興資金として有力自治政府又は特許機關の發行に係る經濟復興債券又は富強が實行せらるゝ場合の之れに對する華僑の放資力の觀察…………… 一〇八

附、蘭領印度に對する主要地方別各國投資額調(一九二九年)…………… 一〇八

イ、スマトラ東海岸…………… 一〇八

ロ、爪哇…………… 一〇九

ハ、スマトラ南部	110
ニ、全世界總輸出量に對する關印輸出量の割合	110

第三章 比律賓華僑

(戸田龍雄)

一、華僑の日支事變後の對日態度の概要	111
二、華僑の對日態度に對する統治政府の方針と實際手段の寬嚴並に今後の見透し	113
三、華僑の財的勢力を示すべき事實	113
イ、貿易	113
ロ、事業の種類	116
甲、馬尼刺に於ける有力者	116
乙、各業界の有力者	117
A 雜貨輸入及卸商(主として日本品を取扱ひ居る者)	117
B 綿布輸入卸商	116
C 材木、苧、砂糖、椰子、米輸出商(米國向)	116
D 雜品卸小賣商(日、米、歐)	116
E 金物卸小賣商(日、米、歐)	116
F 工業	116
一、米穀商(精米所)	116
二、靴製造	116

三、メント製造	110
四、酒醸造業	110
五、醬油醸造業	111
六、清冷飲料水製造	111
七、煙草製造	111
八、製材、材木商	111
G 鑛業(Mining)	111
H 林業	111
I 砂糖栽培、椰子栽培	111
J 銀行	111
ハ、投資及金融	111
甲、投資	111
乙、金融	117
ニ、華僑の人的勢力	119
四、華僑抗日機關の實相と其の主力の人々及び社會的、財的地位の種々相	120
(1) 比律賓華僑援助抗敵委員會	120
(2) 比島華僑精神總動員會	121
(3) 岷里拉中華總會	121
(4) 國民黨總支部	121

(5) 福建救濟會……………一三三

(6) 粵僑聯合會……………一三三

(7) 航空建設協會……………一三三

(8) 其他の團體及主なる人々……………一三三

(附一) 抗敵會新舊役員名……………一三三

(附二) (イ) 漢字新聞……………一三三

(ロ) 各種宣傳物……………一三三

五、華僑の對日態度を是正すべき實際的手段……………一三六

イ、日本側より講すべき政治、經濟、文化の工作……………一三六

ロ、南支側より講すべき政治、經濟、文化の工作……………一三七

ハ、在外各地に於て日華共同線又は華僑の利權を保護主張するの利害可否……………一三八

ニ、華僑の文化青年層に對する對策……………一三八

六、華僑の本國送金又は匯金に關する消長及現状の概要……………一三九

イ、二箇年間に於ける比島華僑の獻金概況……………一三九

ロ、抗敵會獻金概況……………一四〇

ハ、本邦の在外金融機關に送金を免めることの能否……………一四〇

ニ、南支經濟復興資金として有力自治政府又は特許機關の發行に係る經濟復興債券又は富籤が實行せらるゝ場合、之に對する放資力の觀察……………一四〇

第四章 佛領印度支那華僑……………(原田玄龍)……………一四三

第一、華僑の日支事變後の對日態度の概要……………一四六

第二、華僑の對日態度に對する統治政府の方針と實際手段の寬嚴並に今後の見透し……………一四六

第三、華僑の財的勢力を示すべき事實……………一四六

一、貿易……………一四六

二、事業の種類、主たる代表者氏名及實力の程度……………一四六

(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)

農 業……………一四六

商 業……………一四六

鑛 業……………一四六

製 材 業……………一四六

工 業……………一四六

製 革 業……………一四六

漁 業……………一四六

製 糖 業……………一四六

精 米 業……………一四六

其他の職業……………一四六

(1) 筋肉労働者……………一四六

(2) 自由職業者……………一四六

三、投資及金融……………一四六

四、其他……………一四六

第四、華僑の抗日機關の實相、其主力の人々及社會的、財的地位の種々相……………一四六

第五、地方的抗日機關と本國又は在外同志機關との連絡手段並に相互地理的關係の検討……………一〇四

第六、華僑の對日態度を是正すべき實際的手段……………一〇五

一、日本側より講すべき政治、經濟、文化の工作……………一〇五

 (イ) 根本的對策……………一〇五

 (ロ) 具體的工作……………一〇六

二、南支方面に於て日本側より講すべき政治、經濟及文化の工作……………一〇九

三、在外に於て日華共同線又は華僑の利權を保護主張するの利害可否……………一一二

四、華僑の文化青年層に對する對策……………一一三

第七、華僑の本國送金又は匯金に關する消長及現情の概要……………一一四

 (一) 本邦の在外金融機關に送金を蒐むることの能否……………一一七

 (二) 南支經濟復興資金として有力自治政府又は特許機關の發行に係る經濟復興債券又は富強が實行せらるゝ場合の之に對する僑華の放資力の觀察……………一二九

結 論……………一三九

(附) 南洋華僑の經濟的活動狀況……………(邱 玉 枝)

一、緒 論……………一四〇

二、華 僑 の 人 口……………一四四

三、華僑の潛在勢力……………一四八

四、經濟方面の活動……………一五二

 A 華僑の經濟的基礎……………一五九

(1) 馬來方面……………一五〇

(2) ボルネオ方面……………一五〇

(3) 比律賓方面……………一五二

(4) 關領東印度方面……………一五三

 B 華僑の職業……………一五三

 (1) 華僑の農業經營……………一五三

 (2) 華僑の礦業經營狀況……………一五四

 (3) 華僑の商業經營……………一五五

 (4) 華僑労働者……………一五五

 (イ) 自由労働者……………一五五

 (ロ) 契約労働者……………一五六

(目次終)

支那事變と華僑 上編

概論

一、華僑の日支事變後の對日對度の概要

日支事變の華僑に及ぼせる影響に就ては各地に依り夫々相違し、廣東系の華僑在住地で國民政府又は共產派の宣傳の徹底せる處は排日が熾烈を極めてゐる。

一、泰 國

泰國に於ては廣東系の潮州人が大部分を占めてゐるが、泰國は近年華僑抑壓策を執り、取締り相當嚴重である爲排日運動は左程盛んではない。しかし戦火南支に波及するや、新嘉坡方面より潛入せる國民黨派遣の工作員が頻りに煽動し、又盤谷華僑秘密結社の一味とも結託して監察隊等を組織し、曾て余漢謀、吳鐵城其他西南派要人連が泰國を訪問して氣勢を高めた事は一般に知悉されて居る。同國に於ける秘密結社の數は一時十五、六團體に達したが、本年二月頃泰國では此等排抗日團員を共產黨員と見做して大檢擧をしたこともあり、最近衰勢を辿りつゝあるが、曩に汕頭、廣東等の空襲の行はれた當時には相當テロ行爲も現はれ、邦品取扱の支那商に對しては各種脅迫乃至監察隊員の暴行事件等が頻出した。尙、潮州人經營の新聞紙が國民黨の指導精神を鼓吹し、排抗日の氣勢を煽つてゐることは注目し値する。

二、英領馬來

英領馬來殊に新嘉坡を中心とする排抗日運動は最も熾烈を極め、其代表的のものは有力資本家である。事變勃發當初彼等は「新嘉坡中華籌賑祖國難民大會」及「馬來亞抗敵救國勳好團」等を組織し、且つ各主要都市には總商會を元締として、各種同業組合、同郷組合其他を動員し、ボイコット網を結成するに至つた。當地排抗日團體は福建、廣東兩派の華僑勢力殆んど伯仲せる結果、兩者間の暗闘深刻を極め、福建系の代表者は陳嘉庚、廣東系の代表者は胡文虎である。其の運動に就ても兎角歩調一致を缺き勢力争が絶えない。スレンバに於ては事變發生當時煽動された華僑の一隊が邦品取扱商店を襲撃した事件を見たばかりで、當地には親日的徳望家も居る爲、一般に排日氣勢は昂らぬ。

新嘉坡に於ては政廳側の取締行渡り居り、且つ祖國意識稀薄なる混血兒多き爲め、反日運動は猛烈ではない。

彼南地方には華僑の富豪多く献金、公債募集等比較的好成績を収めたが、廈門攻略後漸次其真相も傳はり、反日感情は緩和されつゝある。

三、英領北ボルネオ

英領北ボルネオは廣東系華僑大部分を占め、政廳の取締嚴重の爲め事變に依る排抗日運動は微温的で、有力華僑の多數は慎重な態度を持し、表面邦貨不買問題は起らぬ。

四、蘭領印度

蘭領印度は最初は支那の巧妙なデマ、脅迫があつたにも拘らず大體平靜を保つたが、南支の爆撃と海上封鎖が傳へられて

からは漸次抗日意識が盛んになつた。

事變の進展に伴ひ華僑綿布商は組合總會の決議に基き、日本品の不買同盟を決定し、違反者に対しては取引高の五割の罰金を課することに定めた。然し蘭印政府の取締り嚴重な爲め、抗日分子の活躍は非常に束縛を受けた。

安價の日本品は蘭印土人の必需品たること及輸入品の大部分は割當制なる爲め、徒に輸入禁止を行へば輸入実績減少し次期輸入の Licence 下附に影響すること等の原因に依り、排日貨運動は頗る微温化したのである。

五、印度支那

印度支那華僑は廣東系に屬し、國民政府の排日指令に依り排日貨は頗る盛で、其手段としては邦品取扱の支那商名簿を調製して各種の脅迫をなし、各商店に監視員を派して監視せしめ、違反者に対しては罰金を課し、或は直接行動に出る等數十件の被害者を出してゐる。

六、比律賓

比律賓の華僑は事變發生當時暫くは日和見的であつたが、翌年一月から活動を開始し、「仇貨抵制實施辦法」を制定し、華僑の大部分を占めてゐる福建人は故郷廈門陥落の報に依り極度に反日氣分を漲らし、一九三八年六月一日支那商各組合は一齊にボイコットを開始するに至つた。

附一 主として馬來地方在住華僑の對日態度に關する現地報告

今次支那事變發生後、馬來地方の華僑は日本を目して祖國を侵略する國であると言ふ強い觀念を抱きしも、當初華僑の日

本に對する感情は極めて冷淡なものであつた。其後北京、天津、太原、濟南等の陥落の情報が頻りに傳へらるゝに及んで、華僑の對日感情は急激に悪化したのである。華僑の富裕階級の國民政府に對する献金熱は極めて旺盛で、彼等の財産を處分して迄救國公債に應募したのもある。

中産階級の華僑は月收の三割乃至四割を購出して救國公債を購入し、更に下層階級の労働者等如何なる種類の献金たるを問はず極めて熱心である。實際上、彼等は國民政府のモットーとする「全世界に於ける華僑は祖國危急の際一致團結すべし」との宣傳に動かされたのである。

國民政府の日本に對する各種逆宣傳に依り、華僑の對日感情は激化すると共に、本國政府に對する献金熱は異常に高められたのである。上海、南京陥落後華僑の戦時公債應募額は更に急増し、彼等は今次事變に武器の供給を潤澤ならしむる爲には、戦時公債に應募するより外に途なしと言ふ考へで、所謂長期抗戰に備へたものと言ひ得る。

其他戦線進展に伴ひ厦門、廣東、漢口其他重要都市が續々攻略されたと言ふ情報が傳はると共に彼等は非常に落膽し、同時に國民政府及國民黨幹部の抗日組織に對して飽き足らなく感ずる様になつたのである。

而して、一方共產黨は其魔手を馬來地方に伸張してC.P.團を組織するに至り、秘密結社ではあるが驚くべき活躍をなし、下層労働者、小賣商人又は職工等に働き掛けて之を指導し、事變以來其潛勢力は一層強化さるゝに至つた。若し政廳側が當時馬來に於けるC.P.團の抑壓に努めたならば情勢は現在とは餘程相違したであらう。

馬來華僑でC.P.團の影響を受けたものは極めて多數に上るが、近來其勢力はジャバに進展し、大多數の華僑は飽く迄長期抗戰を決意せるものと傳へられる。

前記C.P.團以外事變後馬來に於ては、政治的、愛國的團體は政廳の許可を得て、俱樂部、集會所等を設け、秘密工作に従事しつゝある。

上海及南京陥落當時中央政府の宣傳委員及各種政黨首領等は馬來を訪問し、戦費捻出に關して華僑に懇請した結果、多少の効果を擧げた模様である。

元來、馬來地方に於ける富裕階級は中、下層階級に比し其對日感情は左程悪化せるものではなく、彼等の欲する所は結局貿易以外に出ないのである。

新嘉坡、彼南其他の市場は事變中極めて蕭條たるものであるが、主として華僑の掌中にある各種特産品、例へば護謨、砂糖、ココナツト、珈琲等の値段が低落したことも其一因であるが、會て新嘉坡の中樞商店街で、堂々と日本商品を販賣してゐた支那商が、何れも排日抗日團體の爲めに脅迫されて、其取扱を中止して居ることが其主要原因である。

斯くの如き情勢であるから、事變下に於て俄に華僑の親日的感情を誘致することは相當至難の問題と觀られる。

附二 華僑秘密結社の活動狀況

昨年中、新嘉坡市内に頻發した不逞華僑の治安攪亂或は傷害暴行事件等は、其大部分は事變勃發と同時に簇生した大小數多の抗日秘密結社の仕業と目されてゐるが、而も此等抗日秘密結社の外に、新嘉坡に在住する廣東省人、福建省人等各同郷關係其他の大小秘密結社の數も夥しいもので、警察當局の推測によると、秘密結社の數は總計約百七十に達し、其會員數一萬五千人に上ると言ふ驚くべき數字を示し、其惡辣極まる不逞行爲に今更の如く市民を戰慄せしめてゐる。

一九三八年一月から八月に至る八箇月間に、新嘉坡に發生した傷害事件数は六十三件で、之を一九三七年一箇年を通じての六十九件に比較して、昨年中特に秘密結社員の跳梁甚しかつた事實を證明するものであるが、其最も不逞を極めたのは廣東省人の結社で、昨年中銃殺事件六、刺殺事件三、結社同志の喧嘩による傷害事件一二、竝に結社幹部にして兇器所持の發覺せるもの短銃七挺、短刀類は無數に上つてゐる。而も本年に入り被害頻々たる強盜事件の犯人が、殆んど廣東人であることも注目されてゐる。

一方昨年中福建及潮州人の結社の活動は、警察當局の取締嚴重で大方衰へたかの如き感があつたが、結社員の檢舉されたものゝみで百餘名に上つてゐる。尙最近の持兇器強竊盜犯人は何れも二十歳以下の青年で、英語教育を受けた華僑青年で、十六歳頃から此等不逞の群に墮落して行くものゝ多いことが判明し、當局を慄然たらしめてゐる。

附三 英領馬來地方華僑の對日態度竝に統治政府の取締方針其他に關する現地報告

馬來華僑の對日感情は漸次悪化しつゝあるが、排日團體は大體に於て福建、客家、海南、廣東系竝に當領生れの第二世華僑とに分類される。此等抗日團體は新嘉坡 Malacca, Penang, Selangor, Perak, Negri Sembilan 及 Pahang 等各地に散在し、又一部は Johore, Kedah, Lekomtan 地方に組織され各機脈を通じて居る。

前記各地方の住民は各異種族の寄り合ひ世帯であるが、其内華僑が絶體多數を占めてゐる。各地に於ける華僑は何れも三階級に分れてゐる爲、對日態度も自然夫々相違してゐる。新嘉坡華僑の上層階級者は未だ邦商に對しては溫和的であり、且つ多少共好意を有してゐるが、日本は侵略國であると言ふ或種の感じを抱いて居るものゝようである。然し彼等は出来る丈

慎重の態度に出てゐる。却て華僑一般大衆の方が反日熱は旺盛で、概して邦品に對してボイコットはしても直接行動に出る場合は稀である。彼等は筆に口に祖國觀念乃至反日宣傳に努めてゐるが、常に當局の嚴重な取締りを受け、殊に共產派の如きは出版物發行其他全然許可されない。然しながら彼等は巧に當局の眼を避け、秘密裡に下層階級間にパンフレットの配布宣傳に大奮である。

斯くの如く、下層階級の華僑は多年共產黨の影響を蒙つたのであるが、新嘉坡政廳は絶えず其政治的活動に對し、峻嚴な取締を勵行して居る如く傳へらるゝも、錫鑛山竝にゴム園等の労働者は屢々排日運動を惹起して當局を困惑させる場合も多し。各種排抗日團體の内最も激烈なのは矢張り廣東及福建系の華僑である。

Penang の華僑は他地方に比し富裕階級のもの多く表面靜肅を保つて居る。共產黨の裏面策動は行はれて居るけれど、別段問題を起したことはない。當局の取締方針は新嘉坡同様と見られる。

Kuching, Sarawak の華僑は大部分ゴム園の労働者で、商人の数は極めて少數に過ぎない。Sarawak 華僑は政治的運動には興味を持たず、支那本國から各種出版物が同地方に送付されても賣れない状態である。其理由としては、大多數の労働者は無學文盲であるのと、又多少でも讀み得るものは暇が無いと言ふ有様で、共產黨の煽動運動も此處では一向に効果がない。同時に、政府當局も共產黨の宣傳工作に對する取締は極めて嚴重な爲め、其勢力は逐次頹勢を辿りつゝある。政府の取締方針は國民政府の派遣員たると共產黨員たるとを問はず、一樣に總ての政治運動を禁止してゐる模様である。

Miri 地方華僑、當地には約四千名の華僑労働者が在住せるのみで、労働者及び商人以外の者は入國を許されない爲め、外部から煽動される危険もなく、至極平靜状態である。自然排抗日氣分は殆んど見受けられぬ。

Sandakan, Kudat, Labuan 地方には二萬以上の華僑が居るが、其約七五%以上は、各種労働者で排抗日運動は盛でない。且つ、當地華僑は概ね貧窮の爲め、本國への献金額は極めて小額であり、共產系の勢力等も及んで居らぬ。對日感情は好くないが、別段國民政府又は共產黨等の背景を有するものではない。彼等は單に生活に追はれるのみである。

同地方當局の華僑に對する保護は好く行き渡つて居る。

Kelantan, Kuantan, 及 Trengganu
同地方の華僑は大部分鑛山所有者又は労働者で、護謨及びココナツト栽培等大規模に行はれて居るが、特に鑛山事業は最も盛大である。新嘉坡からは海路三日半の航程にある同地方華僑の對日態度は決して悪くはない。同地方には少數の邦人鑛山經營者も居り、支那労働者に對しては、相當好遇して居る事が廣く知れ渡れる關係もあるであらう。

國民政府に對する献金額は漸次著しい減少を示してゐる。彼等華僑は從來既に本國政府の要求に對しては力の及ぶ限り盡した譯で、將來何物か好結果を豫想せるものと思はれるが、其期待は見事に外れ、落膽の狀想像に餘りある。

尙馬來各地生れの華僑も、本國に對しては相當關心を有してゐる事は事實であるが、第一世華僑とは比ぶべくもない。其主要原因としては、彼等は漢文が讀めない爲めに、如何しても英語又は馬來語の出版物に依つて、本國の情勢を知らねばならぬ不便が存在するのである。

所謂第二世華僑の對日態度は英國其他諸外國人の夫れと何等異ならず、彼等の内極めて少數のものは排日其他秘密工作に従事して居るものも見受けるが大した問題ではない。當局の實際取締方針は、英政府同様華僑の排抗日運動に對しては彈壓策を執りつゝある。

二、華僑に對する各統治政府の方針及實際手段

華僑は近來衰運を辿りつゝあるが大體に於て經濟的原因と政治的原因との二つに分ける。

經濟的原因としては、一九二六年のゴムの不況に引續き、一九二九年の世界的恐慌の影響に依り、南洋華僑にも倒産者續出せると南洋産業界の生産統制に従ひ、ゴム園乃至錫鑛労働者に夥しき失業群を出したことにある。

次に華僑の取扱商品中主要部分を占むる日本品のボイコットを永續せしめた結果、華僑の地位を邦商に奪はれた事も其原因として數へられる。

尙各國の華僑對策を見るに、泰國に於ては支那人の入國税が、從來一人に付四十五銖であつたものを一九三三以來一躍百銖に吊り上げ、居留手續費として二十銖を附加して、入國制限を實行しつゝある。更に從來よりの居住者に對しては、貿易營業稅率の引上、商業雜稅の新設等に依り華僑の商業を壓迫しつゝある。

同國の法律に規定された華僑勢力抑壓策の主要なるものとしては、(一)出生兒の歸化 (二)泰國語に依る教育の強制 (三)嚴格なる入國法等が擧げられる。

日支事變勃發と同時に泰國政府は強硬なる新聞政策を執り、華僑系新聞は峻嚴なる彈壓を蒙るに至つた。

其他、政府は警察力を動員して、排日行動の取締、在留邦人保護の任に當り、相當誠意の認むべき點があつたが、華僑に依つて組織される秘密結社のテロ行爲に對しては、尠からず手を焼きつゝある模様である。華僑のボイコット對策として、此等秘密結社に對する工作は極めて重要視すべき問題である。

馬來半島に於ては、一九三〇年の海峽植民地政廳令に依つて、華僑労働者の入國者数を制限し、一九三二年より一箇年一千名を超ゆる事が出来ない。更に在留外國人管理條令二十四箇條に依り、在留八箇年にならなければ居住免狀を與へないと云ふ華僑を目標とした制限方法を講じて居る。又米穀に對して輸入税を引上げ、彼等の食料を制限する等の壓迫を加へつゝある。

馬來各地の中華總商會、籌賑會等を中心として、難民救済の名の下に漸次華僑の抗日運動が組織化さるゝに至り、不穩の情勢馴致されたる爲め、政府當局は「日支事變に基く政治的運動の一切を禁する」旨の告示を發表したが、右運動は逐次潜在的に繼續せらるゝに至つた。ポイコット團の暴行乃至共產系の策動等に對し、官憲は極力取締を勵行したとは言ふものゝ、今次事變の性質上英支利害を一にする關係上、在住華僑の排日運動に對しても、名義の立つ限り黙認せる場合もあり、多少消極的態度たるを免れぬ。

佛領印度支那は元來華僑に對しては英國及和蘭等に比し一層嚴重な壓迫を加へつゝあるが、最近に於ては安南人の反佛運動と下層華僑の無産運動の提携を恐れ、益々華僑排斥を強調しつゝある状態である。

比律賓に於ては、最近入國法令の外に在留華僑に對し、五年毎に新しい寫眞を撮影し、税關移民部に登記せしむる方法を執つてゐる。元來、比律賓は甚しく華僑壓迫政策を執つて來た國である。

華僑は元來何等本國政府の背景もなく、自力を以て今日の大勢力を築き上げたものであり、大部分のものは無資本で渡航し、逐次膨脹發展し個々に大をなせるもので、華僑全體としての綜合系統的の勢力はないのであるが、曩に孫文派が各地華僑に對し經濟的、人的援助を求むる方便として、盛んに祖國意識、愛國觀念を鼓吹して以來、國民黨並に國民政府は華僑の

保護、啓蒙に努力し、其支持援護を求むる方針を執りつゝある。

三、支那及華僑中心地との貿易關係

在外華僑は支那生産品の一大消費地である。次表は一九三五年、一九三六年及び一九三七年の五箇月の支那及び華僑中心地との貿易關係を示すものである。

印度支那

年次	輸入	輸出	貿易	尻
一九三五	五九七、三三〇	二九六、五五九	(一)	五七〇、三六一
一九三六	一八〇、七六四	四三六、一四三	(一)	二三六、一五三
一九三七	八一、〇〇〇	三七五、〇〇〇	(一)	三九四、〇〇〇

蘭領東印度

年次	輸入	輸出	貿易	尻
一九三五	五、三三六、三三八	二、六四三、九二四	(一)	五、七三三、九四
一九三六	七、四三九、七一五	二、〇九九、四六五	(一)	七、三三九、六八〇
一九三七	四、〇八、〇〇〇	三、七五、〇〇〇	(一)	四、〇八、〇〇〇

比 律 賓

年次	輸 入	輸 出	貿 易	尻
一九三五	四八五,三三二	二五〇,四八三	(一)	三三八,七〇八
一九三六	四〇九,三三〇	二六九,四六五	(一)	一三四,九六五
一九三七	一九四,〇〇〇	三三三,五〇〇	(一)	一七三,五〇〇

泰 國

年次	輸 入	輸 出	貿 易	尻
一九三五	三,一七四,〇〇一	一,九三〇,六六七	(一)	三,五三三,六一四
一九三六	一,八六八,三三八	一,七三三,〇三八	(一)	一,七〇五,三〇〇
一九三七	六,二七〇,〇〇〇	三,三三三,〇〇〇	(一)	三,九三六,〇〇〇

馬 來

年次	輸 入	輸 出	貿 易	尻
一九三五	一〇,三三三,九九九	六,八八四,三三三	(一)	三,四四九,三三三
一九三六	一〇,八三三,一八一	六,九八二,〇一一	(一)	三,八五一一,一七〇
一九三七	六,三三〇,〇〇〇	八,六〇一,〇〇〇	(一)	二,二七一,〇〇〇

前記諸地方に對する華僑の輸出は年々増加を示し、特に一九三七年の如きは比律賓及馬來地方に於て輸出超過せる事實は注目に値する。

尙、華僑の支那本國に對する送金額が國際貸借決済上重大役割を演じてゐることは見逃すべからざる事實であるが、最近五箇年間の輸入超過及び華僑送金額との關係を示せば、次表の通りである。

年次	輸 入 超 過 額	華 僑 送 金 額
一九三三	八〇七,二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇,〇〇〇
一九三四	五六八,七〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇,〇〇〇
一九三五	四六七,〇〇〇,〇〇〇	二六〇,〇〇〇,〇〇〇
一九三六	三二九,九〇〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇,〇〇〇

即ち華僑の送金額は輸入超過額に對し、一九三三年に於ける二四・七八%より一九三六年の九七・二九%に上昇した譯である。

四、南洋華僑の從事する職業及出身地

南洋華僑は世界に分布する華僑の八〇%を占むるものと稱せられ、南洋各地に於て、大は貿易業、銀行、百貨店、卸商より、小は土人相手の小賣商、各種熟練工は勿論、日傭労働者、車夫に至る迄殆んど華僑の手に占めらるゝ状態である。

次表は華僑の従事する職業及出身地を示せるものである。

國 別	主として従事せる職業	出身地 別 職業
暹 羅 二、五〇〇、〇〇〇人	製米業、木材業、商業、漁業、その他	潮州人(六〇%) 商業、貿易、製材業、精米業 廣東人(二〇%) 精米、各種熟練工 海南人(二〇%) 漁業、製材業、家庭使用人 客家人(八%) 貿易、商業 福建人(二〇%) 鑛業、護謨産業 上海寧波其他(二%) 園藝、大工、家具製造
馬 來 一、七〇九、三九二人	錫、鑛業、護謨産業、商業、貿易	福建人(三四%) 農業、各種商業 廣東人(二四%) 錫鑛業、栽培業 客家人(一八%) 錫鑛業、農業、労働者 潮州人(二二%) 商業、貿易、漁業 海南人(六%) 家庭使用人、護謨園労働者、漁業 廣西人(二%) 商業
北ボルネオ	商業、農業、農園労働者	福建人 商業

七五、〇〇〇人	原始産業(農、牧、漁、林) 商業、貿易、工業、交通	廣東人 商業、農業労働者 客家人 農業 潮州人 商業 福建人(五五%) 原始産業、商業、貿易、仲介 客家人(二〇%) 商業、鑛業、工業 廣東人(二五%) 工業、商業、貿易、鑛業 潮州人(二〇%) 農業、園藝
關領印度 一、二三三、六五〇人	精米業、貿易、買辦、商業	廣東人(五〇%) 精米、商業 福建人(二〇%) 精米、買辦、貿易 潮州人 筋肉労働者 海南人(三〇%) 家庭使用人 客家人 漁業、茶商、栽培業
印度支那 三八一、四七一人	商業、精米業、木材業	福建人(八〇%) 華僑商人は比島小賣商の七割以上を占む 廣東人(二〇%)
比 律 賓 一一〇、五〇〇人		

註 各地華僑人口は一九三四年の統計による

支那事變と華僑 上編

五、華僑の主要事業、有力華僑並に主要團體

A 泰國華僑

(一) 金融業

銀行名	資本金 <small>千海峽幣</small>	本店	司理
華僑銀行	四〇、〇〇〇	新嘉坡	李偉卿 (潮州人)
四海道銀行	二〇、〇〇〇	新嘉坡	李偉卿 (潮州人)
廣東銀行	一〇、〇〇〇	香港	李偉卿 (潮州人)
順福盛銀行	一、〇〇〇	谷	鄭舜之 (潮州人)
炳春銀行	一、七〇〇	谷	蔡興斯 (潮州人)
榮興銀行	一、〇〇〇	谷	廖公圃
廣順利銀行	四〇〇	谷	廖公圃
泰山銀行	六〇〇	谷	陳峰榮 (潮州人)
豐利銀行	一、〇〇〇	谷	陳守明

一種の私設郵便局にして、主として在泰華僑の送金依頼を引受け信書の代筆を業とするもので、泰國全國に約店があり、

其の數約百店に上る。資本金は約十五萬銖見當。

ハ、質店

泰國全國に約七十四店の質店があり、内三十四軒が盤谷にある。資本金は最高三十萬銖より最低五萬銖である。

ニ、銀莊 (高利貸)

一般商人に對し現品擔保で貸金をする外、連帶責任に依り信用貸をなすもので、本營業は殆んど華僑の獨占事業である。

ホ、保險業

泰國に於ける保險業は資本金二十萬銖以上と規定されてゐるが、華僑の經營するものは全部火災保險である。

其の主要なるものは左記十店とする。

店名	本店所在地	個人經營
永安公司	上海	
聯泰公司	香港	
長安公司	谷	
振成公司	谷	
趙安公司	谷	(個人經營)
興利公司	谷	(個人經營)
廣高公司	谷	(個人經營)
廖榮公司	谷	(個人經營)
盛昌公司	谷	(個人經營)

支那事變と華僑上編

(二) 運輸業

泰國の運輸業に於て華僑は二大汽船會社を有する外、Lighter Cargo Boat 及水上労働者並に水上商人に於ては、其の勢力他の追隨を許さぬものがある。

華僑汽船會社及 Lighter Cargo Boat 營業者の主要なるものとしては
イ、五福輪船公司 (株式組織)

主とし諾威船をチャーターし、其の航路は盤谷、香港、汕頭間及盤谷、新嘉坡間

ロ、中暹汽船公司 (費利)

創立一九一〇年、資本金三百萬銖、航路は盤谷、香港、汕頭間

ハ、瓊昌成 (海南人、個人經營) 航路シンゴラ、盤谷間

ニ、蘇坤興 (個人經營) 沿岸航路たるバンドン迄の各港と盤谷間

ホ、光興利 (蟻光炎個人經營) 湄運送業

ヘ、成和 (個人經營) 湄運送業

(三) 製造業

イ、精米所

泰國精米所の多數は組合組織で、其の大部分は所有者、經營者共に華僑である。泰國全國の精米所は約八百を數へ、輸出向大規模に經營せるものは其の數約六〇、生産能力日産米四千噸乃至四千五百噸に上る。

日産米百噸以上の能力あるものは

振盛 振成 棧元 盛利 元昌 利元 豐利

霖興 棧隆 興利 南盛 豐泰 源

ロ、製氷會社

華僑經營の主なるものは

雲瑞和 日産能力 七〇噸

會三和 同 三〇噸

鐵橋霜廠 同 四五噸

福和興 同 一五噸

ハ、製材所

華僑經營の有力製材所と目さるゝものは

永盛 隆盧 金隆 南興 隆祐 茂茂

公記 瓊茂 瓊南 興森 茂

廣金 隆順 成源 豐順 興隆

支那事變と華僑 上編

其他製油業、石鹼製造業、砂糖、燐寸、製菓、罐詰、製革、煙草、染色等の小規模工業は全部華僑の勢力範囲に属する。

(四) 貿易業

泰國の輸出入貿易に於て華僑の占むる割合は左記の通りである。(一九三四—一九三五年)

泰國總輸出入額	華僑取扱輸出入額	割合
輸 入	一〇一、七二六、七二二 銖	一九、六%
輸 出	一七二、五九四、八七〇 銖	一四、九%
	四三、〇〇〇、〇〇〇 銖	

其直接華僑の占むる割合は必ずしも大ではないが、華僑の掌握する輸出入商品の配給網の完備せる點は看過することが出来ぬ。

華僑の主要貿易業者としては

イ、輸 入 商

1. 綿 絲 布	商 社	取引先	年取扱高
鴻興利	新嘉坡	一、〇〇〇、〇〇〇 銖	
開昌利	同	八〇〇、〇〇〇 銖	
開興利	同	五〇〇、〇〇〇 銖	
成豐泰	香港	一、〇〇〇、〇〇〇 銖	

2. 食 料 品

乾 利	香港	八〇〇、〇〇〇 銖
祐 隆	同	三〇〇、〇〇〇 銖
松 記	日本	五〇〇、〇〇〇 銖
日 興	同	六〇〇、〇〇〇 銖
廣 隆	同	三五〇、〇〇〇 銖
德 和	同	三〇〇、〇〇〇 銖
建 源	同	二〇〇、〇〇〇 銖
乾 利	新嘉坡	一、五〇〇、〇〇〇 銖
松 記	同	五〇〇、〇〇〇 銖
集 成	同	四〇〇、〇〇〇 銖
長 成	同	三〇〇、〇〇〇 銖
建 源	爪哇	一、七〇〇、〇〇〇 銖
吉 昌	香港	一、三〇〇、〇〇〇 銖
元 興	同	八〇〇、〇〇〇 銖
元 興	同	五〇〇、〇〇〇 銖
宏 成	同	五〇〇、〇〇〇 銖
榮 茂	同	五〇〇、〇〇〇 銖
費 豐	同	五〇〇、〇〇〇 銖

支那事變と華僑 上編

口、輸入品問屋

輸入商は總て問屋兼營なるも、輸入商でなくて問屋業を營むもの、内主要なるものを擧ぐれば

1. 綿 絲 布

華 生	二〇〇,〇〇〇 銖
鐘 振	二〇〇,〇〇〇 銖
振 遠	二〇〇,〇〇〇 銖
成 源	二〇〇,〇〇〇 銖

鴻 興 棧 (鴻興利別店)

鴻 興 棧	一,〇〇〇,〇〇〇 銖
榮 豐	五〇〇,〇〇〇 銖
許 和 發	五〇〇,〇〇〇 銖
成 昌	四八〇,〇〇〇 銖
炳 隆	三〇〇,〇〇〇 銖

2. 食 料 品

和 平 公 司	二,〇〇〇,〇〇〇 銖
初 興 發	一,三〇〇,〇〇〇 銖
金 財 合	一,二〇〇,〇〇〇 銖
春 合 興	一,〇〇〇,〇〇〇 銖
木 記	一,〇〇〇,〇〇〇 銖

3. 金 物

瑞 珍 (茶)	三〇,〇〇〇 銖
成 記	二〇,〇〇〇 銖
建 源	二〇,〇〇〇 銖
成 泰	五〇,〇〇〇 銖
民 生	五〇,〇〇〇 銖
日 興	一五〇,〇〇〇 銖
美 盛 (茶)	五〇,〇〇〇 銖
新 昌	三〇〇,〇〇〇 銖
豐 泰	三〇〇,〇〇〇 銖
合 興	四〇〇,〇〇〇 銖

4. 雜 貨 (主として日本筋)

雄 萬 和	一,〇〇〇,〇〇〇 銖
泰 成	八〇〇,〇〇〇 銖
民 生	三五〇,〇〇〇 銖
德 和	三〇〇,〇〇〇 銖
成 隆	三〇〇,〇〇〇 銖
威 泰	二五〇,〇〇〇 銖

3. 雜貨
 同成昌 一〇〇〇,〇〇〇 銖
 兩成峰 一〇〇〇,〇〇〇 銖
 林坤盛 一〇〇〇,〇〇〇 銖

4. 金物
 福發成 一〇〇〇,〇〇〇 銖
 合豐成 五〇〇,〇〇〇 銖
 信成 五〇〇,〇〇〇 銖
 怡和 三〇〇,〇〇〇 銖

王成 五〇〇,〇〇〇 銖
 永成 五〇〇,〇〇〇 銖
 成美 五〇〇,〇〇〇 銖
 利成 五〇〇,〇〇〇 銖
 成泰 七〇〇,〇〇〇 銖

八、輸出商
 1. 米
 各 國 三,〇〇〇,〇〇〇 銖
 新嘉坡 二,四〇〇,〇〇〇 銖
 爪哇、印度、上海 一,二〇〇,〇〇〇 銖

2. 木材 (主として支那向チーク)
 炳春 汕頭、香港、上海 六〇〇,〇〇〇 銖
 豐利 汕頭 五〇〇,〇〇〇 銖
 成泰 三〇〇,〇〇〇 銖

3. 燕巢
 泰興利 一五六,四〇〇 銖
 永盛隆 一一七,七〇〇 銖
 公記 九八,八〇〇 銖
 泰興 九一,九〇〇 銖
 南興隆 四五,九〇〇 銖

4. 其他產物
 暹羅燕窩公司 (成昌利) 四〇〇,〇〇〇 銖

二、佣廊
 豐利 一,五〇〇,〇〇〇 銖
 合興利 五〇〇,〇〇〇 銖
 蔡和棧 五〇〇,〇〇〇 銖
 勝合昌 五〇〇,〇〇〇 銖
 合興昌 五〇〇,〇〇〇 銖

「九八行」とも稱し産物を二%の口錢で受託販賣する商社で、一種の親問屋業とも稱すべきもので、南洋各地の商業界に於て特殊の地位を占む。其の主要なるものは

美利(陸路)	(主として印度支那方面の物産を取扱ふ)	一、〇〇〇、〇〇〇 銖
義成泰(陸路)		五〇〇、〇〇〇 銖
泰成隆(陸路)		三〇〇、〇〇〇 銖
豐興發(陸路)		五〇〇、〇〇〇 銖
源合(陸路)		三〇〇、〇〇〇 銖
源隆(水路)		三〇〇、〇〇〇 銖
和昌(水路)		五〇〇、〇〇〇 銖
合順利(水路)		三〇〇、〇〇〇 銖

(五) 鑛業

泰國に於ける錫採掘は主として英、米、蘭の資本に依つて行はれるが、華僑の主なる錫鑛山所有者及採掘業者を示せば左記の通りである。

營業者名	所在地	年産高
蔡合源	盤谷	四、〇〇〇 擔
陳白犬	ブーケット	二、〇〇〇 擔
新寶瑞	ブーケット	二、〇〇〇 擔

錫仲買商	所在地	年産高
黃開泰	ロンピブン	二、〇〇〇 擔
陳遠來	ツンソン	二、〇〇〇 擔
吉昌	同	一、五〇〇 擔
原天福	同	一、二〇〇 擔
黃勤記	同	一、二〇〇 擔
蘇坤興	同	一、〇〇〇 擔
謝樞泗	ハードヤイ	九、〇〇〇 擔
何双郎	同	一、三〇〇 擔
中成和	バタニー	二、〇〇〇 擔
曾益成	同	一、五〇〇 擔
黃鵬	同	一、二〇〇 擔

泰國の錫鑛業界に於ける華僑の位置は、採掘並に勞働力供給方面よりも寧ろ仲買方面に重要性がある。其の有力仲買店としては

- 葉賢才公司 (主要營業地ツンソン及ハードヤイ)
- 福榮公司 (營業地ツンソン)
- 葉天生堂 (本店 盤谷)
- 和源 (營業地バタニー)
- 珍美棧 (營業地ツンソン)
- 支那事變と華僑 上編

(六) 農業

未だ代表的華僑農業なく、僅に各都市郊外に果樹園藝及養豚等を営むに過ぎない。

(七) 漁業

本業の殆んど全部は華僑の占むる所で、之に従事するもの約二萬を算す。漁市場は華僑の經營に係り其主なるものは左の通りである。

店名	年取扱商
華記	一、〇〇〇千銖
協興	一、〇〇〇千銖
源順	六〇〇千銖
順興	六〇〇千銖
福和	六〇〇千銖
魚源	五〇〇千銖
源利	五〇〇千銖
天成	五〇〇千銖

(八) 華僑有力者

- 蟻光 炎 (中華總商會々長)
- 陳守明 (汽船、保險、銀行、精米所等投資、資産百萬銖)
- 蔡樂斯 (潮州人、「炳春」支配人、輸入商吉兆昌主人)
- 廖公圃 (潮州人、銀行、保險、製材、錫鑛業等資産約二百萬銖)
- 馮爾和 (海南島人、中華總商會常務委員、資産約十四萬銖)
- 許葛汀 (福芳煙草、中華中學校長、暹京商市日刊主筆)
- 郭實秋 (華僑日報社長、蔣介石系、梅縣人、製油業振華興主)

B 馬來華僑

(一) 生產業

農業界に於ては護謨、鑛業界に於ては錫が當領の二大産業に數へられ、兩者共華僑が其の實權を握つてゐる。其の他鳳梨産業、古々椰子産業、蔬菜園藝等に至る迄華僑の獨占事業に屬するものが多い。

イ、護謨産業

海峽殖民地	馬來聯邦	馬來非聯邦	計
華僑經營大農園面積	六一、五七九	一一七、五六七	一六九、一五七
大農園總面積	二〇五、一〇五	一、〇三六、六五〇	二、〇二一、七〇二

右の如く大農園に占むる華僑の地位は總面積の一七%であるが、小農園に占むる華僑の地位は大體四〇%見當と推定され

支那事變と華僑 上編

る。次に新嘉坡を中心とする護護栽培事業關係有力者は次の通りである。

姓名	出身地	推定資産
余東旋	廣東	三、〇〇〇萬弗
陳賜敏	福建	二、〇〇〇萬弗
李光前	同	六〇〇萬弗
謝榮西	同	三〇〇萬弗
陳仰藏	同	三〇〇萬弗
符和謙	海南島	一〇〇萬弗
王文趙	福建	一〇〇萬弗
陳延謙	同	九〇萬弗
陳嘉庚	同	三〇萬弗

ロ、錫 産 業

馬來錫鑛業の開拓者は華僑であつて、實際上、多年に亘つて錫生産業を獨占したのも亦華僑であつた。

近年錫鑛業の機械化に依り歐人經營鑛山の著しい進出を見たが、華僑の占むる勢力は依然侮り難いものがある。

今一九三六年度の實績を検討すれば、

全馬來錫生産高	歐人鑛山	華僑鑛山
六四、三八五噸	四三、五八七噸	二一、〇九三噸(三三%)

歐人鑛山中支那人が租借經營するものあり、之等を考慮すれば華僑經營鑛山産出高は四一%に達する。

馬來に於ける錫製鍊工場二箇所の中其の一は華僑經營の萬福興(陳仰藏經營)である。

ハ、鳳梨 事業

華僑の經營する鳳梨栽培事業は新嘉坡を中心としてジョホール州に伸長し、現在年額六萬六千噸、七百餘萬弗の輸出を見つゝある罐詰工場十五工場あり。現在最大のもの李光前鳳梨罐詰工場で資金五十萬弗、ジョホール州に工場を經營してゐる。

ニ、漁 業

英領馬來の漁撈の従事者としては、一九三五年度馬來人一、九三七名、華僑九、九四〇名、邦人一、〇六三名の割合である。

從來華僑並に馬來人の魚獲法は極めて幼稚で魚獲高も尠かつたが、近年種々改善策を講じて居る模様である。

(二) 金 融 業

馬來に於ける華僑系銀行は比較的近年の創立にして、強大なる英國資本には比すべくもないが、華僑を顧客として金融の便を計り、華僑の本國向送金等に對して極めて重大な役割を有するものである。

馬來に於ける華僑銀行を表示すれば左の通り。

銀行名	資本金	設立年	本店	支店	幹部
四海通銀行	二、〇〇〇、〇〇〇 <small>海峽幣</small>	一九〇七年	新嘉坡		支配人 陳振賢
支那事變と華僑	上編				

華僑銀行	四〇,〇〇〇,〇〇〇	一九三四年	新嘉坡
利華銀行	一四,〇〇〇,〇〇〇	—	同
國民銀行	一,〇〇〇,〇〇〇	—	同
廣盛銀行	一,〇〇〇,〇〇〇	—	吉隆坡
黃利銀行	五〇〇,〇〇〇	—	盤谷、新嘉坡
中國銀行	四〇,〇〇〇,〇〇〇	一九二八年	上海

彼南コタバル
吉隆坡バトバル
總理 陳延謙
一保、馬拉加 支配人 S. G. Wong
ムア、スレンバン 支配人 H. M. Lee

(三) 貿易、商業

馬來華僑の内有力商社は左の通りである。

常紀棧	海産物取扱商、政府指定請負業
永南生	綿絲布輸入商、資本金百萬弗
南利隆	海産物取扱商
陳順發	海産物、食料品商、資本金五十萬弗
昌泰美	海産物取扱商
和豐	石鹼原料商、石鹼、クリセル、香料、椰子油、落花生油等の製造工場經營、資本金二百萬弗
永萬春	糖蜜、氷砂糖並に海産物取扱商

瑞利	油類取扱商
嘉發	罐詰業者
合源	金物及雜貨輸入商、資本金十萬弗
厚豐	雜貨輸入商、資本金十萬弗
再順隆	雜貨輸入商、資本金十萬弗
長和	貿易商、資本金十萬弗
陳聰發	金物商、資本金十萬弗
林德利	染料、塗料輸入商、資本金三十萬弗

(四) 海運業

新嘉坡在籍の和豐輪船会社が英領と支那間に航路を有し、支那への往航貨物は主として米、其の他の南洋物産であるが、復航には汕頭、香港より食料品、野菜、生果、鹽漬類、香港よりは更に多量の雜貨を積載する。

(五) 主要華僑團體

イ、中華總商會

會長	陳振賢	副會長	林慶年
理事	胡文虎	陳延謙	李偉南
			楊繼文
陳振賢	潮州人、四海通銀行司理、推定資産一千萬元、星華籌賑會の委員を兼ね排日を指導す。		

支那事變と華僑 上編

- 林慶年 福建人、林金隆茶莊經營、抗日團幹部
- 胡文虎 福建永安人、虎標永安堂主、中國銀行名譽顧問、五十六才、推定資産三千萬弗
- 陳延謙 福建人、護謨園經營、華僑銀行總理、推定資産九十萬弗
- 李偉南 潮州人、四海通銀行大株主、再和號主、推定資産四百萬弗
- 楊繼文 潮州人

星華籌賑會

- 主席 陳嘉庚
- 委員 陳振賢 侯西反 蔡漢亮 李振殿 林慶年 王吉士
- 楊惺華 何思觀 陳錫九 葉玉推 連瀛淵 林師萬
- 林金殿 楊繼文 林文慶 曾紀辰 林子明 文明田
- 黃伯權 陳肯構 李光前 周獻瑞

主要役員(主として排日派)の略歴

陳嘉庚 福建同安人、五十餘歳、曾て陳嘉庚公司として護謨園、ビスケット工場、パイナップル工場等を經營し、一時は數千萬の資産を擁し、一流企業家として内外の信望を博したるも、其の後日本品の輸入に壓倒され、數年前遂に破産するに至つた。然し一流の辣腕に依つて、事業の一部を女婿たる李光前に肩代りせしめ、Ree Rubber Co. 及 Ree Pineapple Co. の名目下に、現在引續き盛大に經營されてゐる。爾來、日本品の Boycott に努め常に華僑排日の指導者である。本人は目下直接には護謨園の經營、南洋商報の經營に當り資産約三十萬弗と見られてゐる。當地政廳側には知人多く、又厦門大學、集美學校の出資者である。

侯西反 厦門出身、樹膠公會の設立に盡力したる外、幾多學校に出資、南安公會々長、育才學校々長等に歴任す。

現在亞細亞保險會社に關係す、陳嘉庚派の頭梁として排日を指導。推定資産六萬弗

林文田 廣東人、元中華總商會長、廣惠病院理事、推定資産百萬弗

葉玉推 福建人、華僑銀行元支配人、機材卸業、推定資産八十萬弗

李光前 厦門出身、陳嘉庚の女婿、推定資産六百萬弗

周獻瑞 福建南安莊頂人、合資にてジョホールに護謨園を經營、新嘉坡に同盟會成立するや林鏡秋の紹介にて入會、革命に奔走す。我對支二十一箇條問題に反對し Boycott を宣傳當地當局の注意を受けたることあり。侯西反系の有力者として排日策動をなしつつあり。

星華籌賑會各班募損主任

- | | |
|-----|-----|
| 福州班 | 陳嘉庚 |
| 三江班 | 楊惺華 |
| 潮州班 | 李偉南 |
| 海南班 | 郭新賢 |
| 廣東班 | 陳開國 |
| 客家 | 林文田 |
| | 曾紀達 |
| | 林師萬 |
| | 古實根 |

以上は各出身地の代表にして何れも同郷出身者間に信望を有す。

ハ 排日秘密結社及其主任者

星州華僑各界抗敵後援會

黏 文 華

中華民族解放先鋒隊

劉 牡 丹

馬來亞勞工抗日團

蘇 堂 影

抗敵除奸義勇隊

林 謀 盛

中華民族復興團

王宣化又は王炎之

鋤奸別動隊

劉 滌 民

星州婦女各界抗敵後援會

施 方 平

劉 牡 丹

主體青年樂心社

王 宣 化

悅保にて新聞記者たりしことあり。

施 方 平

中華晨報記者たりしことあり。

其他排日運動に活躍せる團體名は左記の通りである。

青年勵志社、黃梨工廠互助會、青年樂心社、愛華音樂戲劇社、群進社、業餘話劇社、業餘體育會、愛群體育會、同德書報社、印務益群社、愛華體育會、醒獅體育會、養正校友會。

福建人、建築業者

福建人、建築業者

福建人、建築業者

(六) 有力華僑

陳嘉庚 (前掲) 胡文虎 (前掲)

余東旋 廣東出身、新嘉坡財界一方の巨頭たりし余仁生の息、アイルランド・ゴルフクラブ會長、利華銀行理事、錫嶺山、護謨園等を經營、推定資産三千萬弗

林文慶 廈門出身、六一歳、英國醫博、廈門大學校長、新嘉坡に在住し、學者として尊敬され日本に對する理解あり。

李俊源夫人 華僑婦人界の最大有力者、五三歳、當主は李俊成、華僑銀行理事、護謨園の外大興、泰豐兩ビスケット工場經營、各種事業の株主、推定資産三百萬弗、事變後救國公債募集に奔走しつゝあり。

侯西反 (前掲) 李光前 (前掲) 陳振賢 (前掲) 林慶年 (前掲)

林茂豐 福建人、福安有限公司社長、ビスケット製造、煉瓦製造業、建築工會々長、推定資産百萬弗、抗日團に關係あり。

曾紀辰 廣東人、新嘉坡市會議員、鐵材業、抗日運動に關係あり。

葉玉推 福建人、華僑銀行元支配人、鐵機、鐵材卸商、推定資産百萬弗

符和謙 海南島出身、護謨園經營、雜貨商經營

王紹經 海南島出身、信託業經營、推定資産三百萬弗

吳佛長 福建人、快樂世界(娛樂場)の出資者、土地家屋の所有者、推定資産二百萬弗

謝榮西 福建人、政府指定建築請負業、建築材料販賣

陳仰藏 福建人、錫山、護謨園經營並に萬福興錫製鍊所の所有者にして錫販賣業、推定資産三百萬弗

林文田 (前掲) 李偉南 (前掲) 陳延謙 (前掲)

陳賜敏 福建人、護謨園經營、土地家屋所有者、推定資産二千萬弗

王文達 福建人、新世界(娛樂場)の經營主、護謨園經營、推定資産百萬弗

C 英領北ボルネオ華僑

(一) タワオ華僑有力者

何守華 現在タワオにて雜貨卸商を営み、サバー汽船會社(タワオーサンダカン間定期航路)代理店、ボルネオ水産會社御用を勤め、曩に上海事變の際に反日的態度を執つたが其後態度を改めたり。五十一歳

榮成 (サンダカン榮利順支店) 温良なる紳士、百英反に近き椰子園を經營、日産護謨園の御用を勤め同園モロタイ區及イマム區に商品配給所を設く。

兩豐 雜貨卸商、一族相寄りタワオに於ける最も最大なる取引を行ひ、質屋、金貸業も兼營、百英反近き椰子園をも所有し、邦人側有力者と親交あり。

Stephens (クリスチャン名) サンダカンのミツシヨンスクール卒業、曾て税關吏たりしことあり。現在にてはタワオ水道並に用水配給會社の社長として頗る勢力あり。政廳側及邦人有力者と親交あり。五十三歳

(二) サンダカン華僑有力者

陳和隆 廣東人、各種雜貨の卸小賣、金融業を兼營、多數の貸家を所有し郊外に護謨園を經營す、政府立法會議々員

榮利順 福建人、雜貨卸小賣、金融業、地主、家主及護謨園を經營す。

(三) サンダカン華僑有力團體

山打根中華總商會 會長 萬和隆 主人
副會長 榮利順 主人

福建公會 會長 陳拜雄 (實權者)
副會長 陳拜雄 (實權者)

(四) ゼツセルトン華僑有力者

Lau Lai 廣東人、六十一歳、醫業、香港 Medical College 出身、現政府立法會議々員、華僑間の信望薄し、反日巨頭
吳金水 地主及家主、護謨園を兼營、現中華總商會々長、ゼツセルトン日本人會長酒井氏等と親交あり。
仁者壽 雜貨商、護謨園を經營、反日的色採濃厚なり、當主は三十六歳、Mission School 出身

D 蘭領印度華僑

(一) バタビア華僑有力團體

イ、中華總商會 會長 劉品三 (廣東省客家大同公司社長)
主席 林偉明 (廣東省客家榮和公司社長)
理事 立元榮 (廣東省客家榮盛公司經理)
莊西言 (福建人 全美公司社長)
施仁瑞 (福建永建源バタビア輸入部支配人)
蕭照明 (廣東省客家英華公司社長)

潘 干 懷 (廣東省客家阜通公司社長)

陳 濂 瑕 (不 明)

陳 崧 齡 (不 明)

ハ、和 合 會 會長 黃 長 水 (福建系爪哇生れ)

懇親及互助を目的とし、會員一千名以上に達す。

ニ、巴城慈善會 主 席 莊 西 言

副 主 席 丘 元 榮

文 書 主 任 洪 淵 源

財 政 主 任 林 盛 輝

財 政 副 主 任 林 偉 明

救護班主任 柯 全 壽

今大事變に依り設立され、反日の總本部と見られ募捐及其の附屬事業の計畫遂行を目的とす。

ホ、勵 志 社 會 長 施 仁 瑞

幹 事 莊西言、丘元榮、洪淵源、其他數名華僑有力者の親睦機關。

ヘ、華僑公會 會員は全部廣東省客人

ト、玉融同鄉會 福清縣同郷人の互助を目的とし、會員三百名。

會 長 黃 狀 五 其他役員二十八名

チ、福建會館 會 長 張 青 龍 其他役員十數名

(二) バタビア華僑有力者

莊西言 福建人、一般に狡猾なる手腕家と認められ、各種社會事業のリーダーとして活躍す。現在全美公司社長、事業としては主として綿布輸入の傍ら機を見て物産、株等にも染手せる模様なり。

丘元榮 廣東省梅縣人、綿布並に爲替(銀莊)商、一族の出資に依り榮盛公司を組織經營。表面反日を強調し居るも其の眞意不明。當領生れの福建系、上海暨南大學卒、爪哇にて漢字紙新報を既刊盛に祖國意識の鼓吹に努め、傍ら支那總領事館の翻譯事務を執り又バタビヤ中華女學校の首腦者たり。

吳慎機 廣東省客人、漢字紙天聲日報の總經理、各種物産、煙草其他の取引に従事、社會的有力者にして頗る活動家、純然たる反日家である。

張青龍 新嘉坡生れの福建系、バタビアに於て華僑書局を經營し福建會館主席として活動、反日に附和す。

陳興硯 福建人、各種物産並に茶の取引に従事、萬源公司の社長、性格は穩健、各種社會事業にも關係す。

司徒贊 廣東人、バタビア廣仁學校長、各種社會事業に關係を有し反日と目される。

林盛輝 福建人、華僑銀行經理、各種社會事業に關係し且つ事變關係の赤十字捐金送金に相當盡力す。

陳隆吉 廣東客屬、千葉醫專卒、醫業の傍らレモン製造に従事相當成功を收む。社會事業に可成り活躍し同氏の妻は日本人である。

柯全壽 當領生れの福建人、醫大出身、近來社會事業にも積極的に活動してゐる、相當の信望家。

黃長水 爪哇生れ、和蘭教育を受け、和合會々長を勤め社會的に相當の勢力を有す。

施仁瑞 福建系爪哇生れ、和蘭教育を受けバタビアに於ける建源公司輸入部の支配人

陳撫辰 廣東系爪哇生れ、化粧粉其他賣藥で成功、振林公司の社長、廣く社會事業に關係する。

劉品三 廣東省客家、雜貨類綿布の輸入に當り大同公司社長

簡福輝 爪哇生れ、和蘭教育を受け、蘭印議會議員
許全安 和蘭教育を受け地主、家主として相當の財産を有し、和蘭政府の Major の待遇にて主として華僑の最高監督者の地位に在る。

(三) バンドン華僑有力者

Thin Djin Thun 四十八歳、廣東省客家なるも生地は蘭印ブリトン島と言はれ、バンドンに移住後成功しバンドン中華總商會々長、市參事會員、華僑對政府の仲介役として名實共に華僑の代表者である。
Tan Kai Taeng 三十七歳、廣東省客家にして前記 Thin Djin Thun の介添役の如き位置にあり、華僑の世話役として人望あり。米穀商
Poei Kok Goan 五十五歳、福建省廈門出身、二代目にして家主、地主であり Tapioca Goan Co. の店主、中華會學校の理事
Tan Eng Hok 四十六歳、綿布商業兼雜貨店、事變前は親日家として知られて居たが事變後急轉向をなし、救済資金募集等に奔走してゐる。

Goe Seng Kin 四十一歳 廈門出身、綿布商にして雜貨店經營者
Tan Eng Kin 四十一歳 廈門出身、綿布商にして雜貨店經營者

(四) ガロー華僑有力者

Hok Goang 福建系爪哇生れ 地主、家主、資産三〇萬盾
Lin Kang Tjong 同 地主、家主、資産五〇萬盾

Lauw Tek Hay 福建系爪哇生れ 米穀並に各種物産、資産三〇萬盾
Lie Ang-Djien 同 各種物産商、資産一五萬盾
Tjie Hoay Seng 同 石油及各種物産商、資産三〇萬盾
Tan Tjan Tjin 同 雜貨、各種物産商、資産二五萬盾
Thio Tjan Tjin 同 食料品商、資産一五萬盾
Tjan Tjan Soe 福建人 前記 Thio Tjan Tjin と共同して石鹼工場を經營、推定資産四萬盾

(五) ジョクジャ華僑有力者

Sie Ngo An 廈門出身、華僑代表として政府との仲介役に當るも老齡の爲め其息 Lie Djan Ho が代行してゐる。地主兼家主、煙草取扱商を兼營す。日本の行動に對しても相當の理解を有しながら、事變以來日本人との交際は控目にし保身に専らである。

Lie Kiem Tjoan 廈門出身、サロン、綿布の取引商、パチツク工場を經營し物産商を兼營す。大の親日家にして既に日本に歸化の手續を済したるも事變後は保身に専らである。

Lien Ing Hwic 廈門出身二世、地主、製氷及タイル工場經營、平常邦人とも親交あり。
魏增壽 福建系當領生れ 資産百萬盾
邱安祥 同 資産五〇萬盾
陳心堅 同 資産三〇萬盾
石慶枝 廈門出身 物産兼家主、地主、資産三百萬盾
林國開 同 物産商兼家主、地主、資産百萬盾

支那事變と華僑 上編

沈枝慶 廈門出身
黃逢炎 同

醫業、資産四〇萬盾
藥種商、資産五〇萬盾

(六) ソロカルタ華僑有力者

郭博愛 當領生れの臺灣籍民、資産五百萬盾、中部爪哇第一流の資産家と見られ地主、家主兼物産商を営む。親日家なれど事變後は保身的態度を持してゐる。

郭振源 福建系當領生れ、資産二百萬盾

張寶鏡 福建出身の新客にして義和商行主、資産三〇萬盾

(七) スラバヤ華僑主要團體

中華總商會 會員約一、〇〇〇名

役員、會長 黃超龍、四十歳位、福建系爪哇生れ、雜貨商和順號の支配人、性質温厚、衆望あり。

副會長 曾國治、四十六歳位、福建人、米穀輸出商 Eng Lam の支配人

書記 葉立庚、三十二歳、福建人

會計 姚文麟、五十八歳、福建人

(八) スラバヤ有力華僑商社

イ、輸出商

合泰 珈琲、米、砂糖の大輸出商 支配人 蔣報赤 六十三歳位、資産百萬盾

和記 珈琲及タバコカの有効輸出商 支配人 蔡清久 三十八歳位、福建人、資産二〇萬盾

榮南 砂糖、珈琲の輸出商 支配人 曾國治 四十七歳位、福建人

廣合發 砂糖、珈琲の輸出商 支配人 唐民 四十六歳、廣東人

ロ、輸入商

遠深 雜貨輸入商 支配人 黃皆德 四十六歳位、福建人

德隆 雜貨輸入商 支配人 王修 五十四歳位、廣東人

三寶哪 雜貨輸入商 支配人 Liem Seng Tee 福建人、資産百萬盾

洽源 雜貨輸入商 支配人 Njoo Sek Liang 福建人、資産二百萬盾

許瑞陽 織物輸入商 支配人 Kho Sien Tjing 福建人、資産百萬盾

ハ、雜貨商

振德棧 支配人 俞鴻瑞 五十六歳、福建人、資産五〇萬盾

嵩源 支配人 曹德源 四十歳位、福建人、資産二〇萬盾

ニ、綿布商

盧慶善 支配人 Lo King Siang 五十歳位、福建系爪哇生れ、資産三五萬盾

黃江源 支配人 Oen Bing Sioe 五十歳位、福建系爪哇生れ

(九) スラバヤ華僑有力者

林徽業 建源のスラバヤ總支配人、五十四歳位、爪哇生れ、資産五萬盾

支那事變と華僑 上編

黃超龍 雜貨商、和順號支配人にして中華總商會々長、資産五〇萬盾
 林線德 五十歳位、爪哇生れ、爪哇映畫興業界の大立物、資産五萬盾
 林徽宗 四十七歳位、爪哇生れ、乗合自動車經營、資産三萬盾
 韓成霖 四十七歳位、爪哇生れ、自動車部分品商、資産二五萬盾
 姚文麟 五十八歳位、福建人、自轉車商、資産百萬盾
 蔣報赤 六十四歳、福建人、輸出商、資産五〇萬盾
 李双輝 七十四歳、福建人、精米業、資産一〇萬盾
 林生地 七十四歳、福建人、煙草工場を經營、資産三〇萬盾
 曾國治 四十七歳位、福建人、輸出商「榮南」の支配人、資産一〇萬盾
 葉立庚 三十二歳位、福建人、スラバヤ商業界の顔役
 吳金箴 三十九歳、厦門出身の二世、スラバヤ福建公祠の會長、曾て砂糖、珈琲、玉蜀黍の物産取引を大規模に行つたが、一九三〇年の砂糖恐慌により數千萬盾の損失を受け、現在は自動車運輸業を經營し、大の親日家である。所謂顔役として隠然たる勢力を有す。

(十) スマラン華僑有力團體

イ、スマラン中華總商會
 會長 陳 澤 炳 潮州人、四十歳位、建源總支配人
 財務委員 張 作 陰 漳州人、四十五歳位、國勢（穀物、其他物産）支配人
 常務委員 張 添 聰 福建系當領生れ、四十歳位、張盛隆（輸出入、砂糖其他物産商）の息

ロ、スマランに於ける有力團體

尤 水 池 漳州人、五十三歳位、天記（輸出入、砂糖其他物産）支配人
 周 聰 從 福建人、五十歳位、萬源（輸出入、砂糖其他物産）支配人
 名 稱 總 理
 三萬興 鄭三陽（鹽業商、福建人、六十一歳）
 和 合 李和順（建源公司不動産係主任、福建系、四十六歳）
 仁 和 陳續財（穀物商、福建系當領生れ、四十六歳）
 李生會 林茂瑞（貴金屬商、福建系當領生れ、四十六歳）
 文献堂 阮如長（穀物商、福建系當領生れ、五十一歳）

(十一) スマラン有力華僑商社

建 源 輸出入、各種物産商 建源の有力事業の一として特記すべきは建源輪船公司以主として蘭領、支那及滿洲間の航路に従事す。所有船は二千五百噸級の貨物船二隻を除き他は老朽船である。建源主人黃仲函氏の女婿が有名な外交官顧維均であることは周知の事實である。
 總支配人 陳 德 炳（福建系爪哇生れ）
 支配人 林 松 良（福建系爪哇生れ）
 林 金 寧 綿布商、資産一千萬盾 支配人 蔣 朝 興（爪哇生れ）
 蔣 開 禧 綿布商、資産四百萬盾 支配人 蔣 朝 陽（爪哇生れ）
 張 盛 隆 輸出入、砂糖其他物産商 資産三百萬盾 支配人 張 添 聰
 允 盛 輸出入、砂糖其他物産商、資産百萬盾 支配人 鄭 在 烟

支那事變と華僑 上編

天記 輸出入、砂糖其他物産商、資産一〇萬盾 支配人 尤水地
 萬源 輸出入、砂糖其他物産商、資産百萬盾 支配人 周聰從
 源和 物産取扱商、資産一〇萬盾 支配人 張天想
 國盛 物産商、資産一〇萬盾 支配人 張作陰

(三) チェリボン華僑有力者

Go Tjin Ho 厦門出身、資産八〇萬盾、砂糖商
 L. S. Kwee 同 資産七〇萬盾、砂糖工場主
 Lien Tjin 同 資産四〇萬盾、家主並に綿布商より成功
 Tjia Han Gie 同 資産三〇萬盾、綿布商
 Gek Sang Go 同 資産二五萬盾、綿布商
 Go Bie Tjik 爪哇生れ三代目、資産二五萬盾、物産商
 Djoe Tjoen Ho 綿布商、資産二〇萬盾
 Tan Tjoei Seng 綿布商、資産一〇萬盾
 Wie Goe Seng 吳服反物商、資産一〇萬盾

(三) 西ボルネオ華僑有力商社

Kwee Liang Tjap, Kwee Liang Paw, Kwee Liang Kie 等兄弟一族より成る輸出商社兼百貨店がある。
 長兄 Kwee Liang Tjap はボンチアナ中華總商會々長、同族の經營に係るヘメス有限公司はコブラ製油場、護謨工場、製材

工場、製氷工場等を經營し、表面親蘭家であるが排日家ではない。同社製品中護謨は米國へ、コブラはハンブルグへ直輸出し、邦人商社との取引關係は皆無である。

錦順昌號 Liaw Tjeng He 坤華トック社長、銀行頭取、輸出入業者として曾て大活躍したが現在では隱退してゐる。息子達は何れも有爲の人物であつて其の事業中護謨工場、製材工場も盛大である。
 合豐號 Ng Sang Hien を長兄に兄弟六人の合資會社、綿布類の輸入商、家屋、護謨園等を所有す。
 頼亞寶 物産輸出商として活躍。
 林吉材 小商人相手の金融に依り産をなし抵當流れの工場、家屋、農園等を引受けて活動しつゝあり。
 生和金舖 父祖の代より有福にして不動産を所有し在留邦人との交際多し。
 關香號 食料品輸入商

(四) マカッサル(セレベス島)華僑有力者

イ、有力資産家

氏名	職名	出身地	推定資産
Thoeng Liong Hoei	二代目、六六歳	福建	五〇〇萬盾
Oei Soang Goan		同	一五〇萬盾
Tjoa Sek Tioe		同	一〇〇萬盾
Lie Tjeng Sioe		同	一〇〇萬盾
Thoeng Tjong Pie		同	一〇〇萬盾
Oei Sioe Tjoan		同	一〇〇萬盾

支那事變と華僑 上編

口、華僑總商會關係者

The Peng Yoe	五代目、五〇歲	總商會	會長	福建	Siong Goan & Co. 支店長
Thoeng Kok Leang	五代目、五〇歲	同	理事	同	Major China 支店長
Sie Hoo Lioung	五代目、五〇歲	同	同	同	Thio Koe Boeng & Co. 支配人
Au Jong Jioek	二代目、二五歲	同	同	廣東	Oei Soang Goan & Co. 支店長
Oei Soang Goan	二代目、二五歲	同	同	福建	K. P. M. 支店長
Thio Hong Sek	二代目、五〇歲	同	同	同	

ハ、主なる食料品店

店名	推定資産
Tjong Goan & Co.	一〇萬盾
Toko Special	一〇萬盾
Sin Nam & Co.	一〇萬盾

ニ、主なる物産商

店名	店主又は支配人	推定資本金
Theng Hong & Co.	支配人 Ong Kwie Kie	三〇萬盾
Weng Shang & Co.	同 Au Jong Jioek	二〇萬盾
Thio Kae Boeng & Co.	同 Sie Hoo Lioung	二〇萬盾
Seng Soeng & Co.	同 Ong Djin Gan	二〇萬盾
Seng Soeng Hoo		二〇萬盾

Thian Giang	二〇萬盾
Lieng Eng Leng	二〇萬盾
Ting Tjan & Co.	二〇萬盾
Tjien Njan & Co.	二〇萬盾

ホ、主なる綿布商

店名	推定資本金
Tan a Hong.	一〇萬盾
Oei Lian Tjioe	一〇萬盾
Thoeng Lang Tin	一〇萬盾
Eng Tjiang & Co.	一〇萬盾

ヘ、主なる雜貨商

店名	推定資本金
Mon Tjong	一〇萬盾
Hiu Tjong	一〇萬盾
Kim Hien & Co.	一〇萬盾
Tjan Goan	一〇萬盾

ト、其他主なる商店

店名	推定資本金
Ken Hong & Co.	一〇萬盾

支那事變と華僑 上編

米穀商

Tan Ke Hwe 米穀商 一〇萬盾
 Ban Hong Liang & Co. 自動車、自轉車商 一〇萬盾
 Nam Yan Motor Co. 同 一〇萬盾

(五) 東北部スマトラ華僑有力團體

蘇東中華總商會 會長 Yang Kheng Weng
 中華慈善會 同 Hin Ngai Fen (福建人、資産家、藥種商)
 福建會 同 「溫金發」の息
 副會長 蘇源昌 (食糧品輸入商)

(六) 東北部スマトラ華僑有力者

溫金發 馬來半島より渡來の福建人、六八歳位、資産百萬盾、土地家屋を所有し、華僑銀行取締役、元中華總商會長を勤め對日感情良好。
 Khoe Tjin Dek 福建人、七〇歳位、土地、家屋を所有し、中華銀行取締役會長、關印政府官吏
 Chan Pu Ching 廣東人、元メダ支那領事を勤めし人物にして相當の有望あり。資産約九〇萬盾
 Tjong Ah Fie 廣東人、土地、家屋を有し護謨園を兼營。資産約八〇萬盾

E 印度支那西貢地方

(一) 華僑有力團體

- イ、越南華僑總商會
- ロ、越南華僑總工會
- ハ、越南華報記者公會 主席 鄭魯久 (華僑日報編輯長)
- ニ、國民黨安南支部

常務委員	香玉堂、周啓初、張達文
組織科主任	羅蔚琦
宣傳科主任	楊清民
總務科主任	吳醒民
會計科主任	吳逸民
僑務指導委員會主任	趙鉅馨
財務委員會主任	陳國礎

ホ、七府會

在留華僑間に七府會なる組織がある。參加團現在十府なるも名稱は從來のものを踏襲して七府會と稱してゐる。其組織は各出身地別に公所があり、幫長を置き各地華僑の當地入出國の手續等をなし佛印當局との折衝に當る。

- 七府首府 張振帆 (十幫長の互選に依る任期四年)
- 幫長 (出身地華僑の選挙に依る任期四年)

支那事變と華僑 上編

へ、其他有力獨立團體

安南華僑救國總會(獻金)

西提同志救國會(宣傳)

華僑教育會

南星體育會

婦女教育會(校書募捐委員會)

縮食會(募集金總取締—平常)

(二) 華僑有力者

林澤臣 潮州人、資産一萬弗、國民黨安南支部長、國民政府より月手當六百元支給される。

何 懼 廣東人、資産六千弗、國民黨員、國民政府より月二百元給與

何健存 廣東人、資産六千弗、國民政府より月二百元給與

陳立短 廣東人、上海某大學出身、中華總商會々長

張振帆 福建廈門島、當領生れ、精米工場三箇所經營、資産三百餘萬弗、七府會首席、佛人商業會議所内米穀取引所主席、米穀公會

々長

六、華僑の本國投資

南洋華僑の財的實力に就ては實に恐るべきものがあり、貿易其の他の産業界に覇を唱ふるもの尠くない。例へば爪哇に於

ける建源號、新嘉坡に於ける黃克民、胡文虎、胡文豹兄弟の如きは其の一例であつて、數十萬の資産を有するものゝ如きは枚舉に追なき程である爲め、近年國民政府の誘致策と相俟ち、彼等華僑の豊富な資力の支那本國へ投下された額は尠くない。支那特に南支産業の發展に多大の貢獻をなしてゐるのである。例へば一九三五年上海に於ける各種工業への投資額三億元中少くとも一〇％は華僑投資と評價され、永安紡紗公司、南洋兄弟煙草公司、先施公司、新々公司、永安公司等は何れも南洋華僑の資本に成るものである。又一九〇四年敷設された潮汕鐵道も梅縣人の華僑張煌南一族の出資によるもので華北實業公司も亦華僑張新周の設立に係る。

右の外厦門、汕頭を始め各華僑出身地に於ける土地、家屋其他諸企業に對する華僑の投資を加ふれば其の投資額は莫大なものとなるだらう。此外例へば華僑子弟の本國遊學、華僑の本國訪問、成功華僑の本國歸還等南洋華僑の本國經濟への直接間接の寄與は擧げて之を盡すことは出来ない。

七、華僑抗日機關の實相と其主要人物

A 泰 國

泰國に於ける漢字紙中最も反日的色彩濃厚なのは左の通りである。

民國日報 創立一九二六年 資本金七萬銖

投資者たる吳碧岩は潮州潮陽縣人、五十五歳、約三十年位泰國に居住し性質狡猾なりとの評あり、資産約十萬銖

現社長兼取締役 吳 景 盛 主 筆 李 昆 林 發行部數 四、〇〇〇部

支那事變と華僑 上編

國民政府の機關紙、國民黨長老右壬の系統なりと言はれ、國民政府より年額六千元の補助を受く。從來反共なりしも事變後は容共抗日趣旨、三民主義の宣傳。華僑に對して國家、民族の正確なる認識を覺醒せしむ。中泰文化の促進に貢獻。中泰民族の切實なる合作を期し、文化、經濟上の建設に資す。

曼谷日報 創立一九三二年

社長 方宜生 主筆其他民國日報と同じ

中華民國報 創立一九〇六年

社長 劉棟臣 汕頭人 支配人 林玄林 主筆 連子芳 泰支混血兒

華僑日報 創立一九三〇年 發行部數 六、〇〇〇部 事變後の論調は容共抗日

社長 郭實秋 梅縣人、古々椰子、製油業、振華興主人 支配人 陳任

主筆 張赤鋒 潮州人、盤谷黃魂學校長、國民黨海外黨員、本紙現在の實權者は陳守明、潮州人、汽船會社、銀行、

中華總商會 主席 蟻光炎、潮州人、學歷小學、國民政府絕對支持者、資產約十五萬餘

常務委員 馮爾和、海南島文昌縣、學歷中學、國民政府孫科の信徒、資產不動産共約十四萬餘

秘書、常務委員 曾仰海、潮州人、學歷漢學自修、國民政府の走狗、反日主義、資產なし

B 英領馬來

新嘉坡

南洋商報 現總經理 李玉榮 主筆 邱國財

發行部數 九、五〇〇部 排日的色彩最も濃厚なり。

星中日報 胡文虎の出資に係り抗日宣傳記事多し。

彼南

光華日報 創立一九一〇年 經理 劉惟明 發行部數 四、五〇〇部 排日的色彩最も濃厚

吉隆坡

馬華日報 總經理 梁炎南 國民黨、蔣介石派にして抗日煽動記事頗る多し。

C 葡領印度

巴城慈善會 反日の總本部と目さる。

主席 莊西言

反日機關紙と目さるものは

新報 主筆 張萱庵 河南人

發行部數 一〇、〇〇〇部、三民主義、祖國意識の鼓吹に従事し所謂祖國派と稱せられて居る。

天聲日報 總經理 吳慎機 主筆 左任 俠

發行部數 五、〇〇〇部、事變後反日宣傳、對日ボイコットの指導に従事す。

D 佛領印度支那

西貢に於ける排日紙としては

支那事變と華僑 上編

華僑日報 創刊一九一八年
 編輯長 鄒魯久 蔣介石派、廣東系、論調極めて排日的
 安南民報 創刊一九三二年
 編輯長 王永健 福建系、發行部數 二、五〇〇部、國民黨安南總支部福建系、論調は頗る排日的
 公論報 創立一九三三年
 編輯長 陳澤樞 發行部數 一、〇〇〇部、反蔣、反國民黨政府の傾向を有すると共に排日的傾向亦濃厚なり。
 註 各地有力團體亦は有力者の項目中既に詳記したる分は省略す。

八、地方的抗日機關と本國又は在外同志機關との連絡手段

英領馬來の排日中心地は新嘉坡で、總本部も同地に置かれてあり、馬來亞救國鋤奸團と稱し、福建派の主領陳嘉庚が指導し、侯西反、周默瑞之を補佐し、其實行運動の指導者としては劉牡丹が當つて居る。

各中心城市には華僑籌賑會及地方總商會を中心とし、馬來半島全體に亘り細胞式に各種同業組合、同郷組合、其他を動員してボイコット網を結成して居る。

更に本國よりは専門的排日指導員又は本國政府特派の有力者等が渡來して排日宣傳工作を指導し、或は、戰鬪資金の募集、公債募集等に活躍し右總本部の統制下にある各種排日團の幹部或は違反者取締りの爲の監察隊員となり、各地在住の所謂愛國者、國民黨員、失業者、其他無頼の徒の指揮に當つて居る。

事變後間もなく國民政府は先づ義金募集を以て呼びかけ、次で救國公債募集に乗り出し、馬來に於ては蔣介石の前秘書新

嘉坡駐在の高領事が抗日の宣傳、公債募集に奔走せる外、本國より西南外交主任刀作謙、國民政府僑務委員張永福、同蕭吉珊等が來航勸誘に狂奔せり。

斯くて總商會が中心となり、「華僑籌賑祖國難民大會」同委員會が結成され、陳嘉庚が委員長となり、自ら十萬弗を寄附して全華僑に呼びかけ、一方募集員を各地に派遣して、勸誘に應じない場合には脅迫して献金を強制して居る。

本國よりの強硬要請に基き昨年五月一日より遂に「月賦献金」を案出さるゝに至つたが其の大様は左記の通りである。

- 一、難民救濟基金として馬來在住の華僑商社より月極めによる自發的義捐金を募集す。
- 二、其金額は五弗、十弗、三十弗、五十弗、七十弗、百弗、百五十弗、二百弗、三百弗、四百弗、五百弗の各種に分け五月一日より六箇月間に支拂ふ。

三、各出身地別に寄附を募り各州人會は集金の責任を負ふ。

四、集つた基金は難民救濟委員會に納付し、委員會は其の都度寄附者の氏名及金額を新聞紙に發表する。

然しながら此等の企圖も各種の事情に碍げられ所期の効果を擧ぐる事が出来なかつた爲め陳委員長は遂に辭職の餘儀なきに至つたが、其の裏面には内部の紛糾、華僑の反感等が伏在して居る。

九、南洋華僑の送金並に本國との關係

華僑の送金額を正確に知ることは極めて困難な事であるがG・F・レーマー氏の統計に據れば一八七一年より一九二〇年に至る間に尠も二十億元以上に達するものと見られ、在外華僑の送金が如何に支那貿易外收入として國際收支に貢献せるか

は周知の事實である。

尙同氏の發表に依れば送金額は

一九二八年	二五〇、〇〇〇千弗
一九二九年	二八〇、〇〇〇千弗
一九三〇年	三一六、〇〇〇千弗

即ち毎年の平均額は二八二、一〇〇千元で同年代の輸入超過額の六二%に該當する。

然るに一九三一年以來世界不況の影響に依り送金額は減少し、一九三一年には二三一、〇〇〇千元となり支那輸入超過額の二八%に過ぎない。中國銀行の調査せる最近の華僑送金額は

一九三二年	三二七、〇〇〇千元
一九三三年	二〇〇、〇〇〇千元
一九三四年	二五〇、〇〇〇千元
一九三五年	二六〇、〇〇〇千元
一九三六年	三三二、〇〇〇千元

而して一九三五年度華僑送金は爲替相場の騰貴並に通貨不安定にも拘らず豫想外に多額に上つて居る。

一九三六年の増加額は一部分の相場下落並に支那貨の安定に原因し、他方に於ては華僑移住地の商業改善に依るものと思はれる。

一九三二年度に於ける華僑送金の内譯は

南洋 (比島を含まず)	一一七、〇〇〇千元
北米、南米、大洋洲 (比島を含む)	一八六、〇〇〇千元
其他	二四、〇〇〇千元
計	三二七、〇〇〇千元

即ち同年に於ける南洋華僑の送金は全華僑送金の約五〇%を占め、其送金経路は大體汕頭七五%、其他二五%と一般に推定されて居る。

南洋各地よりの汕頭向送金は

年次	泰 國	馬 來	安 南	新 嘉 坡	合 計
一九三〇年	100,000	30,000	10,000	10,000	150,000
一九三一年	35,000	28,000	10,000	17,000	90,000
一九三二年	33,000	25,000	6,000	11,000	75,000
一九三三年	27,000	25,000	6,000	11,000	70,000
一九三四年	110,000	18,000	4,000	8,000	140,000
一九三五年	15,000	15,000	3,000	5,000	38,000

本表には蘭印、比島を含まざるも大體華僑送金は約一億元と推定し得る。

而して之を送金先別に見れば(單位千元)

支那事變と華僑 上編

年次	香港	汕頭	厦門	其他	計
一九三一年	250,000	90,000	70,000	50,000	460,000
一九三二年	100,000	70,000	90,000	50,000	350,000
一九三三年	190,000	62,800	87,000	50,000	380,000
一九三四年	147,000	77,000	83,000	50,000	357,000
一九三五年	211,000	55,000	84,000	50,000	399,000

(中山文化教育調査)

前表に依れば廣東省への送金は福建省への送金額に比し遙かに多額であるが、華僑數も廣東省出身の方が約二倍以上であるから寧ろ當然のことであらう。

實業部の調査に依れば廣東省華僑送金は約二億元とし、米國駐支商務官ジュリアン・アーノルドの説明に依れば、過去七十年間の華僑の廣東向送金は年平均廣東貨一億元とし、最近黃文豪の銀行に關する調査に依れば、一九二六年以降一九三六年迄の計數は廣東貨に於て一九二八年の最高二億九千五百萬元、一九三四年は最低の一億四千四百萬元とし、一九三六年は一億八千萬元として居る。

香港經由の分を含み一九三一年以降一九三五年迄五箇年間に於ては

一九三一年 最高 三四五、〇〇〇千元
 一九三四年 最低 一八五、〇〇〇千元

一九三五年

二六八、〇〇〇千元

又一九三一年以降の香港及廣東省の汕頭並に海口向華僑送金額は左記の通りである。尙香港向は同地より更に廣東、福建兩省へ轉送される。

年次	香港	汕頭	海口	計
一九三一年	250,000	90,000	100,000	440,000
一九三二年	100,000	70,000	100,000	270,000
一九三三年	190,000	62,800	100,000	352,800
一九三四年	147,000	77,000	100,000	324,000
一九三五年	211,000	55,000	100,000	366,000

一方福建省華僑の主要出身地は晉江縣にて同地方への送金は信局扱にして郵便爲替と普通銀行爲替の二種あり。前者は小口金額且つ表記價格とし、後者は大口の正式爲替である。
 一九二〇年以降の分を見るに(單位千元)

年次	郵便爲替	正式爲替	計
一九二〇年	18,000	7,000	25,000
一九二一年	16,280	6,500	22,780

一九二二年	一五、一三〇	六、〇〇〇	二一、〇〇〇
一九二三年	一三、七五〇	五、五〇〇	一九、二五〇
一九二四年	一二、九六〇	四、〇〇〇	一六、九六〇
一九二五年	一二、四六〇	四、〇〇〇	一六、四六〇

一九三三年支那國際貸借に付中國銀行の計算に依れば

支 出	一、六〇九、二〇〇千元
收 入	一、三二六、六〇〇千元
差 引	二八二、六〇〇千元
支出超過	

此差引金額の來源は實際に證明する方法はない。

中國銀行に於ては輸出貨物の價格の過少報告と密輸入に對して何れも表記額外計上一〇%と假定するも、從來支那の輸出價格は時價に比し特に低きものである。

一九三三年の輸入稅率の増加は確實にして、若し輸出價格と密輸入の關係が更改されるならば、前記不明瞭の部分は相當變化を來すものと思はれる。

一九三三年中支那國際貸借中注意すべき點は華僑送金の減少と銀塊の輸出超過で、銀塊は民國元年より二〇年に至る間は、歐洲大戰期間を例外とし、常に入超であり、往年此差額は貿易外收入を以て補つたが、一九三三年には華僑送金及貿易外收入の減少に依り、國際支拂は國內蓄積の銀塊を以てせざるを得なくなつた。

又今次事變發生以來の華僑送金に就て見れば

一九三六年七月以降一九三七年六月迄

汕 頭	(主として潮州、梅縣、海豐へ轉送)	六三、〇〇〇千元
厦 門	(主として漳州、泉州へ)	二〇、〇〇〇千元
海口、其他		五、〇〇〇千元
香港、澳門	(江門、四邑方面へ)	一〇、〇〇〇千元
計		九八、〇〇〇千元

一九三七年七月以降一九三八年六月迄

汕 頭		七〇、〇〇〇千元
厦 門		二、〇〇〇千元
海口、其他		五、〇〇〇千元
香港、澳門		二五、〇〇〇千元
計		一〇二、〇〇〇千元

前年に比し四百萬元の増加を見たが其原因は同期間に於ける法幣價格の暴落によるもので、寧ろ減少せるものと見られる。尙厦門向は同島の皇軍占領に依り激減し香港向は激増を示した。之を地方別に見れば

比島、米國	一七、〇〇〇千元
泰 國	二二、〇〇〇千元
新 嘉 坡	三〇、〇〇〇千元

支那事變と華僑 上編

蘭 印
印度濠洲其他

計

三五、〇〇〇千元
七、〇〇〇千元
一〇二、〇〇〇千元

而して事變中華僑の各種公債應募又は法幣買入れ救國資金として醸出せる額は一九三八年に於て

蘭 印
新 嘉 坡
泰 國
比 島、 桑 港
香 港
澳 門
其 他

計

七、〇〇〇千元
一五、〇〇〇千元
八〇〇千元
二、五〇〇千元
一、八〇〇千元
三〇〇千元
七〇〇千元
二八、一〇〇千元

と稱せられて居る。

華僑の送金は従來批信局より轉送されてゐたが、近來は銀行爲替に依つて送金するものが大部分で、在外居住地に於ける銀行から電信爲替を買入れ厦門、汕頭、廣東、香港に送付するものである。而して批信局經由の場合は、批信局は各地華僑の手から收めた小口送金を取纏めて一口の大口金額とし、銀行から電信爲替として本國に送り、國內の批信局は銀行から之を引出し、各華僑の家族に届けるのであるが、交通不便の地方では使送するものもある。

大體に於て批信局經由のものは小口にして、銀行經由のものは大口である。尙厦門、廣東占領さるゝや華僑送金には大支

障を來し大部分は香港に集中された爲め、香港へ進出の各支那銀行は之等華僑送金の吸収に奔走し、各自行内に批信局に等しき民信部の機關を設け、奥地への送金又は轉送に便宜を與へつゝある。一方、粵漢鐵道の遮斷、漢口の陥落、最近の中山縣に對する戰果擴大は奥地への連絡を絶たれた爲め、國民政府は新に佛印の海防に中國銀行の分行を設立し、又廣東銀行は新嘉坡に支店を開設し華僑送金の集中に大重となつてゐる。

銀行經由の華僑送金先を見るに、大體左の通りとなつてゐる。

香 上 銀 行
安 達 銀 行
華 僑 銀 行
中 國 銀 行

英領馬來半島、比島より
蘭印、比島方面より
英領馬來方面を主とし一般に小口のものが多い。

十、本邦の在外金融機關に送金を蒐むることの能否

従來南洋華僑の本國送金に關し銀行經由の分に付ては、大體左記銀行

香 上 銀 行
安 達 銀 行
華 僑 銀 行
中 國 銀 行

英領馬來半島、比島より
蘭領、比島より
英領馬來方面其他より

支那事變と華僑 上編

を利用してゐるが、元來華僑は郷土的觀念特に強く、縁故關係其他を辿り取引關係を結ぶ慣習を有するを以て、香上銀行等の如く、多年華僑間に絶大なる信用と地盤とを有する間に處し、今俄に之を在外本邦金融機關の手に收むることは、事變下に於ては、極めて困難な問題であるに相違ないが、戦局の進展に伴ひ漸次聖戰の目的乃至真相も判明するに従ひ、彼等華僑の盲動的排抗日の氣分も薄らぎ、感情上の融和が生ずれば、強ち不可能事ではなく、之が對策としては先づ皇軍占領地區に於ける宣撫工作に努め、郷土に於ける親戚、知己、縁者の手を介して華僑に呼びかけ、一方華僑在住地の言論機關を利用して宣傳工作宜しきを得れば、將來第一步として、尠くも占領地區に關係を有する華僑の送金を或程度迄我が手に收め得べく、然る後漸次廣範圍に押し擴め得ると考へられる。

十一、南支經濟復興資金を有力自治政府又は特許機關の發行に係る經濟復興債券又は富籤が實行せらるゝ場合の之に對する華僑の放資力の觀察

從來華僑は各在住國政府から兎角厄介視され政治的にも何等の根據を有するものではなく、自然何れかと言へば單に目前の利殖にのみ吸々として居つた關係上、何れに據るべきか確固たる事態の見透しもつかかなかつた状態であるから、今後は東亞新秩序建設、東洋全體主義の立場から、對歐米經濟政策を樹立する必要があることを認識せしむる様、適當に指導するところが先づ肝要である。而して確固不動の方針に基き、地方自治政府若くは特許機關の首腦者は、機會ある毎に華僑有力者と直接膝を交へて懇談其趣意を徹底せしむると同時に、他方南支及華僑在住地其他の言論機關を動員して宣傳工作に努むれ

ば、彼等華僑と雖も強ち舊套をのみ墨守し時流に抗する態度を放擲し、南支經濟復興の重大使命に對しても相當の熱意を以て彼等の豊富なる財力を傾倒し、自發的に參加協力するであらう事は推測に難くない。

十二、華僑の對日態度を是正すべき實際的手段

在外華僑の數は南京僑務委員會の發表に依れば、總數七百八十萬八千人と稱せられ其在留地方別に見れば、

泰 國	二、五一五、〇〇〇人
英領マレー	一、七〇九、〇〇〇人
蘭領東印度	一、二三三、〇〇〇人
佛領東印度	三八一、〇〇〇人
ビルマ	一九三、〇〇〇人
フィリッピン	一一一、〇〇〇人
香 港	八二五、〇〇〇人
印 度	一五、〇〇〇人
極東ソ聯	二五一、〇〇〇人
アメリカ大陸	二八二、〇〇〇人

となつて居るが、右の内極東ソ聯とアメリカ大陸に在るものは暫く問はず、總華僑七百八十萬八千人の内七百二萬七千人と言ふ絶對多數が所謂南洋と稱する地域に在住して居る。

斯くの如き情勢であるから、華僑問題とは結局南洋華僑を意味するものと見て差支なく、此尨大なる數及び豊富なる財的

根據を有する南洋華僑に對しては、今後如何なる犠牲を拂つても我方の眞意不動の方針を諒解せしめ、親日傘下に來り投ぜしめなければならぬ。而して之が具體的方策如何が現地及中央の重大問題となつて居る。

左に聊か卑見を開陳して見る。

- (一) 同郷者の社會的團結力固き彼等華僑が、自己の郷土地方が日本軍に占領されてからでも其反日感情は深く胸裡に刻まれ容易に解消し難きものがあるだろう。而して日本側として講ずべき第一着手としては先づ福建、廣東兩省の良民に對し今次聖戰の目的、東亞新秩序の建設、東洋永遠の平和確立の眞意を徹底的に彼等をして諒解せしむる事とせば、其適切なる宣撫工作と相俟つて、南洋華僑も漸次親日的傾向を示すに至る事は疑ない。
- (二) 華僑の郷土地方たる南支各占領地に於て、良民の保護、治安維持、華僑との通信連絡の仲介其他對華僑を目標とする特別工作を施して、彼等の感情融和に努むることが第一歩であり、然る後初めて、華僑との提携が出來得るものと考へられる。然も此基礎的工作は相當の時日と不斷の努力とを要する難問題である。
- (三) 曾て蔣政權の施した僑務委員會の制度は對華僑接觸上有效適切と思はるゝに付き、占領地域内に於ける新政權に於ても此制度に則し華僑の指導管理機關を設くる事而して新政權の要人は親しく華僑の現地を訪問して彼等と緊密なる連繫を保つ必要がある。
- (四) 對華僑思想善導機關を設置し彼等の誤まれる觀念の是正に努むる事、殊に蔣介石の容共政策以來南洋各地に於ては共產系毒手の浸潤甚しき爲め、之が清掃打破に關し、南支及南洋各地の言論機關を總動員して之に當ることは急務且つ最も有效なる手段である。

宣傳工作に付ては、言語の關係上臺灣本島人を介在活躍せしむる事は至極効果的である。

- (五) 華僑が蔣政權より分離し新政權の傘下に歸する場合、華僑の指導統制の實權は中華總商會の手中にあるべきを以て、各地中華總商會及各種同業組合内の指導權を握り、政治、經濟及文化的指導、保護に當ること。
- (六) 華僑の經濟的活動を増進せしむる爲め金融機關の確固たる統制、又は中心的銀行の新設、破産者の救済、本國復興事業に對する投資の誘致策、各種企業に資する爲め經濟調査の問題等も考慮される。
- (七) 華僑の失業者其他に對する社會的救済方法としては從來の如く單に同郷團體に依存することなく、保險制度等有效なる方法を考究する必要がある。
- (八) 各殖民地當局は近年支那人の入國を抑壓する政策を執り、高率の入國税を賦課しつゝある現状である。今後支那人の海外移殖に付ては資金の貸與、仲介及渡航機關の指導統制等適當の保護を加ふる必要がある。就中、移民の送金送信機關等を改善及監督することも一法である。
- 彼等華僑とは政治、經濟、文化各方面より緊密なる提携を保ち、所謂共存共榮の立場から各種の便益及保護を加ふる必要のある事は對支全般の場合と雖も異ならぬであらう。

(九) 日本側の特別處理機關としては、

華僑問題の一般的調査研究

新僑務委員會の指導

華僑の動向内査

支那事變と華僑 上編

各地中華總商會の監視、操縦

華僑社會内の暴力團、秘密結社等に對する方策

華僑新聞の操縦及外字新聞に對する工作

等が考へられる。

- (十) 更に日本軍の占領地帯と關係ある華僑の本國送金に關しては、日本側の現地銀行に於て他より爲替レートを有利にして取扱ふことゝすれば自然に寛まるべく、其他通信上の便宜迄も計つて遣る事とすれば、則ち利益及人情の觀點より之を誘導し得るであらう。
- (十一) 南洋に於けるゴム及砂糖事業經營等に關し、華僑と合辦組織の新會社を設立するか、乃至從來の事業擴大を計ることゝし、經濟提携に依り暗に華僑の利權を擁護すること。
- (十二) 各重要都市に商品見本陳列館を設置し、商品の販路紹介に資し、場合に依つては即賣をも爲し、邦人直接販賣の途を講ずること。
- (十三) 文化工作の内、見逃すことの出来ないのは所謂平民病院の設置であり、料金を廉價にして一般患者の治療に便すること。尙表面上は支那人經營の病院たる形式とし、内部に於ては日本人醫師を聘する方法も考へらる。而して其經費に付ては補助金を與ふること。
- (十四) 華僑第二世の内、各所屬國で教育された青年は祖國意識比較的薄く、對日感情も緩和されて居るが、其本國で教育された者は小數ながら華僑内の中堅分子として常に抗日の指導者たる状態である。即ち華僑子弟の教育問題は其思想問題と關

聯するものと言ひ得る。

故に我方としては差當り華僑の内、親日派と目されるものゝ子弟を誘致して日本の教育を受けしめ、漸次親日派の勢力を増強せしむる事、且つ支那人名義の學校を設けて日本人教師を聘し日本語並に日本式各科目を併用し、日本へ遊學する諸種の便宜を與へ、日本の事情に通ずる様誘導する必要がある。

要するに華僑の思想問題の解決は結局其子弟の教育問題に依つて決するものと觀られる。

南支經濟復興に關し日支經濟提携を企圖する爲めには、結局其の尨大なる資本的背景を有する華僑を參加せしむる必要があるが、實際問題として華僑と密接不可分の關係を結ぶ爲めには、其間相當の時日と努力とを要することは、前掲諸事情に依り既に瞭かである。故に第一着手としては、現在香港に在住する支那側有力資本家にして、而も親日的傾向を有するものを糾合して合作事業を起し、第二段として、彼等有力支那人を介し華僑に呼びかけ、其誘致策を講ずる事、尤も南洋華僑にして、既に親日的色彩を有するも、事變下に於ては、保身其他の理由に依り邦人との接觸を故意に避け居るものもあるべきに付、此等に對しては適當時機を見計らひ彼等と接觸を保つことは、左程難事ではないと考へられる。要するに香港在住華僑有力者並に南洋華僑中、親日的有力者との提携に關する手段、方法並に適當相手方の選擇其他に付ては、素より慎重考慮を要する問題であるが、其基礎的工作を進捗せしむることが刻下の急務であると信ずる。

十三、華僑新聞

華僑經營に係る主なる新聞を擧ぐれば大體左の通りである。

支那事變と華僑 上編

佛領印度支那	西貢	Minpo Chung Kook Jit Po, Journal de Chinois I, Union
泰國	盤谷	Tion Hua Min Poh, Min Kuo Jit Po, Kiaw Sing Po, China Overseas Press, Chung Hua Jit Poh, Shuen Chang Daily News, China Siam Daily News
緬甸	蘭貢	Kak Min Jit Po, Commercial News, Rangoon News, Burma News, India Po
印度	新嘉坡	Nang yang Siang Po, Sin Kuo Min Po, Sin Chew Jit Po, Union Times, Min Kuo Yit Po
馬來	彼南	Kwang Wah Yit Po, Pin Chang Sin Poh, Penang Sin Po
關領東印度	檳榔嶼	Yat Chung Po, Chinese Commercial Journal
	泗水	Sin Po, Thien Sung Jit Po, Batavia Times, Ho Suk Min Kuo Jit Po, Kong Siang Jit Po
	三寶壟	Chung Nan Jit Po
	三寶壟	Tai Kong Siang Po, Java Times, Java Daily Telegraph, Nam Kiaw Jit Po, Hoa Kiaw
	三寶壟	Kiaw Sing Jit Po, Pewarta Soerabaya
	三寶壟	Min Sung Po
	三寶壟	Sumatra Bin Po, New China
比律賓	馬尼拉	Kung Li Po, Chinese Commercial, Fookien Times News, Chien Chu Po
漢洲	西貢	The Chinese Public News, Chinese Times

各地に於ける華僑新聞は何れも三民主義の宣傳、國家及民族の發揚、支那と發刊地各國との親善關係促進を主たる題目として其の宣傳工作に努めつゝあるが、其の一部のものに於ては裏面に相當重慶政府の政治的色彩を有するものも見受けられる。

華僑の經濟力維持に對する側面的有力機關として重大役割を演じて居ることは見逃せない。

備考

引用參考書類

- 廣東福建讀本 東亞實業文化協會編
- 廣東 內藤英雄著
- 南洋華僑事情 臺灣總督府官房外務部
- 南支經濟叢書 福大公司
- 其他臺銀調查書、南支南洋等

(一四、九、吉野近藏稿)

支那事變と華僑 下編・各論

七六

第一章 泰國華僑

一、潮州陷落後に於ける華僑の動き

「七七」事變發生するや各種社團、各秘密結社は一齊に活動を開始し、「八一三」上海事變に及ぶに従つて國民政府及び中央黨部(國民黨)は各海外僑民黨員に指令を發し各種の「抗日救國後援會」を組織せしめ具體的「抗日」運動に邁進するに至つた。泰國華僑の六割は汕頭、潮州附近出身者で之迄物資の大部分は汕頭に仰いでゐたが皇軍潮汕攻略の報に日貨抵制を休止し様との衝動を華僑間に與へたが抗日團の監視活動が活潑となり且つ重慶政府の猛烈な宣傳等によつて毫も轉換の様子は現はれなう。

(一) 送金杜絶に對する華字新聞の宣傳

彼等の一大打撃は家郷送金であるが、之に對する華字新聞に現はれた宣傳の例を參考までに挙げれば次の通りである。

中華民國報 七月十四日所載

「敵所謂(以戰養戰)の經濟侵略在汕頭臺灣銀行の妄想」

抗戰は已に二年餘になるが、敵の所謂「速戰速決」戰略も完全に失敗に歸し戰爭が長期に及ぶに従つて其の政治、經濟

は愈々混亂状態に陥り、民衆は戰を厭ひ生産力は停頓し、財政の窮乏は其の極に達した。依つて其の侵略の號令を變更し「速戰速和」を以て戰爭の終末を急いでゐるが、我々が舉國一致、抗戰徹底の最高國策を遵守したので和平の陰謀も又失敗に終つた。

そこで敵は又「以戰養戰」の狡計を押計らんとして、各陷落區域に於て法幣を搜集し、以て戰費に充當せんとした。その一例は北平に於いて「偽聯合銀行」を設立し無信用の偽幣及軍票を發行し我國の法幣と兌換せんとし、又上海に於ても「偽興華銀行」を成立せしめ法幣を掠奪して外國爲替獲得の基金とせんとしたが、我が政府當局は敵のかゝる陰謀を粉碎せんとして上海各銀行に命じ法幣を以て外國爲替の買入を停止せしめたのである。

憶ふに敵には先見の明なく經濟基礎は脆弱なため今日の様な長期戰に及び其の銀行準備金は殆んど枯渴に瀕し發行紙幣の將來は歐洲大戰當時のマルクと同様廢紙となることを免れない。

そこで敵には經濟上の便法がない爲め其の毒牙を又々我に延ばし潮汕占領後直ちに臺灣銀行を復業せしめ無準備、無信用の軍票を發行して法幣を奪取せんとし、更に海外華僑の爲替金をも取扱はうとして居るのである。之に關する日聯社電文を掲げ華僑をして敵の野心を明かにし、其の奸計に陥らぬ様に警告する、その電文は次の通りである。

日聯社十三日電

臺灣銀行汕頭分行は其の準備を整へ本月十五日復業に決定した、其の交易は日軍發行の軍票を基礎として汕頭市内に於ては臺灣銀行紙幣も通用するのである。なほ同行では海外華僑の爲替をも取扱ふことになつてゐる。

即ち敵は此の種の陰謀を用ひて華僑送金を利用し外國爲替を獲得し、家族には軍票を交附しようとして居るのである。

支那事變と華僑 下編・各論

七七

僑胞が一錢でも多く汕頭向け送金すれば其丈け敵は在外資金を獲得するのである。之れこそ正に敵を援助する行爲なのである。

目下汕頭、潮安は暫次陥落の形勢にあるが其の沿岸各戦區の交通は阻止されて居らず、我が政府當局は積極的に華僑送金の安全な路筋を尋求し、東京電信局公所も亦粵省主席李漢魂及財務部當局と連絡し研究中であるから、在泰華僑の故郷送金は暫次休止したと雖も、こゝ短期間内には政府當局から完全な方法の指示があるものと信ずる。

當地華僑の愛國心は人後におちるものでない。必ずや敵の此種陰謀に對しても其好惡を明にし之に利用されることはないであらう。尙電信局は僑胞の送金は本國政府からの方法解決の通知を待つて受付けるべく切望して居る。

七月十九日 中華日報所載

粵省政府發表、廣東省銀行は潮梅華僑家族に對し救済の意味で、「每次五十元、期間三箇月、利子六厘」の貸出を行ひ、已に分行を蕉嶺、豐順、老隆、各地に増設した。

八月二十日 中原報所載

「潮梅與外間交通尙未阻塞電信局試收僑批」

汕頭失陥以來海外華僑送金は從來の様に汕頭に送り、そして各内地に分派することが不可能となつた。之は潮梅華僑家族の生活に關する問題であつて、彼等は皆僑胞の送金を頼りに生活して居るのである。潮梅華僑としても最も此の點を懸念して居るであらう。

電信局公所は種々此の點の對策を講じつゝあるが、粵省政府から送金の路筋に付て何等の指圖もない爲め依然として其の取扱ひを停止して居る。只華僑銀行民信部及萬興昌が廣東省饒平縣向送金を試みて居るのみである。又越三振の某信局

も近く潮陽、惠來、普寧向の送金を試みようとして居る。

聞く處に依れば潮梅内地に通ずる路筋は未だ完全に封塞されて居ないから華僑送金は絶対に不可能ではない。云々

(二) 「抗日」團の動きは活潑となり事變以來最高潮に達した。主として其の發動の對照は信局の主人、潮州人、貿易商、銀行業關係者等である。

(三) 七月初旬盤谷市内華僑間に、「日軍汕頭上陸の際我國は少しの抵抗も爲さず撤退した」との謠言に對し各新聞は約一週間に亘り之を排撃して居た。

(四) 「獨蘇不可侵條約締結により、防共樞軸に罅が入ると共に蘇聯は對日宣戰を布告するであらう」との謠言が最近巷に宣傳され、其の直後華字新聞には、「潮安城克服」の記事を掲げ、北の守りの爲め南支那に對する日本の無力を大々的に宣傳した。

二、泰國政府の華僑彈壓經過と其後

(一) 彈壓の經過

今次大檢舉は泰國全土華僑在住地域に亘り今日迄其の取調を受けた者約一萬人、檢舉された者約三千に達し、現在尙續行中であつて彼等は極度の恐怖状態に陥り、前途に對する見透しも判らぬ有様である。其の經過は左記の通りである。

A 僑團方面

イ、三

民

社(國民黨駐暹總支部事務所)
國民黨三民主義青年俱樂部

支那事變と華僑 下編・各論

七月二十三日午後突如搜索を受け運出された文件四、五車（三輪車）で黨員名簿没収され、責任者梁偉成、馮燦利は逮捕された。又彼等に對する一切の訪視をも禁ぜられ將來追放處分となる模様である。

又國民黨駐暹總支部常務委員、吳碧岩（曼谷日報社長）は家宅捜査を受け、目下取調中であるが、之も又やがて追放處分を受ける模様である。

ロ、華僑動員總會泰國分會（前廣東省主席吳鐵城の組織）

主席陳文添は七月初旬禁錮刑六年を言渡された。

ハ、潮安輔益社（潮安商人の組織）

主席張蘭臣は目下取調中である。

ニ、中華總商會

八月十二日關係書類、其他主要人物の取調を受け一時其の業務閉封された。

其の他各地方に於ける國民黨員も續々檢舉されて居る模様である。

尙共產系抗日團、例へば「勞抗會」等にて逮捕された者がある模様であるが、彼等の多くは假名を用ひ、居住不定のため其の適確なることは容易に判明しない。

B 文化機關方面

イ、曼谷日報、國民日報

七月二十七日封鎖を命ぜられ、各社長、總編輯及督印人の許可證は沒收された。

ロ、新時報

七月二十八日長期封鎖を命ぜられた。

ハ、華僑日報、華聲日報、華星日報、（陳守明の出資による同一社の新聞）

七月三十日各紙共長期封鎖を命ぜられたが社長張亦靜は昆明に逃走した。

ニ、中國日報（中華總商會、潮州會館各委員の出資）

七月三十日封鎖を命ぜられた。

ホ、中華日報、中民日報（個人經營）

八月九日封鎖を命ぜられた。

八月十日に至り彈壓は益々嚴重となり、十數軒の新聞社、印刷工場の機械に封印され印刷不可能となつたが、各新聞の發刊停止の理由は「日貨抵制、抗日を煽動し治安を妨害した」との理由に依るものである。現存してゐる新聞社は中原報だけである。

C 教育機關方面

泰京華校中最も整つてゐる黃魂中學を初め、封鎖されたもの二〇以上に達したがその校長は次の通りである。

1. 黃魂中（幼稚園、小學、中學に至る潮州人の子弟を收容し、陳守明の出資）

支那事變と華僑 下編・各論

2. 中華中學 (全華僑の子弟を收容し總商會が經營してゐる)

3. 聯華小學

4. 直理小學

5. 華光小學

6. 民光學校

7. 直光學校

8. 培民學校

9. 新生學校

10. 中聲學校

11. 新中華小學

12. 重慶公學

13. 成德公學

14. 文明學校

15. 公立三民學校

16. 潮州公學

(○印は共産分子が活動根據とした學校である)

閉校の理由は教育法例に違反したためである。

D 銀行業方面

イ、華僑銀行

七月二十七日捜査を受け各種の帳簿の検査を行はれ、支配人王太義、副支配人馬燦然は拘留された。

ロ、廣東銀行

華僑銀行と同時に捜査を受け、支配人頼鳳岡、副支配人、書記三名は拘留された。

ハ、民信局公新

八月六日主席蕭卓珊は取調を受けた。該局は皇軍潮汕占領後其の營業は無形に停止して居たので即時釋放された。右銀信局に對する手入の理由は華僑の各種救國捐を之等を通じて本國に送金したる爲めである。

(二) 檢舉の事由

今次の檢舉に對し其の理由、目的に付ては種々な噂があるが其の主なるものを列筆すれば次の通りである。

イ、日英東京會談に於ける英國の軟化に依り從來の歐米依然中立主義を棄て日本に傾く態度を示した事。

ロ、英、米が多年獨占してゐた油類に對し、泰政府の統制に日本側が其の達成を援助し成功せしめたのに對する誠意を示した事。

ハ、對華僑問題は泰國永年の大問題であつて、特に現總理の所謂「同化政策」遂行のため東亞の新時態と相俟つて斷行せられたのではないかと思はれる事。

ニ、三民社捜査に依り彼等の證據が續出したため、泰國は其の體面上止むなく檢舉を擴大したものである事。

なほ泰國政府は之に對し政府は其中立政策を棄てるものに非ず、唯法律上より之に違反するものを彈壓し以て治安を完ふするに外ならずと聲明したことは注目すべきことである。更に参考の爲め政府の聲明に對する華字新聞の記事翻譯を左に掲ぐれば次の通りである。

八月二十六日 中原報所載

「泰國は其の傳統的中立政策を變更せり」との謠言に對し政府は聲明を發し之を否認した。該謠言の發言は今次の華字新聞、華校等を閉封したことによるものであらうが、只書報處、教育部が法律を嚴格に執行したため結局十數の華紙及新聞が犠牲となつたものであつて、一部學校及新聞社は當局が再び創立を許可するかどうかを疑つてゐるが、書報處、教育部を調査したところ政府は決して新規創立の願出に對し拒否反對するものではなく、華僑と雖も日英其他各國人と同じく凡ゆる許可を享受出来るものである」と泰文民族報は報じて居る。

八月二十四日 中原報所載

「華校、華報封鎖に對する政府の聲明」の見出しで八月二十三日宣傳局は次の聲明を發したと報じてゐる。

十五日の聲明にも明示した様に泰國は各國人に對し平等の待遇を以て親善の實を爲すものである。茲に更めて今次華校新聞社封鎖に對する解釋を加へるが、政府は斷じて華僑を排斥彈壓するものではない。今次の各種取締は法律の立場から之を執行したものであつて其の國籍、民族上の特別差別を爲すものではない。只善良なる華僑の生活を保護する爲め不良分子の檢擧を斷行したものである。

從來泰國は華僑に對し泰人と同等の待遇を爲し種々の特權を與へて居る。夫れは現在當國に於て數的、財的に如何に彼等が發展して居るかを以てしても判然するであらう。

政府は華僑排斥等の謠言に對し絶対に否認するものである。

佛歷 二四八二 八、三三 宣傳局

(三) 華僑其の後の動勢

イ、國民黨員の多少は田舎に避難し、或は國境を越へ安南、英領馬來、雲南に逃走した。

ロ、青年學徒は新聞、學校の閉鎖に對し無謀であると憤慨して居る。

ハ、一般商人は啞然として其の處置を知らざる状態で商賣に對しても極めて消極的となり且つ現在の洪水期による商賣の閑散と共に一層不景氣に陥つてゐる。

ニ、國府が西南開發の爲めの大々の宣傳により新聞關係者、國民黨員、教員の一部は昆明に向け逃走し、大商店でも昆明に移轉したものがあつた。

ホ、今次檢擧は主として國民黨關係者であつて、共產系分子の「テロ」團は割に檢擧されて居ない。彼等は逸早く地方に逃亡し如何にも既成「テロ」團は解消した様に見えるが居殘分子は更に別法を講じ新しく組織した爲めか現在尙「テロ」事件が續發する有様である。

1. 八月十六日 盤谷市大火災は華僑無産分子の反感に依るものだと噂がある。

2. 八月二十日 臺灣籍洪培煙氏使用支那人が刺さられたが加害者は十八、九の客家人で、泰國刑事に追ひつめられ反

抗したため射殺された。

- 3. 八月二十五日 三井物産に對し脅迫状を送くつた。
 - 4. 九月八日 盤谷一流劇場の入口で潮州人が刺殺された。
- へ、救國献金運動は休止状態となつた。

三、泰國華僑抗日機關

(一) 組織線路及其の背景

イ、中央線路

國民黨、國民政府、粵省政府等が背景となり、在泰指導機關としては商務委員辦事處、中華總商會、國民黨駐泰總支部等がある。

ロ、共產線路

中共、第八路軍、新四軍及桂系等が背景となり、在泰指導機關としては共產黨（重慶學校、新中華學校が其の本部）員で第八路軍駐港辦事處主任廖承志の直接指揮を受けてゐる。

(二) 各指導機關の人物及活動、組織の概況

A 中華民國駐泰商務委員辦事處

商務委員 陳 守 明 秘書 陳 文 彬

(イ) 其の活動部門としては、「泰國華僑籌賑會」會員の一部分で、本國との連絡は華僑銀行（暗に廣東銀行と對立して居る）を通じて行つてゐる。

(ロ) 火礮公會、米商公所、銀信公所等は表面總商會に屬して居るが、之等に對し陳の勢力が強大で、實際は指導機關となつてゐる。今年「七七」記念日に陳は献金運動を發起し、之等股商宛招待状を出し彼の事務所に於て約二十五萬元の寄附を集めた。

B 中華總商會

主席	蟻 光 炎		
有力委員	陳 景 川 (潮州會館主席)	陳 悟 賓	
	馮 爾 和 鄭 子 彬 盧 公 圃		

(イ) 本會の第一線活躍分子としては、陳景雲、馬快冬（執委）、陳宗光（總領事）、蘇宗澤（秘書）で會の活動は故蕭佛成一切の指揮を仰ぎ一般は總商會派を蕭派と稱して居た。彼は「中央監委」、「國府委員」であつたが蔣とは相容れず早くから粵省李漢魂と來往があつた。該會の活動範圍は頗る廣く其上經濟的地位を具有してゐる。

(ロ) 献金宣傳、排日貨等種々の活動部門は次の通りである。

支那事變と華僑 下編・各論

業務組織

火 碧 公 會 米 業 公 所 銀 信 公 所 經 商 公 所
香 叻 油 三 郊 公 所 煙 廊 公 會 沙 布 業 (綿 布) 公 會 金 櫃 公 會 (金 屬 商)

同 鄉 組 織

潮 州 會 館 潮 安 輔 益 社 江 浙 會 館
客 屬 會 館 廣 肇 會 館 瓊 島 公 所

普 通 組 織

同 熙 社 勵 支 社 其 他 各 華 校

(ハ) 泰 國 華 僑 籌 賑 會

委 員 長 △ 陳 守 明
委 員 △ 蕭 佛 成 (死 亡) △ 廖 公 圃 △ 陳 景 川 △ 蕭 介 珊 (陳 守 明 派)
蔡 樂 珊 (陳 守 明 の 腹 心) △ 馬 仁 聲 馮 爾 和 黃 求 標
△ 盧 曉 川 (陳 守 明 派) 陳 子 彬 (陳 守 明 派) 陳 景 雲
△ 印 一 常 務 委 員

該 會 及 分 會 は 献 金 の 勸 誘 、 排 日 貨 の 運 動 等 を し て 居 る が 、 事 變 初 期 に は 各 埠 で 秘 かに 日 貨 を 取 扱 ふ 華 商 に 對 し 罰 金 を 科 し 其 の 罰 額 を 中 央 政 府 宛 送 金 し て ゐ た 。

之 は 國 府 が 委 派 (蕭 佛 成) に 命 じ 、 其 の 責 任 を 負 は し め た の で あ る が 、 委 員 の 大 部 分 は 總 商 會 役 員 で あ る の で 實 際 上 は 總 商 會 が 其 の 責 任 を 取 っ て 居 る 。

尚、各地分會組織に當つて蘇宗澤、陳志鴻を左記數十箇所に特派し活躍させた。

北 線 方 面

大城・北覽坡・萬麵・彭世略(活動停止)・程逸・程騷・綱帕・南邦・清邁等

東 北 方 面

北標・素攀・景溪・呵叻・烏汶・素輦・孔敬等

南 部 方 面

佛統・萬磅・叻丕・佛丕・萬倫・宋卡・合艾・北大年・博汶弄・普吉等

東 部 方 面

北柳・金湖北覽・萬佛歲・是拉差・羅湧・尖竹汶等

C 中 國 々 民 黨 駐 暹 支 部 (半 秘 密)

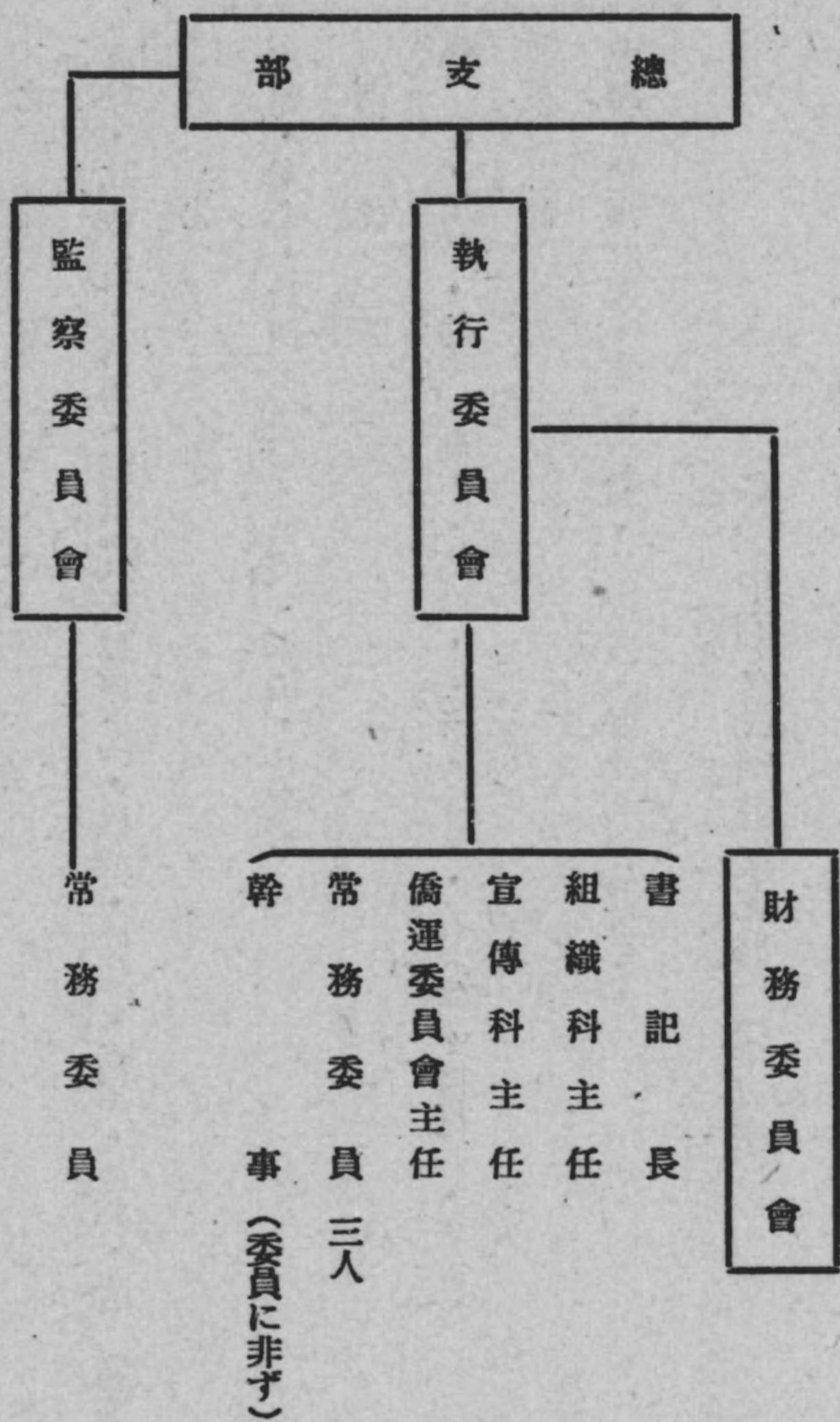
全盛時は黨員二十萬に達してゐたが現在では黨證を有する者僅かに三萬餘に過ぎない。其の組織は全地方に行き亘つてゐるが内部は二派に分裂し、其の一は梁士俊の指揮により、他は吳碧岩(曼谷日報社長)の指揮に従つてゐたが梁士俊(無職四六)が本年三月逐放されたので梁佛成が責任を負つて居たが今次政府の彈壓によつて吳、梁二人共逮捕され逐放の判決を受けたので、總支部執監委員も亦離散し現存してゐるものは次の通りである。

書記長代理 陳 礎 生

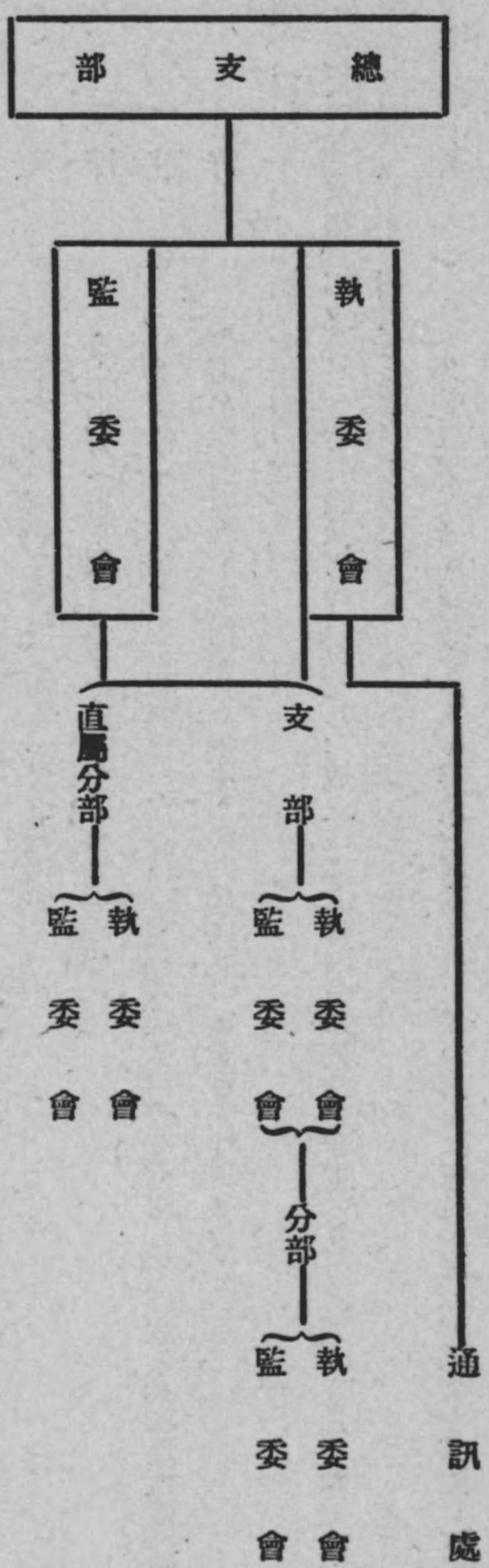
支那事變と華僑 下編・各論

執行委員 姚玉輝 蔡松年 汪振玉 陳紀民 陳礎生
 財政委員 馮爾和 李克三 李英烈 陳子陸
 監察委員 李英烈 梁社長 鄭漢成

1. 總支部執監委員會組織系統表



2. 泰國黨部各級組織系統表



〔註〕 支部及直屬分部は皆其の地名を冠し、事變勃發以來（總支部に於て華僑抗敵救國後援會成立以來、各支、分部も又各抗敵救國後援會分會を組織し籌賑、排日貨の責を負つて居る。前述の籌賑會分會の組織も亦該「後援會」の中に含まれ、爲替送金の際は「後援會」の名義を用ひたり或は「籌賑會」の名義を用ひたりする。
 各華校、新聞界の多くは國民黨を擁護する機關であり學校理事、新聞社責任者の多くは黨部の責任者である。

D 共產線路

重慶、新中華の兩校が其の擁護機關である。

組織分子の多くは青年、學生、又は流浪の民、無頼の徒輩等で、彼等は始終日貨賣買の有無を嚴重に監視し、若し之を發見した時は警告文を發し罰金を要求する、若し之に應ぜぬ場合は其の特務隊を以て「テロ」行爲を發動するのである。
 (イ) 之等各團體名稱、人物は次の通りである。

支那事變と華僑 下編・各論

抗聯(泰國華僑各界抗日救國聯合會)

主席—郭田(丘中推、英傑、心嬰、心英) 中華中學教員、華隆日報主筆(經歷、上海藝術專門學校卒業、揭揚中學教員、孔敬華校教員)

職員—歐惠(崙)—廣州人、新中華學校訓育主任

黃耀環—新中華學校教員 郭舜民—歸國中

王捷夫—重慶學校職員

黃這雄—重慶學校職員

熱青(熱血青年救國除奸團)

主席—劉壁川

副主席—張榘梧

職員—郭禎祥 張如山—復旦大學を卒業し現在江浙會館秘書

謝石崇

青抗(泰國青年抗敵救國聯合會)

主席—楊送

職員—藍東海—主席不在の場合の代理者で以前策動委員會の秘書長

陳書謀—本會の重要な職員であるが目下歸國中

陳雄—別名(蔡克羅) 本會の書記を兼ねてゐる。

陳合坤—別名(張達) 全泰救國會の宣傳員で本會の通信調査を擔當し王作生と共に鐵血團の強者である。

許敬—王作生(五華)の別名で張達と共に鐵血團の強者華光學校職員である。

南洋(南洋華僑青年抗日救國聯合會)

本會は智識無職者が主持して暗殺隊員百餘名を有し、成立以來本會隊員に依つて暗殺された者三十五名、傷せられた者百十七名に上り、最も有力な「テロ」團體である。

主席—蔡志芳—全泰華僑抗日救國聯合會別隊々長を兼ね本人は四名の決死護衛者を帶同し諸團體中「テロ」行爲の最

も重要な人物である。

職員—羅榮光—王作生、蔡志芳の腹心で抗鐵血團の強者である。

策動(華僑救護總隊暹京策動委員會)

主席—陳容子(飛々又は競飛の筆名で時々新聞に投書してゐる)

第八路軍から直派せられた者で重要な人物であるが五月初め南泰に於て宣傳をなし馬來に向つた。

職員—謝少安(少奄) 主席代理で本會の宣傳部長兼武裝隊長、年三十歳。

蔡克耀—本會の書記兼招募主任で抗日執行委員會秘書長を兼ねてゐる。

周南—本會幹事

抗執(泰國華僑各界抗日聯合執行委員會)

本會は新嘉坡高總領事の來泰の際抗日諸團體を聯合結成したものである。

主席—陳容子(策動に詳記)

職員—陳廷臣—元、策動の幹事で本會の特務團員である。

勞抗(勞工抗敵救國團)

主席—馬介雄—元、後援會(國民黨系)の幹部であつたが國民黨を脱退し本會の主席となつた。

職員—陳雲章—馬の秘書で黃魂中學教員 郭輝(平)—曼谷日報活字係

黃坤(化騰) 黃子治(亞五)

鐵年(鐵血青年抗日會)

本會の總機關は新中華學校内にある。

主席—游山東

抗救(泰國華僑抗日救國會)

支那事變と華僑 下編・各論

主席—陳 瑞 輝

工友(泰國工友救國會)

主席—文 基

職員—朱 一 張(張非然、李長) 本會の外交係

婦抗(泰國華僑婦女抗日救國會)

本會は賣娼婦、喫茶店女給階級を以て組織してゐる。

指導者—黃 文 鸞

(ロ) 以上各機關の指揮者の多くは共產系の知識分子で各華校に匿居し其の行動は極めて妖怪である。

彼等は皆經濟的地位なく、其の經濟來源の大概は中華總商會、火礮公會、米業公所等各機關から仰いでゐる。殊に火礮公會からの救済は毎次數百銖に上つてゐる。

彼等は屢々國民黨總支部主持の「華僑抗敵救國後援會」と協力せんと希望したが其の都度拒絶されてゐる。

(ハ) 對 國 内 關 係

第八路軍駐港辦事處主任廖承志と連絡をとり、罰金、寄附金は第八路軍、新四軍及廣西第五路軍宛に送つてゐる。その中間連絡機關としては西貢の全民日報、連絡路として泰國東北境烏汶、孔敬を通じて行つてゐる。

四、華僑救國獻金

(一) 事變前獻金狀態

華僑の救國獻金は孫中山の革命運動に其の端を發してゐる。彼は其の革命初期國內の反對を受け海外華僑の間に亡命したが、其の期間活動資金を華僑に仰いだので彼は革命成功後華僑は「革命の母」とまで稱した。張學良が東北で蘇聯と衝突した時、或は「九一八」「一二八」事變の時の様に國債、賑災等に對して自發的に、或は政府の命令により參加して居る。然し其確數を擧げることとは不可能である。

(二) 「七七」事變發生以來の狀態

事變勃發するや國民黨中央黨部は「抗敵後援會」を、又國民政府は「華僑籌賑會」の組織を命じ、共產黨は各種の救國團體を組織して、日貨抵制の爲に「テロ」の發動さへして居る。大體此等の各種團體が救國獻金の責を負ひ、活動して居るが其の活動機關は「中華總商會」、「國民黨總支部」及共産分子の各學校等である。

獻金の募集方式には抽、捐、罰の三種があり、其の名稱は(1)貨捐、(2)月捐、(3)扣薪、(4)節約、(5)特捐、(6)罰金、の六種に分れて居る。

(1)貨捐……水、陸兩方による各地方向け、各種商品物貨に對し課すもので列車による場合は其の一貨車(一棚と稱す)に付き若干銖、船による場合は其の總數量に對し其の他郷里送金には一元に對し一士丹を課してゐる。又食糧品(米、砂糖、乾物等)に對し毎擔ごとに、果物嗜好品に對してすら徴收して居るが、其の方法は極秘で凡ゆる手段を用ひて居る模様である。

(2)月捐……各社團分子、個人、或は商店毎に月々一定額を半強制的に課するものである。

支那事變と華僑 下編・各論

- (3) 扣薪……各商社、商店の主人、支配人等に其の責を負はせ、使用人の給料の何割かを出さしめ、責任者は其の額の倍額を収めて居る。
- (4) 節約……各社團、商店は其の不必要な費用を節約して献金する。例へば設備費、裝飾費、使用人の食費等の節約か各記念日の粗食、娯樂停止によつて生ずる金額を献金する等である。
- (5) 特捐……防寒衣服、醫藥、難民等に對する寄附を謂ひ、各記念日毎に半強制的に要求する。
- (6) 罰金……抗日機關（主として共產系）が日貨取扱商人に對して行ふのである。

(三) 送金手續及送付先機關

責任者が華僑、廣東、四海通、陳費利、廖榮興、陳炳春等の各銀行を通じ、其の時々の相場に換算し、金額用途を明細にして本國機關例へば財政部（主に國債に應ずるものにして香港事務所宛）籌賑委員會（義捐を主とす）僑務委員會（國債、義捐を主とす）第八路軍（駐港辦事處主任廖承志宛）新四軍（罰金捐を主とす）其他粵省政府、潮汕、第九區自衛團、廣西省第五路軍等宛に送金してゐる。

(四) 献金の責任者

華僑抗日團體は皆其の責を負ふは勿論各種同業者組合に於ても其の長を責任者として居る。その各地方責任者は次の通りである。

清	南	網	萬	程	程	彭	北	大	北	呵	是	孔	烏	佛	洛	叻	佛	素	色	
吻	邦	帕	麵	逸	娘	洛	坡	城	標	叻	吉	敬	文	統	梗	丕	丕	攀	仔	
陳元春	侯芷光	詹采鄉	吳兩喜	陳耀衢	張金鐘	單承業	李序園	陳天生堂	莊麟明	洪天濤	陳清林	洪中興發號	耀昌火鑪	張蘭臣	陳守乾	余春生	郭子衡	草草令	陳足先	
杜友士					韓清孚	彭松雪	宋友梅	百草堂	中山堂	陳芝庭	莊德興號	寫汝商會(黃映然、陳一青)								

北柳……………真光學校
 萬佛歲……………志成昌號
 是拉差……………利生號
 宋卡・合艾……………方廷兼

(五) 過去、現在の概況

今次泰國政府の檢舉によつて其の献金額は従前の十%内外に減少し華僑、廣東兩行の手入れ後は滙豐銀行を通じて行つてゐるが、今年「七七」迄二年間の國債、義捐金總額は一億元以上に達してゐる。

尙財政部、僑委會、賑委會の三機關發表統計によれば泰國華僑の送金總額は七千餘萬元に達して居るが、各地方別の献金額は次の通りである。

清 叻 四拾五萬元
 南 邦 貳拾萬元
 網 帕 拾萬元
 程 逸 拾萬元
 竹 杏 拾萬元
 程 攀 拾萬元
 萬 娘 拾萬元

北 坡 四拾五萬元
 大 城 八萬元
 北 標 五萬元
 景 溪 參萬元
 呵 叻 貳拾萬元
 是 利 五萬元
 孔 敬 貳拾萬元
 烏 文 參拾八萬元
 佛 統 八萬元
 佛 丕 八萬元
 叻 丕 拾萬元
 素 攀 貳拾萬元
 萬 磅 貳拾萬元
 洛 梗 參萬元
 北 碧 貳萬元
 廊 坑 六萬元
 北 柳 五萬元
 萬 歲 拾五萬元
 是 佛 參萬元
 巴 拉 眞 貳萬元

貳拾萬元(全港約參拾萬元)

支那事變と華僑 下編・各論

金湖北禮

拾萬元

尙南部各地の献金はもつと活潑で資産家、豪商が多いので上の各地に比べて遙かに多額であるが詳細な調査は出来てゐな
50 (一四、九、猿渡 格)

第二章 蘭領東印度華僑

一、支那事變後華僑の對日態度概要

イ、新聞紙の活躍

本事變突發と同時に、當地の支那人系漢字、馬來語の新報、競報、泗濱日報、Pe Warta Surabaja等の各有力新聞は、一勢に虚構の排日記事を掲げ、自分の非は極力之れを陰蔽し、恰も皇軍が支那人婦女子に對して暴行至らざるなき様に吹聴し、一般民衆の敵愾心を煽り、蘭字新聞も亦同様で例のロイテル電を掲載、支那軍の連戦連勝を報じ、彼等に日本恐るゝに足らずとの感を懐かしめるに至つた。

ロ、義捐金の募集

各都市の商務總會、地方中華會館、中華學堂等が主となり、救國運動を起し、バタビア同國總領事及スラバヤ領事が陰に之れを操縦し、各地有力者より夫々相當纏つた額の献金を強要する外、當領法規に抵觸するため公然と國防献金の名義は使

用してはゐないが、恤兵金若くは赤十字への献金の名目を以て、幼年學童に戸別訪問をなさしめ、毎月金品の寄贈を要請する等熱心に活動を續けて其成績見るべきものがある。彼等の所謂籌賑會運動と名付けられるものは之れである。主として災民救済を目的とすると稱してはゐるが軍費に充當される事は勿論である。拂込の方法には特別義捐金、月掛義捐金の二つの方法がある。

此の外贖金の方法として特殊の演劇、蹴球其の他の催ほし物を開催し入場料の一部を献金する外、婦女子により物品展示會を開催、賣上高の一部を献納する等、相當熾烈な祖國愛運動が各所に散見されてゐる。

ハ、募債の情況

救國公債の買入を勧誘し、應募者中、個人にて拾萬盾以上の引受者もある由である。殊に連鎖公債といふ制度によつて、各自轉送を受けたるものは、其送附人である知人に對し、最低五元以上の引受けを爲すといふ一般慣例に従ひ割合良好な成績を収めてゐる由である。

ニ、物品の抵制

邦品の抵制運動は日支問題勃發毎に彼の常套手段、奥の手として常に使用せられ相當の効果を收めたが、其後邦品が比較的低廉で然も需用者である土人の嗜好に適する事と、各地に邦人小賣商が開店、直接土人に供給するに到つた爲牽制を受け、寧ろ自繩自縛的な窮地に逐ひ込まれる結果を招徠するに至り一時は本運動の終焉を見たが、最近我國内物價昂騰に従ひ、勢

ひ粗製濫造の悪傾向が惹起せられ、他方最近爪哇島内の土人手工業の發達は強敵として我低級製品の前に現はれ、旁々此狀勢が今後此儘推移すれば平和時到來の曉には邦品は低制を受けるに到るであらうから肝心を要すべきである。

二、華僑の對日態度と統治政府方針の寬嚴竝に 今後の見透し

元來當領は小國であつて國防力が貧弱であるから政府は出来るだけ表面中立を標榜し、紛争に捲き込まれぬ様努力してゐるが常に我經濟的南進政策を誤解し、近く對支戰捷の餘勢を驅つて當領侵略を企てるのではあるまいかと危惧し、各地にトーチカを築き、要塞を嚴にして防戦準備に忙殺されて居る有様で第一、弱者に對する同情と、第二、支那の抗日戰の永續によつて我銳鋒を避け様とする心構から支那人救國運動等に對しては、相當寛大であるに反して我々日本人に對しては極めて嚴重に一々行動を監視すると云ふ有様で、殊に邦人經營の邦字馬來語の新聞雜誌に對する干涉檢閲は峻烈を極め、現に馬來紙シンナルセラタン（東方よりの光）の如きは、前邦人編輯長は蘭人女記者の投稿に係る一文が内政批判の廉を以て當局の忌憚する所となり、決審の結果は重禁錮三箇月、二箇年間刑の執行猶豫となり、同一經營者により發刊せらるゝ邦馬兩語月刊誌「アストラ」は印刷業の認可云々を楯に作業を差止むる事により、故意に發刊不能の狀態に陥らしめ、邦人中有力者に對しては、其内地との往復文書を開封檢閲して真相を確め、電話も亦錄音に留め、之れを竊取する等徹底してゐる。

將來之れが見透に就ては巷間に種々と説があるが英國に依存し、同國の庇護の下に現状維持を考へて居る彼等としては表面中立を云々してゐるが内心英國の支援に待ち蔣政權に好意を寄せ、出來得る限り我國側の不利を醸成する様策動はするが

今後の日英交渉に於て、日本側の態度が何處迄も強硬で英國の實力は讓歩後退を餘儀なくせしめる爲め、英國頼むに足らずの感を深め、無暗に排日態度を繼ければ遂に全領土喪失する事があるであらうと考へるに及べば或ひは急に態度を親日に豹變せぬとも云へず、俄に豫斷は許されない。

三、華僑の財的勢力

最近の住民調査に依れば當領在住の支那人總數は、百二十萬餘にて歐洲人（二十四萬）の略五倍である。然るに一九三〇年には所得税を課せられる歐洲人は、九萬四千七百餘人、支那人は四十一萬五千五百餘人であるが、所得税を課せられた支那人の平均所得は僅に八百五十盾であるに對し歐洲人の夫れは實に五千七百二十盾となり、同年度の全支那人の平均収入は二百八十盾であるに對して歐洲人は二千二百六十盾となつた。之れを職業所有者率に就て見る時は、歐人は總數の三五%であるに反して支那人は四〇%の高率を保つてゐるに拘らず其の所得に於ては斯くも甚だしい懸隔ある次第である。

更に之れを個人の財産から比較すれば、一九三三年度歐人より提出された財産税申告書は、（二萬五千盾以上の資産者に限る）總數五、一五六通で、其財産總額は三億八千九百萬盾となり、他方支那人は二、七七〇通二億五千四百萬盾である。又個人別所得額を一九三〇年度所得税に於て調べる時は支那人は、其八六%は年千盾以下の所得、一二%は千盾以上、四千盾以下四千盾以上は僅に其二%に過ぎない。然るに歐人は年千盾以下の所得にある者は僅に其一三%に過ぎず。千盾以上四千盾以下は三七%、而して年四千盾以上の所得ある者は實に其五〇%を超過する有様である。

他面蘭印小賣業者の調査表により見る時、一九二九年度に於て其の賣上高は約四億六千八百萬盾であつたが一九三二年度

に於ては二億七千五百萬盾となり、一九三一年度に於ては二億七千五百萬盾に低下した。

又中央統計局の統計によれば一九三一年以後輸入品の總量は更に二五%、價格四〇%の下落を來たし、支那人の破産者甚だしく一九三四年度の所得稅臺帳による支那人の課稅された所得の總額は一九三〇年度の總額の三〇%となり、人員に於て總數の二〇%弱に低下し、遂に一九三五年、一九三六年兩年度に於ける歐支人の納稅人數及額の對比は、左表の如き開きを見るに至つた。

年 度	支那人納稅者數	金 額	歐洲人納稅者數	金 額
一九三五年	三六、一七〇人	八〇、七三三、〇三三盾	六四、四九三人	二七、〇八八、四〇二盾
一九三六年	三六、七〇〇	八二、三三三、七四四	六四、四七七	二六、五七三、三〇〇

以て如何に支那人が收入減退により困却して居るかは想像に難くないのである。

尙職業別による支那人數を一九三八年度現在により蘭印政府發行の統計表に基き左に摘記すれば

- 職 業
1. 下級品(原料)生産業(普通土人式農、果實花卉栽培等ヲ含ム) 一四四、八八八
 2. 工 業(食物、食料水、煙草製造、金細工、大工、裁縫業ヲ含ム) 九三、九八八
 3. 運 搬 業 一一、七五四
 4. 商 業(飲食店、煙草屋、綿布商、行商人等モ含ム) 一七一、九九九
 5. 自 由 業(定業ナキモノ) 七、一六一

6. 公 吏 三、〇三九
 7. 其 他(家庭勞働者外職業トシテ記入困難ノモノ) 三六、一二六
- 計 四六九、九三五

右は正確なる報告入手のものについてのみ分けた(職業別に)もので、各地に散在調査困難な大部分は本表に算入しない。

四、華僑抗日機關の實相と主要人物の社會的、財的地位

當領政府は中立を標榜し居る關係上、日支兩國民が第三國たる當領に於て、言文何れの方法によるも相手方を中傷し、挑戰的態度に出でる事を嚴重に取締つてゐるため表面、特に抗日機關と稱すべきものはないが支那の總領事、總務商會々頭、當領公吏等は此種運動の黒幕として活動し、秘密結社式の團體員が直接行動し、中華學堂職員等も亦參加して居る模様である。

而して當領に於ける主力の人々としては、昨一九三八年十月十日の雙十節をトし、新嘉坡に於て陳嘉庚氏を主席として開催された南洋華僑籌賑代表大會に、當領中爪哇を代表して出席せる左記氏名の人々の如きが其撰に入るべきものであらう。

- 即ち
- | | | |
|------|-----|-----|
| バンドン | 鄭志春 | 吳載弘 |
| スラバヤ | 黃超龍 | 葉立庚 |
| バタビア | 莊西言 | 丘元榮 |
| | | 吳慎機 |
- 支那事變と華僑 下編・各論

パタビヤ 張守仁 陳撫辰 洪淵源
スマラン 陳煥然 徐炳立 張添聰

五、華僑對日態度是正手段の考察

イ、日本側より講ずべき政治、經濟、文化の工作

元來彼等は國民性として拜金實利主義であるから、殊に最近の不況に禍され、事業不振の折柄經濟的に支援する事が最も有効である様である。例へば茲に一支那人店が業績振はず整理を餘儀なくされ、債權者會議が開催されたとすれば他の歐人債權者が單に自己の利害のみから之れが閉店を主張する様な場合、邦商側は多少の損益には超然として、之れが掩護の態度に出でるが如きは一見些事の様ではあるが此美學が彼等の間に漸次傳はり、意外の効果を博するに至るであらう。多少長期を要し迂遠の譏を免れないが單に力を以て高飛車に出で彼等の態度を衷心より改めさせる事は不可能な事である。

ロ、南支方面に於て同上の工作

南支駐屯の我軍が土人の危憂を裏切り、非常に親切丁寧であつた事が郷里の彼等より、蘭印出稼中の支那人へ郷里ニュースとして報知さるゝや、彼等の我々邦人に對する態度は非常に緩和されたことは吾人が一般に認める所である。蘭印に於ける工作は元より必要であるが、郷土南支に於ける人心の收攬を計ることがより以上有効であらう。

ハ、在外各地に於て日華共同線又は華僑の利權を保護主張するの利害可否

日華共同元より結構であるが彼等の抗日態度を是正せしめた後の事で、利權の保護も其の後で無くては要らざる御世話として寧ろ追従と誤解され侮蔑を招く事があるであらう。

ニ、華僑の文化青年層に對する對策

過日派遣せられた庭球選手の如きは假令敗戦しても、日支人親交上非常に有効で即ちスポーツ外交、次に教育家及學生を可成多數夏期休暇等を利用し來朝せしめ、(半額位の費用にて)日本の真相を知らしめ、支那各地と學校に日本人教師を派遣し、親日教育を授くる事が必要と思ふ。

六、華僑本國送金・贖金の消長及現狀

イ、本邦在外金融機關に送金を蒐むる事の能否

當地正金及臺銀に於ては右送金取扱ひを爲さんとし、華僑向け宣傳を行ひ、最近正金宛ポツポツ依頼者がある模様であるが其數極めて尠なく大して期待し得ない模様である。

ロ、南支經濟復興資金として有力自治政府又は特許機關の發行に係る經濟復興債券又は富籤が實行せらるゝ場合の之れに對する華僑の放資力の觀察

本問題は一に懸つて自治政府、又は特許機關の信用及首腦人物（汪兆銘の如き）の人望如何に係はるので、相當放資の實力はあつても從來既に何回となく偽購されて居り、容易に應ぜず尙外國公債又は富籤の當領内販賣は、法規に抵觸するかも考へられ一應考究の要があるであらう。

然し彼等にして眞に新自治政府を認識、共鳴支持の必要を悟るに到つたならば偉大な威力を發揮するかも知れない。南洋華僑の本事業中本國送金額三億元に達するとの噂より徴しても想像されう。

附、蘭領印度に對する主要地方別各國投資額調

(一九二九年)

イ、スマトラ東海岸

(單位一〇〇〇盾)

國別	ゴム	煙草	油椰子	茶	麻	椰子	ガンピル	計
和蘭	二八六〇〇	二六三〇〇	四七九〇	二四二四	四〇〇〇〇	三二六	—	三三〇七二
英國	一〇四六四	—	三〇〇〇	一四四四	—	一四七	一〇〇	二二七三六

ロ、爪哇島

國別	砂糖	ゴム	ム	珈琲	茶	幾那	計
米國	三三〇〇〇	—	—	—	—	—	三三〇〇〇
佛國	一八七四	三〇〇〇	—	—	—	—	七二五八
白蘭地	—	—	—	—	—	—	—
瑞西	—	—	—	—	—	—	—
日逸本	—	—	—	—	—	—	—
獨逸	—	—	—	—	—	—	—
其計	三三〇〇〇	三〇〇〇	—	—	—	—	六四〇〇〇

國別	砂糖	ゴム	ム	珈琲	茶	幾那	計
和蘭	七九六八	一四八九	八〇七四	七二七六	一〇四二五五	一六五七二	一三二八〇九
英國	—	—	—	—	—	—	—
佛國	—	—	—	—	—	—	—
白蘭地	—	—	—	—	—	—	—
獨逸	—	—	—	—	—	—	—
伊國	—	—	—	—	—	—	—
日逸本	—	—	—	—	—	—	—
其計	七九六八	一四八九	八〇七四	七二七六	一〇四二五五	一六五七二	一三二八〇九

國別	種別		ゴム	珈琲	茶	幾那	油椰子	麻	計
	和蘭	英逸							
和蘭	和蘭	和蘭	17,868	17,000	11,377	3,698	5,133	1,018	57,289
英逸	英逸	英逸	6,833	1,835	2,434				11,102
佛國	佛國	佛國	1,319	1,358	3	1,108			4,098
白西	白西	白西	3,258	79					3,337
瑞西	瑞西	瑞西	100,591	3,552					104,143
其他	其他	其他	39,124	25,073	14,733	5,334	5,133	1,018	90,533
計	計	計							

ニ、全世界總輸出量に對する蘭印輸出量の割合

ゴム	三五%	砂糖	一一%	珈琲	八%
茶	一七%	幾那	九三%	椰子	三〇%
油椰子	四%	木棉	七九%	胡椒	七〇%
コカ葉	五八%				

右表は何れも一九二九年度の作成に係り聊か古い嫌があるが大體の御概念を得らるゝに足ると考へる。

第三章 比律賓華僑

一、華僑ノ日支事變後の對日態度の概要

今次事變勃發當初に於ける比律賓在住華僑の對日態度は往年の濟南事變並に滿洲事變當時の排日貨失敗に懲りたものか極めて消極的且つ微溫的であつたが、皇軍戰果の擴大に伴ひ昭和十三年二月末に至り漸く組織的な排日貨の實行に移つたが、最近に至つて日貨を取扱はざる爲に生ずる損失に堪へ得ないものも出で來つて、其の團結も弱體化せんとしつゝある。

今右經過を

- 一、第一期—事變勃發の昭和十二年七月より翌年二月二十八日迄
- 二、第二期—十三年三月一日より五月三十一日迄
- 三、第三期—同六月一日より現在迄

に分ち大要の説明を加へよう。

(1) 第一期

蘆溝橋事件の地方的解決交渉が繼續されて居る間、「マニラ」の英字新聞は盛に煽動的記事を掲げ、漢字紙の新閩日報及華僑日報の如きも戦捷の虚報を針小棒大に取扱ひ以て在比華僑の國民意識の鼓吹に努力したが日貨排斥に關しては寧ろ冷靜なる態度を取つて居た。然るに戦局漸次擴大し天津、北京等占據せらるゝに及んで新嘉坡を中心とする華僑の排日貨狀

況は漸く新聞紙上を賑はすに至つたが、尙濟南事變並滿洲事變に依り經驗した窮境を繰返すの愚を默知してゐる彼等は排日貨に對する國民政府の指令、不逞分子の脅迫等に耳を籍すことなく對岸の火災視して居た。

(註一) 南洋協會「比律賓に於ける華僑の日貨排斥」は次の如く述べてゐる。「比律賓華僑の間には「上離群索居」も辭せずと云ふ言葉があり、更に之を換言すれば「前車覆後車戒」といふ意味となる。濟南事變並に前上海事變當時に比華僑が排日貨の爲に經驗した苦境は恰も辛酸な苦汁熱湯を口にすると同様の思ひで之れを今又二度三度繰返へすものであるから、之を免れるには假に「ボイコット」が發生しても夫により蒙る損害を成可く少なからしめることを望んで居つたのは當然であつたであらう。彼等が過去の實績を顧みて首尾は轉倒されて窮困のどんぞこに喘ぎ生活線上に取返しつかぬ煩悶と悲惨な状態を續けねばならぬと言ふ馬鹿氣た事を繰返へす勇氣は無いとは當時に於ける彼等の自覺であり決心であつたのである云々」

然し彼等の胸中には固より愛國の念あり、戰爭地域の擴大と共に軍費の負擔による國家防衛論なるものは相當強く彼等の輿論を支配するに至つた。九月末頃より献金熱著しく昂り戸別強制割當並に月給一割献納等の大規模なる國民政府援助運動が開始せられ國民政府公債一千五百萬元は比島に割當てられ、金物商の巨頭「楊啓泰」等が率先して二十萬元を引受け救國の範を示し、又所謂愛國の士をして悲憤慷慨「第三次仇貨排斥」を糾ばしめたが未だ彼等の前轍を踏まぬとの堅き信念には變化なく所謂濫りに輿論に與せず當時の「ボイコット」浮浪團の言動には一瞥も加へなかつた。

爾後十月初旬に至る間抗敵會長會廷泉なる者が突如として出現した爲一時排日貨穩和派は影を潜め將に排日貨實行に移らんとする氣勢を見せたこともあるが、財政部長孔祥熙の來比聲明(註二)等によつて華商は其の進むべき途を明示せられ排日貨の氣勢は一頓座を來した。

(註二) 孔祥熙は來比の節第一聲として

「日支兩國は唇齒補車の友邦で其の間武力に依つて解決せねばならぬ問題がある筈はない。然るに今日戰爭の行はるゝ所以は一日に日本……の野心の現はれであつて決して日本朝野の總てが欲するところのものではない。歐米各國は日本のこの野心を洞察して我に同情し精神的、物質的に援助を吝まない……が我々は友邦が如何なる措置に出するに拘らず一旦外侮を受けた以上は上下一致して之を防がねばならないのである。海外僑胞は進んで前敵と戦は交へないとは言へ又國の爲め一身を捨てねばならない。而して報國の途は一ならず將來戰爭が長引けば經濟は軍事と共に並び重いのである。一に後援の絶へぬことを必要とする。最後の勝利は必ず我に在り、同胞の愛國心は從來人後に落ちず、この祖國危急の秋に當りて速かに共に國難に赴くの志があると云ふことは余の喋々を要しない處である云々」

と挨拶を爲し又歸國挨拶中にも類似の趣旨を述べたるが同人に依つて公表された兩度の聲明を通じて見るに在比華僑の執るべき具體的方针は明示されてゐないが「將來戰爭が長引けば經濟は軍事よりも重し」と云々して經濟援助の重要性を強調したのは煽動に迷ひ且脅迫に惱みつゝある一般華僑に大なる指示を與へ、有害無益の排日貨運動を見合せ一層釀金に力を注がしむる結果となつて軍資献納運動は更に拍車をかけ支那人一流の強制献金の勵行となつた。

以上は今次事變に依る華僑の日貨排斥の成育時代をなすものであつて固より一進一退はあつたが、全般的の空氣は未だ日和見状態を脱する事を得ず斯くて一九三七年を送り一九三八年を迎ふることとなつた。

孔祥熙の「マニラ」出發後旬日ならずして上海附近一帯は皇軍の手に掌握され、又十二月十三日には南京陥落の報が當地に傳へられ、蔣政府に對する信用は漸く薄らいで來たが、排日貨の急先鋒會は重ね来る敗戦の報に對しても華僑の一般心理を捉らふることを忘れず在「マニラ」の二三巨商を説き資金を醸出せしめて島内行脚に出懸け各地二百有餘の華僑團體に一々懇談を進め竊かに他日の旗擧げに備へるところがあつた。而も會は斯の如き暗躍裡にも華商一般の氣嫌を損ねることなく華商年中の書入時なる「クリスマス」前には排日貨をなさざることを華商へ傳へると共に、日本品取扱の綿布商

竝に雜貨商には寛大に勵行方を説き一方日本品に縁遠き金物商及材木商に對しては強く悲憤の態度に出て説服に力むるが如き極めて巧妙なる態度を執つて居た。而して「クリスマス」の時期を過ぎた一九三八年一月下旬に入るや彼等の活動は漸次表面化し中支に於ける支那軍敗報による人心を巧に掌握して愈々會は覆面を脱し活動舞臺へと登場するに至つた。一般邦人の樂觀的觀測は裏切られ又華僑が好むと好まざるとに拘らず比律賓に於ける華僑による日貨排斥は不可避の情勢となるに至つた。

即ち二月二十六日の國防献金に關する打合會將に散會せんとする利那突如抗敵會の急進一分子に依つて、排日貨即時斷行の動議が提出され献金唯一主義の軟論自重派に對して右動議を容れなければ郷等を犠牲にするも敢て辭せないとの脅迫をなして議場の空氣を一變せしめた。

右は勿論抗敵會々長、會の指金に依つたものであつて、右動議提出者は林泉と稱する年少の會唯一の乾分で、議場は其の氣勢に押され一人の反對者もなく萬事抗敵會の思ふ壘に嵌り愈々二月二十八日を期して比島一齊に排日貨即時斷行に移ることとなつたである。(註三)

(註三) 参考の爲め抗敵會の制定した「仇貨抵制實施辦法」を左に記す

仇貨抵制實施辦法

一、二月二十八日より公議に基き仇貨の抵制を實行す。但し特種の關係より無用の犠牲を避くる爲め、大會に於て特別規定に依るべきものと認められたるものを除き、一般のものに對しては之を嚴重に實行す。

二、仇貨を販賣する商店にして、若し事前に外國商人と貨物購入の約束を爲したるものは、二月二十八日より各業組合の責任に於て其の約束を三月四日迄に登記完了を爲した後、三月五日書類を當會に提出して審査を求むべし。

三、手持仇貨を有する商店は、二月二十八日當該組合の責任に於て三月九日迄に登記完了を爲したる後、三月十日當會に書類を提出して審査を求むべし。

四、組合に加入せざる會員と雖も、當該組合の責任を以て(組合員同様)登記を爲すべし。若し何れの組合にも之れを爲さざるものは本會に直接登記すべし。

五、故意に間隙に乗じて仇貨を取扱ひ抵制を破壊せんと圖る者は、本會の調査に依り事實なること判明したるときは、之を漢奸として其の名を新聞紙上に公告し更に政府(國府)に向て之が逮捕の通告を要請すべし。

六、各商店の契約したる買貨約定にして、登記締切後常務委員會に於て不審の疑あるものに對しては其の契約數量及價格を新聞紙に公告すべし。

七、代替品なき仇貨に對しては、向ふ三箇月間其の營業を暫行することを許可すべし。但し本會の特別認可を経ることを要す。又右の三箇月間に搬入する仇貨百分比に對し五比の損金を納付せしむべし。

八、代替品なき仇貨の營業を暫行繼續する商店は前條の規定に基き本會に出頭して申請書を提出すべし。又貨物搬入の場合は本會に出頭して許可證(放行證)を受け、同時に損金を納入して後、貨物の搬入を爲すことを得るものとす。若し之に違反するときは從價百分の五の罰金を科すべし。

九、登記貨物は水上運送なると倉庫内にあると或は直接運搬なるものとを問はず、貨物搬入に當り本會に出頭して許可證を受け、同時に百分の五の損金を納入するものとす。

十、手持仇貨を有する商店にして、本法に依り登記せざることを本會の調査に依り發見したる時は、從價百分の十の罰金を科すべし。

十一、我國被占領地域内の產品にして我國人經營に屬するものは之を國貨と認め抵制外となす。

十二、比律賓島内に於ける支日比の合資工場の製品は支比間の感情緩和の爲めに抵制外とす。

十三、本會に依り規則違反として差押へられたる仇貨は第一回は法により之を罰し、第二回は金額の罰金を科し、第三回は商品を沒收したる上其の姓名を新聞紙に公告すべし。

十四、本會より許可證を受取り貨物を搬入せんとするときは先づ本會に通知して豫め本會出張員の點檢を求むべし。右の手續に依らずして「ボイスカウト」に依り檢出せられたるものは之を密搬人と見做し、從價百分の五十の罰金に處すべし。

十五、貨物を搬入せんとするに當り本會に出頭して許可證を受領せざるものは從價百分の五十の罰金を科すべし。

十六、外國商人より仇貨の密賣を受くるものは貨物の價格に相當する罰金を科すべし。

十七、商店、倉庫業者は他人に委託して仇貨を寄託することを得ず。若し之に違反する者は其の責任者に百分の五十の罰金に處すべし。

十八、本會より許可證を受領するに當り、其の實際價格を報告せずして損金を納入したる者に對しては從價百分の五十の罰金に處すべし。

十九、許可證を受領して貨物を搬入せんとするときは、若し許可數量確實ならざるか或は他の貨物を混入し又は品替等を爲すことあるときは其の百分の五十に相當する罰金に處すべし。

二十、第七、八、九、十、各條の規定に違反するものは第五條を適用して之を處罰すべし。

二一、本實施辦法中妥當を缺くものあるときは大會に附して之を修正するものとす。

(2) 第二期

二月二十八日午前六時抗敵會は傳令を全市に飛ばして即時排日貨斷行を命令し三月一日には對日商取引は表面上完全に中止せられ當日邦人商店界には一種異常なる空氣が漂ふに到つた。又抗敵會強硬派竝に私服「ボイスカウト」一團は全市に監視網も張り違反者の摘發を開始したが、茲に注目すべきは一般華僑にも抗敵會の專斷的排日貨強行に對し内面的に不平を有する者もあつたことで、彼等は右排日貨に正面より反對の態度は執らない迄も自衛的手段として次の如き方法によつて極めて秘密裡に日本品取引を行つたのである。

- (一) 仇貨抵制實施辦法は事前契約を認めてをるから新規契約の日附を二月二十八日以前に溯及せしめ之を事前契約濟の如くに裝つて從來華商の商品目錄が極めて「ルーズ」であるのを幸ひに在庫數量の不正確から相當多數の事前契約品を拵へ上げた。
- (二) 所謂内所買を行ふ。
- (三) 購入商品の夜間配達を爲さしむ。
- (四) 國防獻金を増額し日貨購入を默認せしむ。
- (五) 代替品なき仇貨の輸入は二回に分け其の中一回分丈けに五%を支拂ふ。
- (六) 輸入商品の(インボイス)名義を比人とし抗敵會に發見せられたる場合は比人の荷物を預るものなりと稱し、五%の支拂を脱れる。
- (七) 購入品を監視人の目の届かぬ市外邊鄙の比人の家に配達せしむ。
- (八) 「ボイスカウト」が商品智識の不足せるに乘じ「インボイス」面の單價を少額に記入せしむ。
- (九) 監視人の暴行を比島官憲に取締らしむ。
- (十) 商業不振を理由に獻金難を訴へる。

然るに同年二月末より三月半に於て現はれた日米商品價額の接近は俄然「ボイコット」を深刻化せしむるに至つた。

即ち從來米國品は本邦品とは全然値段の上にて問題とならなかつたのであるが、米國に於て特に極東向格安商品を生産したること、一方本邦に於ける生産費昂騰による價格の騰貴との爲め彼等は米國品を取扱ふも何等の不利を感じないよ

うになつた。排日貨の結果は斯かる有力なる側面的事情に依つて愈々強固となつたのであるが、かかる事は邦人側も全く意外とする所であつた。

三月下旬「マニラ」中國總領事が急遽歸國して中國政府要人と協議を重ねて歸還してから、從來獨立の體系を取つて居た抗敵會が中華總商會の統制下に置かれ上海事變當時に國防献金の使途に古傷を持つ會廷泉の如き不良分子は排斥され總て總領事の指揮に依つて行はるべしと云ふ建前を取り、排日貨運動は極めて秩序的に整備さるゝに至つた。然も中支に於ける「華軍大勝」の報は彼等の結束に更に一段の強固を加ふると共に華僑の意氣衝天の概を示し、又國防献金の激増所持品の寄附等の事實となつて現はれ且つ引續ぐ徐州の陥落、厦門の攻略就厦門の攻略は當地在住華僑の八割が厦門を出身地とするか或は厦門を經由して來れる爲め故郷に對する思慕は報復感と相俟つて比島の平和安寧には頓着しないで猛然「ボイコット」へ突入すべしと益々其の團結の強固を加へるようになった。

(3) 第三 期

右の如くして華僑の各組合は六月一日を期して一齊に突撃戰術による「ボイコット」に突入し、市内華商の全線は完全に統一を見るに至つた。即ち抵制辦法が全面的に實行せられ從來の如く日本品購入契約の有無に拘らず如何なる場合と雖も向後斷じて日本品の取扱を禁止するに至つた。

然し一方日支間の取引が全く根絶したかと言ふにそうでなく監視人の眼を偷みて日本品の取扱を繼續し殊に代替品の無き邦品取扱華僑は邦商宛に多量の注文を發し居るものもあると云ふ状態である。

而して最近に於ける華僑情勢は表面極めて平穩で在留邦人に對しても何等不穩行爲に出る者はないが、日貨排斥は各地抗敵會の統制並に急進青年層の嚴重監視下に組織的に遂行され早急に排日貨運動解消の見透しつかない状態である。右に對し從來邦品を取扱つて居た華商は何れも米國製品の市場滯貨激増と比島全般的な不景氣の爲め邦品の取扱ひを内心希望して居り殊に綿布商方面に於ては公開の席上排日貨停止を提唱したものもあつたが、斯かる國難の際華僑全體の一致團結こそ唯一の力だから當分現状にて推移すべきであるとして有耶無耶に終つた模様である。然し未だ「テロ」團「ボーイスカウト」等の暴力行使を恐れ公然邦商方面に接近し來るものはなく、又一身一家の迫害を恐れず邦品の取扱を爲さんとするも地方に於ける華商販賣網が完全に抗敵會の監視下に在つて邦品の不賣を實行中に付き賣捌至難の爲め已に破産し又は破産に類するものも相當あるが、支那本土に於ける戰爭が終熄するなら排日貨運動も急速に解消すべしと觀測して居り邦人に對し格別惡感情は抱いて居ない様である。

又抗日運動の主體である比島抗敵委員會の活動も稍々下火となり曩に計畫した七七記念日抗戰資料展覽會も比島當局の取締強化の爲め遂に無期延期を宣し現在では五月二十八日以來再開した第二期常月捐の募集並に排日貨決行等に主力を注ぎ居るものの様である。又婦人慰勞會は最近楊總領事夫人を擔ぎ「七七」抗戰義捐金の募集に當り其の募集せる金額を以て難民救濟並に前線將士及難民用「コレラ」豫防藥等の購送に充てんと計畫して居る模様で連日全委員總出動の活動を續け既に五萬比餘を集めたと謂ふ。右の外福建救濟會並に廣東會館粵僑聯合會等夫々閩粵難民救濟資金を募集中なるも前者に比し著しく活動が微溫的であり、其他群小團は最近殆んど活動休止の状態である。

最近我方並に占領地區よりの宣傳工作等により支那側宣傳に拘らず支那敗戰の事實が一般華僑間に漸次浸潤したるためか、抗戰の前途に見切りをつけた一部華僑は自暴自棄的狀態に陥つて賭博及「ダンス」にふける者が増加してゐる。抗敵

會員百五名は過般自ら模範を示すべきであるとして賭博「ダンス」嚴禁の宣誓を行ひ、華僑學生聯合會は又男女學生の「ダンス」及び女學生の「バーマネントウェーブ」禁止運動を提唱し違犯者は五比の罰金を課する旨の通知をなした。更に最近華僑の阿片吸引に依り逮捕せられたる者は當市内のみにて既に八名を出してゐる、僑務委員會は在馬總領事の報告に基き華僑の禁煙を命令し來る七月二十日當地總領事館は最近比島在住華僑中密かに賭場を設け善良なる華僑を誘引し居るを探知し之が嚴禁を通告した。七月十九日の「ヘラルド」紙上に「華僑日本を援く」と題し支那人は一方に於て排日貨運動を實行し居り乍ら他方に於て多數の支那人が日本より密輸された阿片を購賣して間接に日本を援助して居る、云々との記事掲げるに至つて支那總領事館は更に七月二十二日附を以て「華僑不良分子にして當市及其他各地に於て阿片の販賣吸引又は注射等を爲すものありとの噂あるが右は團體を傷け同胞を害するものなるに付國府の禁煙命令を遵守し阿片の販賣吸引を爲し居るものは即時之を改め救國運動に力むべき」旨の通告を發したる程で此の種賭博、阿片吸引等の弊風は相當華僑間に浸潤し居るものゝようである。

又抗敵會の嚴罰主義にも拘らず密かに屑鐵の對日輸出竝に日本品の購入等を爲して抗敵會の決議に服しない爲め抵制運動の破壊者であると新聞紙上に公告された華商は六月以來既に數人に達した。六月中旬發表せられた汪兆銘の「抗戰の事實」と題する論文及び七月十日發表の「和平促進聲明」竝に同十一日發表の「華僑に對する聲明」等は相當華僑有識者の傾聽を惹いた模様で從來「汪兆銘排擊」の通電發出等氣勢を擧げて居た各救國團體も何等表面的態度を示さず唯排日紙新聞日報等は筆を揃へて逆賊公敵等の惡罵を浴せて居るのみである。右に關し抗敵委員會主席で中興銀行頭取李清泉外央國銓等有力華僑數名の意見を綜合するに何れも汪兆銘の云ふ處は真相を穿つて居り何等反對すべき點なく内心之れに賛成し

て居るが現下の如き情勢では如何とも致難しとの意見に一致して居る。特に李清泉は「北京臨時政府と南京維新政府の合併は時期の問題なるべく此の場合政府首班として汪の出馬とならんも汪の重慶脱出が時期尙早に失したるを以て汪の部下要人の脱出を不可能ならしめ従つて彼の成功に重大影響を及ぼすべしと觀測して居る模様である。

二、華僑の對日態度に對する統治政府の方針と實際手段の寬嚴竝に今後の見透し

本件に關しては米比兩國政府共現狀維持と平和的處理を以て之に臨み一九三八年二月三日附を以て「ケソン」大統領は次の大統領令を公布し其の態度を明白にしてゐる。

大 統 領 令

「マラカニヤン」宮殿大統領令第二百五十二號、西班牙及支那に於ける武装當事國（の一方）に援助協力を爲すが如き全面的示威運動禁止の件

- 一、合衆國政府が現在西班牙内亂及支那に於ける武装紛争に中立を聲明したるに依り
- 一、比律賓の外交は合衆國政府の直轄統制下にある事實に鑑み
- 一、比律賓は對外關係に於て合衆國政府に於て困惑となるべき可能性のある原因（に對して）は之を避けんとするに於て「コンモンウェルス」政府の義務たりと（思考）するが故に

一、比律賓人は西班牙人、支那人及日本人と交友關係にあるものなるが故に
 一、西班牙及支那の紛争に關して「コンモンウェルス」政府及比律賓人は共に嚴正中立を保持することを比律賓の國家的關心事なりと思考して

茲に余比律賓大統領「マヌエル・ケソン」は法律に據り附賦せられたる權能に基き國の内外を問はず比律賓内在住者（一般）に告ぐ現在西班牙及支那の武装當事者の執れの國に對しても好意又は惡意の一般的感情を喚起する目的の下に團體を組織することを禁ず

一九三八年二月三日

即ち當時戰時状態にあつた西班牙及交戰中の支那及日本の何れに對しても好意又は惡意の公表的示威運動を爲すこと及紛争國執れの國に對しても好意又は惡意の一般的感情を喚起する目的を以て團體を組織することを禁止し、日支何れに對しても不偏不黨の態度を取るべしと一般在島民に命令し右命令に反する行爲ある者は處罰すべきことを聲明した。

仍つて現在に至る間「バウテイスタ」事件を除くの外は比島民中排日貨運動を起したる者無く又支那人の邦人に加へた危害事件も無く極めて平靜なる状態を保つて居る。

従つて現在の所當局の實際取締方針は何等日支人或は比島人に對しても差別なく嚴守されて居るものと見られる状態であるが、今後の見透しに關しては過般日米通商條約の破棄が一方的になされた關係もあり、右に乗じ一部不良比島人等の策動と相俟つて對日感情の悪化は幾分免るゝを得ず、延ひて支那人の抗日運動に對する取締は手心を加ふるこゝなるのではないかと慮るゝのである。

三、華僑の財的勢力を示すべき事實

本項調査は資料に乏しく又材料に濃厚粗薄あり、内容統一を期すことが出来ないが政府統計其他開込により作成した。

イ、貿易

比島關稅局發表の數字に依れば同國の對支貿易は一九二九年を契機として次第に凋落の傾向にある。即ち同年の總貿易額二〇、一二七、七八三比は一九三八年に至りて八、〇五五、二〇五比即ち一九二九年の半額以下の大激減を示してゐる。又之を貿易順位に付き見る時一九二九年は第四位なりしも一九三八年に於ては第五位となり又右が比島總貿易額に於て占める割合は一九二九年が三・三〇〇%、一九三八年は僅に一・六二%に過ぎなす。

右對支貿易の凋落は勿論日本品の進出代替に依るのであるが右の事實が必ずしも當地華僑の貿易上の勢力檢討の基礎とはならないことが注意を惹く。

即ち當地華僑の大手筋は自國製品の好くないこと知悉して居り、直接日本（事變前迄）及米國に注文を發し大取引を爲して居る状態であるから米國及日本の貿易額中にも華僑取扱分が相當數量含まれて居ることは事實である。然して右華僑の對日及對米貿易關與額は當地稅關に於ても資料がないため伺知することは困難であるが恐らく二、三割は其の手中に在るものと想像せらる。

左に參考の爲め比島對支貿易表並に對日貿易表及比島總貿易表を掲ぐ。

一九二九年—一九三八年比島對支貿易表

單位比

年次	輸入	輸出	合計	順位
一九二九年	一四一八五五五	六三九、九五二	二〇、五六四、五五	四
一九三〇年	一二七、七九〇	四二五、四〇〇	一五、四九三、六三〇	四
一九三一年	一二六、九九一	二、五二六、一〇二	一四、一五六、〇九三	四
一九三二年	一〇七、〇一〇	一、三二六、八二一	一一、九〇一、八六一	三
一九三三年	六九四、二五九	一、六八四、三三三	八、六六六、九三三	三
一九三四年	五八七、二二四	二、七五、一五九	八、〇五四、三三三	三
一九三五年	五、六〇三、三七七	一、七九、一〇六	七、三九五、三四三	四
一九三六年	五、三六五、五五五	一、九四、八八八	七、三三四、〇三三	五
一九三七年	六、六三三、二九二	一、九三、八九七	八、五五七、一八九	六
一九三八年	六、一五〇、六六九	一、九四、五三六	八、〇五五、二〇五	五
比島輸入總額に對する%	四八三	一九二	三三〇	
比島輸出總額に對する%	四八八	一五八	三〇三	
比島貿易總額に對する%	五八五	一三三	三四八	
順位	六七八	〇五九	三四一	
	五二五	〇八〇	二四九	
	三三三	〇九九	二〇八	
	三二八	〇九五	二〇六	
	二六五	〇六七	一四八	
	三〇四	〇五八	一五五	
	二三三	〇八三	一六二	

註—順位は米國を含むものとす

一九二九年—一九三八年比島對日本貿易表

單位比

年次	輸入	輸出	合計	順位
一九二九年	三、三八七、〇九五	一、四三三、九〇四	三、八二一、九一九	六二二
一九三〇年	三、五九二、七七一	八七三、九一四	三、四六六、八八五	六七六
一九三一年	二、九五三、四八三	七二七、六三二	二、九一三、〇一三	七二七
一九三二年	三、三〇〇、〇三三	五、一四四、五九五	一、七五五、四〇七	四九九
一九三三年	一、三六三、一〇四	五、九二七、八三三	一、七二八、四九六	四九九
一九三四年	三、〇六二、五五八	八、五三三、〇三三	二、九二六、一五〇	七五三
一九三五年	二、四三三、二九四	一、〇七二、八七九	三、五〇六、一六八	九七五
一九三六年	二、六五二、八三〇	一、六七六、二七三	四、三三三、四〇三	九一一
一九三七年	三、三〇〇、〇一四	二、〇〇九、九二二	五、三三三、八三五	一〇〇三
一九三八年	二、五四四、〇八三	一、五〇二、六三三	四、〇四四、〇三五	一〇〇三
比島輸入總額に對する%	一一〇、五三	三二八	三、四六六、八八五	
比島輸出總額に對する%	二〇、五	三、四六六、八八五	二、九一三、〇一三	
比島貿易總額に對する%	七、七五	二、七〇	一、七五五、四〇七	
	八、四三	二、八〇	一、七二八、四九六	
	二、七	三、八六	二、九二六、一五〇	
	二、四三	五、六九	三、五〇六、一六八	
	三、三三	六、二五	四、三三三、四〇三	
	二、四七	六、六三	五、三三三、八三五	
	九、五八	六、四九	四、〇四四、〇三五	

年次	輸入	輸出	合計	順位
一九二九年	二、九四三、〇五四	三、三八九、六八五	六、三三二、七三九	六二二
一九三〇年	二、四六二、八五七	二、六六三、三三五	五、一五〇、二一三	七二七
一九三一年	一、九八三、七三七	二、〇七九、四四八	四、〇六三、二二五	九七五
一九三二年	一、八七九、〇七〇	一、九〇六、七六一	三、七八五、八三六	九一一
一九三三年	一、三六三、一〇四	一、〇七二、八七九	二、四三三、〇三三	一〇〇三
一九三四年	二、四三三、二九四	一、〇七二、八七九	三、五〇六、一六八	九七五
一九三五年	二、六五二、八三〇	一、六七六、二七三	四、三三三、四〇三	九一一
一九三六年	三、三〇〇、〇一四	二、〇〇九、九二二	五、三三三、八三五	一〇〇三
一九三七年	三、三〇〇、〇一四	二、〇〇九、九二二	五、三三三、八三五	一〇〇三
一九三八年	二、五四四、〇八三	一、五〇二、六三三	四、〇四四、〇三五	一〇〇三
比島輸入總額に對する%	一〇、五三	三二八	三、四六六、八八五	
比島輸出總額に對する%	二〇、五	三、四六六、八八五	二、九一三、〇一三	
比島貿易總額に對する%	七、七五	二、七〇	一、七五五、四〇七	
	八、四三	二、八〇	一、七二八、四九六	
	二、七	三、八六	二、九二六、一五〇	
	二、四三	五、六九	三、五〇六、一六八	
	三、三三	六、二五	四、三三三、四〇三	
	二、四七	六、六三	五、三三三、八三五	
	九、五八	六、四九	四、〇四四、〇三五	

一九二九年—一九三八年比島對外貿易表

單位比

年次	輸入	輸出	合計	順位
一九二九年	二、九四三、〇五四	三、三八九、六八五	六、三三二、七三九	六二二
一九三〇年	二、四六二、八五七	二、六六三、三三五	五、一五〇、二一三	七二七
一九三一年	一、九八三、七三七	二、〇七九、四四八	四、〇六三、二二五	九七五
一九三二年	一、八七九、〇七〇	一、九〇六、七六一	三、七八五、八三六	九一一
一九三三年	一、三六三、一〇四	一、〇七二、八七九	二、四三三、〇三三	一〇〇三
一九三四年	二、四三三、二九四	一、〇七二、八七九	三、五〇六、一六八	九七五
一九三五年	二、六五二、八三〇	一、六七六、二七三	四、三三三、四〇三	九一一
一九三六年	三、三〇〇、〇一四	二、〇〇九、九二二	五、三三三、八三五	一〇〇三
一九三七年	三、三〇〇、〇一四	二、〇〇九、九二二	五、三三三、八三五	一〇〇三
一九三八年	二、五四四、〇八三	一、五〇二、六三三	四、〇四四、〇三五	一〇〇三
比島輸入總額に對する%	一〇、五三	三二八	三、四六六、八八五	
比島輸出總額に對する%	二〇、五	三、四六六、八八五	二、九一三、〇一三	
比島貿易總額に對する%	七、七五	二、七〇	一、七五五、四〇七	
	八、四三	二、八〇	一、七二八、四九六	
	二、七	三、八六	二、九二六、一五〇	
	二、四三	五、六九	三、五〇六、一六八	
	三、三三	六、二五	四、三三三、四〇三	
	二、四七	六、六三	五、三三三、八三五	
	九、五八	六、四九	四、〇四四、〇三五	

一九三八年	一九三七年	一九三六年	一九三五年	一九三四年
二六五二五〇九五	二八〇五二四九〇	二〇二五三三四九	一七〇四七六九九	一六七二二四三二
十 二六	十 七八	十 一八三	十 二九	十 二四
三二五九〇五五	三〇一三三三〇〇	二七二八六二〇八	一八八九二二六〇	三三〇七二二二
一 三三	十 一〇八	十 四七	一 二四六	十 四三
四九六八〇五六四九	五二〇五八三九九〇	四七五一四八四五五	三五九三九〇五九	三八〇二二四九三

各年別に付き前年との比較増減(十、一)を以て表す

口、事業の種類

主たる代表者氏名及實力の程度

本調査は資料乏しく正確は期し得ないが聞込み其他により知り得た處を例記すれば次の如し。

甲、馬尼刺に於ける有力者

李 清 泉	中興銀行頭取	材 木 商	三 百 萬 比
薛 芬 士	總商會々長	質 易 商	五 十 萬 比
李 成 業	中興銀行重役	芋 商	二 百 萬 比
薛 敏 老	中興銀行副頭支配人		一 百 萬 比

李 呈 芳	中興銀行重役	貿 易 商	一 百 五 十 萬 比
楊 啓 泰	同	金 物 商	二 百 萬 比
李 昭 璜	同	酒 釀 造 業 商	七 百 萬 比
黃 念 憶	同	金 物 商	一 百 萬 比
李 昭 北	同	材 木 商	一 百 萬 比
詹 孟 杉	同	金 物 商	一 百 萬 比
高 祖 川	同	辯 護 士 商	二 十 萬 比
蔡 順 意	傘商會會長	傘 帽 子 商	六 十 萬 比
王 泉 笙	國民黨員	教 育 家 職	な し
曾 庭 泉	同	無 職	な し
許 志 北	堂 會 頭	石 鹼 商	十 萬 比
央 國 銓	國民黨員	綿 布 商	八 萬 比
陳 三 多	總商會員	綿 布 商	六 萬 比
陳 友 超	前廈門市市長	材 木 商	十 萬 比

乙、各業界の有力者

A 雜貨輸入及卸商(主として日本品を取扱ひ居る者)

遠 勝 公 司	吳 荷 來	(年取引高) 二百萬比	(資本金) 一百萬比
---------	-------	----------------	---------------

支那事變と華僑 下編・各論

益荷商業公司

薛芬士

二百萬比

五十萬比

B 綿布輸入卸商

南通公司

鄧啓內

二百萬比

四十萬比

東成公司

李開年

一百萬比

三十萬比

東美公司

洪啓哲

一百萬比

二十萬比

興華公司

鄧啓哲

二百萬比

四十萬比

益華公司

薛芬士

一百萬比

五十萬比

蘇洲公司

陳成棧

一百萬比

二十萬比

C 材木、苧、砂糖、椰子、米輸出商(米國向)

福泉公司

李清泉

一千萬比

三百萬比

大裕和公司

李成業

五百萬比

二百萬比

新合美公司

李呈芳

四百萬比

一百五十萬比

益華公司

薛芬士

二百萬比

五十萬比

晉昌公司

柯子顏

七十萬比

十萬比

錦記行

蔡由

七十萬比

十萬比

D 雜品卸小賣商(日、米、歐)

聚興公司

黃思成

一百五十萬比

五十萬比

新聚興公司

黃心應

二百萬比

六十萬比

源發公司

吳天增

一百萬比

五十萬比

大同公司

施連登

六十萬比

二十萬比

天利公司

洪天燭

六十萬比

二十萬比

聚成公司

莊秀武

二十萬比

五萬比

振芳公司

蔡文圃

五十萬比

二十萬比

信義公司

林尙疇

三十萬比

二十萬比

珍珍公司

施股

五十萬比

三十萬比

E 金物卸小賣商(日、米、歐)

瑞隆興業

楊啓泰

四百萬比

二百萬比

黃聯興業

黃念憶

二百萬比

一百萬比

詹成發業

詹孟杉

三百萬比

一百萬比

許自德業

許萬麟

一百萬比

四十萬比

高源鐵業

許萬需

四十萬比

十萬比

支那事變之華僑 下編·各論

振源鐵業

王金水

一百萬比

三十萬比

F 工

一、米穀

商(精米所)

(年取引高)

(資本金)

崇興公司

蔡祖概

二百萬比

三十萬比

勝泰公司

蔡聯源

一百萬比

十萬比

沈源公司

沈慶

六十萬比

五萬比

南隆公司

顧裕為

六十萬比

五萬比

益源公司

蔡祖增

七十萬比

六萬比

豐源公司

曾雲微

七十萬比

六萬比

莊祥南公司

莊汪料

三百萬比

一百萬比

聚源公司

蔡章俵

(年取引高)

(資本金)

改發公司

源家發

五十萬比

二十萬比

益華商業公司

三、ベント製造

(年取引高)

(資本金)

薛芬士

四、酒釀造業

五十萬比

二十五萬比

顯激酒廠

林再生

(年取引高)

(資本金)

馨泉酒廠

陳迎來

三百萬比

一百萬比

日昌酒廠

李昭瑛

二百五十萬比

七百萬比

成記豆油廠

洪萬都

(年取引高)

(資本金)

龍泉汽水公司

顏責

二十萬比

十萬比

澤泉汽水公司

蔡文

二十萬比

十萬比

源馨公司

楊邦校

(年取引高)

(資本金)

福源興公司

顏武煌

八十萬比

三十萬比

泉慶公司

許經源

三百萬比

一百五十萬比

福泉公司

八、製材、材木商

(年取引高)

(資本金)

李昭北木業

李清泉

一千萬比

三百萬比

李昭北木業

李昭北

三百萬比

一百萬比

支那事變と華僑 下編・各論

一三一

1110

合茂公司	吳克仁	三百萬比	一百萬比
李鋒銳木業	李鋒銳	二百萬比	六十萬比
合和興公司	吳澤探	三百萬比	一百萬比
東方木廠	施能宗	二百萬比	五十萬比
吳合成木廠	吳賓秋	二百萬比	五十萬比
義隆木廠	許友報	五十萬比	十萬比

G 鑛業 (Mining)

薛芬士	Placos Manganese Co.
陳而鑑	Bato Bahag Mining Co.
李清泉	Mindanao Gold Mining Co.

H 林業

施宗黃	Philippine Lumber Co. (Tayabas)	四十萬比	(資本金)
李清泉	Philippine Lumber Mfg Co. (C, Sur)	三百萬比	
吳克仁	Gotanco Lumber Co. (Mindanao)	六十萬比	
蔡少清	S, C, Choy Lumber Co. (Cagayan)	三十萬比	

I 砂糖栽培、椰子栽培

砂糖及椰子栽培に於ては華僑業者は何れも比島人名を使用しをる爲判明しないが實際は相當多數の投資をなしてゐる見込である。

J 銀行

中興銀行	資本金	重役	全部支那人
------	-----	----	-------

ハ、投資及金融

甲、投資

的確なる資料なく之亦調査困難であるが、一九三五年版比律賓「ヘラルド」社發行の比律賓年鑑に依れば支那人全投資額一〇九、一三六千米弗にして比島全投資額一、四〇七、三二二千米弗の約七・七五%を占め右内譯は不動産投資二七、六〇七千米弗、銀行投資三、九六三千米弗、製造工業一四、九八八千米弗、商業五〇、〇〇一千米弗、農業六三千米弗、鑛業一三六千米弗、林業五、三五八千米弗、其他七、〇二〇千米弗となつて居る。(註四)

右の中商業投資は比律賓全商業投資の六〇%を占め斷然たる勢力を示し之に亞ぐものとしては不動産に對する投資あるも比島全不動産投資の七%又製造工業も一〇%内外を受持つに過ぎない。

註四(參考の爲め比島國別投資表を左記に示す)

比島國別投資表

(單位 千米弗)

種別	計	比	人	米	支那人	英國人	西班牙人	日本人	其他
不動產	三六七五八	二六四四	二二一〇	二七〇七	—	—	一八〇四	—	四三三四
銀行	二四六〇一	一〇三	八七	三九三	—	—	—	—	三三〇
公債	二〇三六九	九三	二二九八五	—	—	—	—	—	一四九八
製造工業	一四二五〇	四四四〇	三五四四	一四九八	—	—	—	—	一九三九
商業	三三七八	六〇三	三〇四七	五〇〇一	—	—	—	—	三
農業	五四八七	五七三二	一〇六六	六	—	—	—	—	七四八
鑛業	三九五	六四七	二六〇九	一三	—	—	—	—	一六
林業	二四六四	二四八	六五〇	五三八	—	—	—	—	—
漁業	五五〇〇	四〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
其他	七九六〇	一六七八	四五一九	七〇一〇	—	—	—	—	—
合計	一四〇七三三	八二一九四	二五七九二	一〇九一三	—	—	—	—	七二五八
%		六七七〇	一八三三	七七五	一八七	四〇四	〇三三	五〇九	

而して右數字の地方別に付ては資料無き爲め説明困難であるが幸ひ一九三九年三月末現在に於ける商業投資數字入手しをる爲め左に併載する。

(但し前述の數字と異なる點あり要注意)

比島各州別比、支、日、投資表 (一九三九年三月末現在) (單位 比)

州別	比島人	支那人	日本人	其他
アブラ	九三二五〇	八一五〇〇	—	三九二〇〇
アグサ	一〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇	一〇〇〇〇	五〇〇〇
アルバ	二二四三〇〇〇	一、九三三、〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一、一〇〇,〇〇〇
アンテ	五五八〇〇	三三三三〇〇	一,〇〇〇	一一,〇〇〇
パタネ	九六〇〇〇〇	二九六〇〇	一〇七〇〇	一〇,一〇〇
パタス	四〇〇,〇〇〇	—	—	—
パタガ	一、六四〇,〇〇〇	五六七,〇〇〇	二二,〇〇〇	五〇,〇〇〇
ボホ	四三二,〇〇〇	四一四,〇〇〇	六,〇〇〇	—
ブラカ	四〇八,二二四	一、〇九九,四五〇	—	一一〇,〇〇〇
ブキッド	八九二五〇	三二,〇〇〇	二〇	一,〇〇〇
カガヤ	三八四,三八八	六八四,一八二	四一,〇〇〇	一五〇,一四四
カビ	二八五,〇〇〇	八八二,三五〇	九,〇〇〇	六,〇〇〇
カビ	四〇九,八五〇	二九六,四六五	一三,〇〇〇	四,〇〇〇
セ	七四一,六七七	一一〇,四三三	二一四,九〇〇	五,一〇〇

他に支那銀行の當地支店は無い、但し最近交通銀行が當地に支店を設置するとの噂があるが、比島財務部が外國銀行支店の設置を許可しない方針を取つて居るため、恐らく實現困難なりと豫想さる、右の外華僑の主なる取引銀行は次の如し。

比 律 賓 銀 行 蘭 印 銀 行

(註五) 中興銀行貸借對照表次表の如し(一九三九年六月三十日現在)

CHINA BANKING CORPORATION

HEAD OFFICE : MANILA,

BRANCH OFFICE : SHANGHAI & KULANGSU, CHINA

38th Semi-Condensed Statement of Condition as of June 30, 1939

ASSETS	LIABILITY
CASH ON HAND & DUE FROM BANK10,990,654.89	CAPITAL STOCK.....5,713,300.00
ACCEPTANCE & OTHER SELF LIQUIDATING BILLS.....5,985,832.89	SURPLUS AND RESERVE..... 2,155,416.58
PHILIPPINE GOVERNMENT BONDS & OTHER SECURITIES593,718.87	UNDIVIDED PROFITS..... 1,301,651.80
LOANS AND DISCOUNTS7,567,583.51	DIVIDED PAYABLE JULY 1, 1939, 3% for half year..... 171,399.00
ACCRUED INCOME47,863.33	DEMAND DEPOSITS4,994,758.59
BANKING HOUSE, FURNITURE AND FIXTURES613,093.08	SAVING & TIME DEPOSITS 6,496,591.32
	DUE TO LOCAL AND FOREIGN BANKS3,463,684.57

OTHER ASSETS825,015.22
CONTINGENT ACCOUNTS (CONTRA)
customers' liability customers' bonds172,004.00
customers' liability letter of credit1,509,718.86
bills for collection our account.....2,396,061.86
other bills reserved for collection1,238,640.87
travelers' checks on hand760.00
securities for custody 320,486.14
TOTAL 32,211,433.42

ITEMS IN TRANSIT BETWEEN OWN OFFICE491,391.14
RESERVE FOR TAXES, INTEREST, ETC. 358,999.48
OTHER LIABILITY976,569.21
CONTINGENT ACCOUNTS (CONTRA)
customers bonds issued172,004.00
commercial letter of credit issued1,509,718.86
bills for collection our account.....2,396,061.86
other bills for collection1,238,640.87
travelers checks760.00
securities for custody 320,486.14
TOTAL 32,211,433.42

二、華僑の人的勢力

一九三七年七月一日現在に於ける比律賓在住華僑数は八三、九九三人と公表せられて居るが、正確なる數字ではなく總領事館にては約十一萬人内外なりと推定して居る。勿論右の中には第二世は殆んど含まれて居ない。若し第二世を含むものとすれば二十五萬乃至三十萬人に及ぶが、所謂累代華僑と稱せらるゝものは大部分比島人化し且つ比島に歸化せるもので、支那の實情を知悉せず且つ支那國內問題に無關心であるから其の勢力がない。従つて比島華僑有力者は大部分福建出身の所謂

一代華僑であつて、中華商會其他實業團體抗敵會の首堅者たる福建出身の李清泉、楊啓泰、陳三多等（何れも郷里に私財百萬を有すと云ふ）何れも幼少の時代渡比せるものである。華僑を其の出身地別に見る時其の九割迄は福建省、他は廣東省出身で右の中晋江、泉州）出身約五、六萬厦門（思明）出身約二萬漳州（龍溪）約二萬其他惠安、南安、東省出身である。尚「マニラ」在住華僑三萬五千乃至四萬と推定され廣東人が五千にして殘餘は福建人である。

四、華僑抗日機關の實相と其の主力の人々及び社會的、財的地位の種々相

抗日機關としては比律賓華僑援助抗敵委員會、比島華僑精神總動員會國民黨總支部、航建會、婦女慰勞會が主なるものが、其他の機關と雖も抗日意織を有しないものはない。

右機關の實相については綱領其他公表なく又資料入手困難であるが、其の大要竝に袖領株顏觸は次の如し。

(1) 比律賓華僑援助抗敵委員會

本會は一九三七年十一月結成し本國の抗敵委員會と緊密なる連絡をとり抗日、排日貨運動の總源泉である。

(主なる顏觸)

李 清 泉	楊 啓 泰	陳 三 多	許 友 超	王 泉 笙
詹 孟 杉	薛 敏 老	黃 祖 貽	黃 念 憶	許 自 德

薛 芬 士	曾 廷 泉	黃 海 山	吳 寶 秋	李 桂 堂
李 成 業	楊 永 保	蔡 少 青		

(2) 比島華僑精神總動員會

一九三九年五月一日メーデーを期して結成、抗敵會の事業を側面的に援助すると共に、長期抗戰に依る華僑の精神的動搖を防止するを目的として居る。

(主なる顏觸)

楊 光 誼(總領事)	王 泉 笙	李 清 泉	薛 芬 士	楊 啓 泰
李清泉夫人	吳 起 順	李 煥 彩	顏 文 初	

(3) 岷里拉中華總會

一九〇四年に設立、元來在比華僑の商業的發展を目的とする機關であるが日支事變以後は抗日的色彩を帯び來つてゐる。

(主なる顏觸)

薛 芬 士	李 呈 芳	詹 孟 杉	鄭 煥 彩	施 性 水
楊 修 德	黃 士 琰	李 連 朝	呂 麗 屏	陳 三 多
楊 啓 泰				

(4) 國民黨總支部

本支部設立の起原については知るを得ないが恐らく上海事變當時より存在したものであらう。幹部は何れも排日的色彩濃

厚なる人物を以て組織されて居る。

(主なる顔觸)

王 泉 笙 黃 海 山 鄭 漢 祺 曾 廷 泉
史 國 銓 施 逸 生 顏 鳴 笙 吳 宗 穆

(5) 福建救濟會

前名を救郷委員會と稱し一九三八年皇軍の厦門攻略を機として設立せられたるもので慈善救濟金の募集に全力を盡して居る。

(主なる顔觸)

李 清 泉 許 友 超

(6) 粵僑聯合會

今次事變を契機として設立せられたるもので慈善金の募集に努力す。

(主なる顔觸)

黃 海 山 張 謂 流

(7) 航空建設協會

前同様今次事變を契機として設立せられたるもので航空特別捐の募集に努力す。

(主なる顔觸)

李 清 泉 楊 啓 泰 歐陽盤石

(8) 其他の團體及主なる人々

中比國民協會	曾 廷 泉	楊 啓 泰	楊 永 保	莫領事各夫人
婦女慰勞會	李 清 泉	林 水 禱	吳 修 林	
華僑善舉公所	吳 起 順	李 昭 北	許 友 超	
小呂宗中華木商會	(一八八八年設置)	李 世 傑	吳 彙 沛	李 銳 鋒
比律賓華僑教育會	余 清 箴	李 文 初		黃 種 向
教育會聯合會	洪 淑 慰	顏 文 初		
廣東會館	歐陽盤石	林 水 禱		
中華雜品商同業公會	程 津 獅			

尚以上掲上人物の社會的及財政的地位に就ては大體(三)に記載せるものを参照せられ度し。

(附 一)

當地抗敵會新舊役員名(七月十五日現在)を列記すれば左の如し。
新 役 員(二十五名)

副 會 長	薛 芬 士(商)	楊 啓 泰(商)	
會 計 課 長	詹 孟 杉(商)		
李 清 泉(商中委)	陳 三 多(商)	史 國 銓(民)	吳 半 生(商)
林 水 榘(商)	曾 廷 泉(中非協會主席)		許 友 超(民)
李 清 泉(商中委)	陳 三 多(商)	史 國 銓(民)	吳 半 生(商)
林 水 榘(商)	曾 廷 泉(中非協會主席)		許 友 超(民)

支那事變と華僑 下編・各論 一四三

黃海山(廣東會館主席) 李連朝(商) 詹候獅(商) 施性水(民)

施逸生(民) 吳賓秋(民) 王泉笙(中委、民) 余清箴(商) 陳忠愍(洪門)

陳榮漁(商) 楊肇根(商) 倍相時(商) 黃土琰(商)

舊役員(十五名)

李清 泉(中央商) 詹孟杉(商) 薛芬士(商) 楊啓泰(商) 陳三多(商)

黃海山(民) 李呈芳(商) 曾廷泉(民) 林水榭(商) 史國銓(民)

李連朝(商) 李成業(商) 吳賓秋(商) 許友超(民) 黃土琰(商)

註 括弧内 商=總商會 民=國民黨 中委=國民黨中央委員 洪門=共產黨

次に新役員の身分概要左の通りである。

黃海山 廣東出身、食料品店、共產主義思想濃厚

桂華山 雜貨貿易商

詹候獅 詹孟杉の弟

施逸生 國民黨所屬の政治家、目下重慶へ連絡の爲め出張中の由

陳忠愍 共產主義政治家

黃土琰 海産物商

楊肇根 貿易商

吳半生 福建タイムス社長

林水榭 雜貨商組

李煥彩 李成業一族(兄の子)

李連朝 綿布商

施性水 林業・農業

陳榮漁 貿易商

余清箴 不

倍相時 不明

(附 二)

支那字新聞其他宣傳物、記事傾向等に付き記すれば次の如し。

(イ) 漢字新聞(括弧内は發行部數)

公理報 (八千) 國民黨機關紙にして記事比較的中庸本國々民黨と連絡あるものゝ如し。

新聞日報 (朝夕刊共各一萬) 元在留華僑の權益擁護を主眼としてみたが滿洲事變以來排日傾向増大し中央通信等の「デマニユース」を掲載する外華僑の排日熱昂揚に熱注して居る、本國との連絡は緊密ならざる模様である。

華僑商報 (一萬) 華僑權益の擁護を目的とし主として經濟記事に主きを置くも滿洲事變、日支事變以來排日傾向著しく増大し來つた。

新中國報 (七千) 元廣東政府系の色彩強く廣東政府支持に努め來つた關係上對日感情不良である。

華僑日報 (三千) 創立日淺く大なる勢力はないが對日感情は不良である。

マニラワールド (二千) 元福建タイムス(英文版)と稱し後「ワールドテレグラフ」と改め更に「マニラワールド」と改題す。元新聞日報より發行されて居た「デマ」新聞の後身であるが五月十五日以後楊總領事を首席とし中華商會其他各種商會により組織された臨時委員會に依り發行され對外人啓發宣傳を目的とし主として排日記事並に「ファシスト」國家排撃記事を掲ぐ。

民號週報 (週刊) 學生戰線を擁護し何れも新聞日報紙上を借り抗日記事を掲ぐ。

(ロ) 各種宣傳物

特に継続的に對外宣傳に利用されて居るものは見當らない。客車中に於て新聞日報社に於て「預祝勝利號」と題する英、漢文記念雜誌及中華書局發行の「抗戰中之中國」(The Sino Japanese War)と題する雜誌が當地外人への宣傳を目的として配布されたる外、日本人を目的とする「十二月二十二日の近衛聲明を反駁す」と題する蔣介石の演説を收編せる邦文冊子が當市及各地方の邦人に配布された。

五、華僑の對日態度を是正すべき實際的手段

イ、日本側より講ずべき政治、經濟、文化の工作

本件に付ては日本内地に於て既に研究濟と思はるゝが、現地より見て適當と思料せらるゝ諸工作を右に例記しよう。

1. 南支(就中福建、廣東兩省)の完全平定を可及的速かならしむること。
2. 右平定を俟つて兩省に華僑安住を目的とする自治政府を成立せしむること。
3. 右自治政府主席には南洋華僑の尊崇する者を任命すること。
4. 省政府主腦部中には南洋華僑の有力者を加へること。
5. 確實なる基礎を有する省立銀行を設置し貨幣制度を確立せしむること。
6. 兩省内有望なる産業には在南華僑投資の餘地を與へること。

7. 兩省に在南華僑を誘致する爲め次の如き宣傳を行ふこと。

○華僑有力者に依る「ラヂオ」の講演。

○興亞の意味を含める映畫を作成し之を南洋一流常設館にて上映せしむること。

○パンフレットの配布。

例へば汪兆銘の「ラヂオ」講演ありたる場合は直ちに右をパンフレットに印刷し之を在南有力華僑宛發送すること。

○畫報の配布。

ロ、南支側より講ずべき政治、經濟、文化の工作

1. 自治政府成立の際は可及的在南華僑有力者を登用する制度を確立すると同時にその實例を示すこと。
2. 自治政府内に特に在南華僑事務取扱の官署を設置し華僑の出入國に付各種便宜を供與すると共に在南華僑の調査を行はしむること。

3. 省銀行をして新單位の安定せる通貨を發行せしめ在南華僑の本國送金、預金、其他に便ならしむること。

4. 南洋各地に右省銀行の支店を設置すること。

5. 税制の改革を行ふこと。

6. 強力なる「ラヂオ」放送局を廣東に設置し重慶政府の放送を壓倒する豐富なる番組を有する放送をなさしめ「ニュース」

講演は勿論娛樂方面を通じて對日觀念の是正を圖ること。

7. 支那現地に於て撮影されたる映書を在南洋一流映畫館にて上映せしむること。
8. 省政府發行の次の如きパンフレットを南洋華僑に頒布すること。
 - 省内實情を説明せるもの。
 - 有望なる産業及其の投資方法を記述せるもの。
 - 其他望郷の念を起さしむるが如きもの。

ハ、在外各地に於て日華共同線又は華僑の利權を保護主張するの利害可否

右は事實問題としては其の決定が甚だ困難であるが、少くとも日華共同事業に對しては其の利權を主張すべきものと思料する。

何となれば右は華僑に對して日本の實力を示す好機會であると同時に日本の保護下にあることが如何に安全であるかを知らしめる好材料であるからである。

然し乍ら比島に於ては日華共同の事業は小規模なものが一、二に過ぎない。而も現在の状態では華僑の利權を保護することは事實上困難なるものと思料さるゝ。

ニ、華僑の文化青年層に對する對策

當地華僑の青年文化層は主として第二世、第三世であるが彼等は既述の如く比島に於て教育を受け且つ比島人化せる者が

多數であるから、支那内地に見る支那人青年とは氣質に於て違ひ且抗日意識左程旺盛でないとは云へ、昨今は本國の宣傳其他の影響を受けて従前よりは明確なる抗日意識を有するのではないかと考へられ、従て彼等に對する政策こそ慎重考慮を要するのであるが比島は元來米國の影響を受け民主主義を奉じ且最近の傾向に於ても米、比兩政府は專制政治の排撃に努めて居る状態であるから、統治國の政策に反しない範圍に於て華僑青年層に呼び掛けなければならないものである以上、右對策には相當の困難あるものと思はるゝが大體左の方法をとれば適切かと思はれる。

1. 華僑殊に同文化青年層を對照として排日的意識を抑制せしむるが如き支那字新聞或は雜誌の發行。
2. 抗日排日の愚を知らしむるが如き親日支那人に依る講演會の開催。
3. KZRM其他當地「ラヂオ」を利用し現に支那人が利用し居るが如く支那語を以て正確なる「ニュース」を放送すること。
4. 訪日團を組織せしむること。

六、華僑の本國送金又は贖金に關する消長及現状の概要

イ、二箇年間に於ける比島華僑の献金概況

七月六日附新聞日報七七抗戰建國二週年特刊は當地支部總領事、楊光生「二年來比島僑胞捐疑概況」と題する一文を掲載して居るが右に依れば本事變發生以來本年五月末日に至る本國へ送金せる義捐金、公債、合計は比貨七百八十五萬餘比（此

れを國幣にして一千七百十萬元)に達し比島華僑人口十萬とすれば一人當り七十八比五十仙(國幣百七十一元)に相當、其の内譯を見るに救國公債の購入額は最も巨額を占め比貨三百二十六萬餘比(國幣五百五十餘萬元)常月捐(戰爭勃發當時の特別軍需捐を含む)之に次ぎ二百五十七萬餘比(國幣六百十八萬餘元)航空建設捐百二十五萬比(國幣三百六十萬元)慰勞將士捐及救濟難民捐六十八萬比(國幣百五十四萬元)及他に香港弗十六萬元の順序となり且つ右本國送金總額中馬尼刺市匯出の分四六・八%其他地方の分五三・二%の割合を示して居る。
以下一九三七年七月七日より三九年五月末日迄の献金種類別に之れを示せば

献金種類	馬尼刺市	地	方	合	計	國幣換
救國公債	一五二六五〇五八		一七四一四一四七		三二六〇八二〇五	五五二七五〇〇〇
航建會々費	三三三三三三三		八〇三二六〇		一四四〇七九	一九五〇一五六〇
航空特別捐	四七九四四四		六八二六八八		一三九二二三六	三三〇〇三〇〇九九六
軍需費特別捐	一二九六三二八〇		一三九六〇六七		二五九三三八四七	六二八三三二二五
慈善救濟捐	三八四四二二四		三〇一三三六		六八五七五八一	一五四四六三三三
香港一元還債捐	一三三三三三三		二七〇八九三		一六一四二二二	一五九八三六二
總計	三六六三三三三		四七六五二二三		八三三三〇〇	二五七一八七九四
香港弗計	一三三三三三三		二七〇八九三		一六一四二二二	一五九八三六二

となつて居り、救國公債は主として救國公債勸募委員長比島分會外十一區會、航建會々費及航空特別捐は航空建設協會比島支會外三十三區會、特別軍需費及常月捐は比島華僑援助抗敵委員會外各州抗敵團體二六四區會、慰勞金及救濟捐は婦女慰勞會及各地廣東會館「マニラ」福建救濟會、粵僑聯合會、又一元還債捐は「マニラ」總領事館主催となつて夫々募集したるものと謂はれる。

ロ、抗敵會献金情況

七月十五日全體委員會議に於て報告された同會本國送金の義捐金狀況は別紙明細の通であるが其後七月十七日第十五回分としての比貨九萬二千餘比(國幣約三十五萬八千元)を合し一九三八年五月以降の合計釐金額三百六十六萬八千九百四十七元九十九仙となる。

抗敵會義捐金送金額明細

月別	送金(比貨)	換算率	送金(法幣)
一九三八年五月	101,200.22	四・二三	三三二四五六八九
六月	20,111.17	三・〇〇	二五〇五九二六一
七月	21,024.01	三・七五	二四二九三三三六
七月	5,489.25	三・七〇	四七三三六四三

地方 鑛 金	一九三九年											
	八月	八月	九月	九月	十月	十一月	十一月	十二月	一月	二月	五月	合計
馬尼刺市鑛金	三,四一七	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇
合 計	三,四一七	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇
地方 鑛 金	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇
馬尼刺市鑛金	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇
合 計	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇

八、本邦の在外金融機關に送金を免めることの能否

本件に付きては現に當地臺銀支店に對して華僑より二、三送金申出があつたが右申出は左記の點に難關があつた模様である。

1. 華僑は圓送金を好まず法幣或は比貨送金を希望す。

2. 右華僑法幣或は比貨送金に對して支拂店に於て法幣或は比貨の資金なし。仍つて右問題さへ解決すれば右華僑の送金を免むること困難ではないと思料せらる。

二、南支經濟復興資金として有力自治政府又は特許機關の發行に係る經濟復興債券又は富籤が實行せらるゝ場合、之に對する放資力の觀察

現在中興銀行に於ける法幣の預金額三、四萬弗と推定せられ右は主として華僑中産階級の預入になるものである。最近法幣の慘落によりて右預金者は狼狽を極めて居る由であるが右實例により當地の華僑は經濟復興債券又は富籤が安定ある貨幣單位によつて發行されない限り應募することはないものと思料せらる。

仍つて發行せらるべき經濟復興資金は安定ある貨幣單位のものであることを必要とすること勿論であるが又左記條件の完成を俟たば或は放資の見込があるものと思はれる。

1. 當地華僑は前述せるが如く其の八割が福建省出身者にして望郷の念強きを以て日本軍が可成早き時期に於て完全に同省を平定し華僑安住の地たらしめること。
2. 福建省の平定と共に當地在住華僑の要望に副ふが如き自治政府を成立せしむること。

(一四、九、戸田龍雄)

第四章 佛領印度支那華僑

印度支那に於ける華僑について述ぶる前に、その歴史的沿革並にその地理的分布状態を瞥見しよう。

印度支那に於ける支那人の移住は西歴紀元前二世紀秦の始皇帝の南越攻略に始まり、この時罪人及貧民約五〇萬人を廣東、廣西北部、安南に移住せしめ同地方の開発に當らしめた。其後漢の武帝並に歷代皇帝は東京安南地方に相當移住せしめたるも、主として軍事的侵略を確實ならしむる手段として行はれた。

商業移民としての移住は第十九世紀以後のことで、國外移住の理由は從來と全然異り内亂による侵略者の掠奪を避くる爲或は政治的個人的經濟壓迫を避け、南方への經濟的發展を夢想して出掛け或は親戚、朋友又は同郷先輩等を頼り出稼に行く等事情が大分異つて來た。之に印度支那のみならず、廣く南洋各地に於て今日絶大なる勢力を有する南洋華僑の濫觴である。

南洋各地に於ける華僑數に就き八百萬乃至一千萬とする説もあるが正確な統計數は不明であるが新客と稱する比較的支那人的特性を失つてゐない華僑を包含して大略四百萬乃至六百萬程度であらう。

第一表 南洋各地に於ける華僑數 (王文阮氏著 Les Relations entre Francaise et la Chine)

調査年度	華僑數	全人口	全人口に對する華僑の百分比	
英領馬來半島	一九三五	一、七三五、〇二一	四、五三七、八〇五	三八・二
蘭領東印度	一九三〇	一、二二三、八五六	六〇、七三一、〇二五	二・〇
佛領印度支那	一九三六	三三六、〇〇〇	二二、〇三〇、〇〇〇	一・四
英領北ボルネオ	一九三〇	七五、〇〇〇	二九七、六五二	二五・一

サラワク	一九三〇	五〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	八・三
ブルネイ	一九三五	四、四三九	三三、六四二	一三・一
フィリッピン群島	一九三五	五〇、〇〇〇	一三、〇九九、四〇五	〇・四
葡領チモール	一九二六	三、五〇〇	四五一、六〇四	〇・七
タイ國	一九二六	四四五、二七四	一一、五〇六、二〇七	三・九

英領馬來、蘭領東印度、タイ國に次ぎ大體三二一、三萬の多數の華僑人口を擁する印度支那に於けるその地理的分布を觀るに

第二表 印度支那華僑の分布狀態 (前掲書)

面積 (千平方杆)	人口 (千人)	絕對數	對總數に對する百分比					
交趾支那	六四・七	一八一・〇	一・一六七	一・一%				
東埔寨	一八一・〇	一、一六七	一、四七六	三%				
東京	四、六一六	三、〇四六	六、七〇〇	一、〇二二	一%			
安南	一七二、〇〇〇	一〇六、〇〇〇	三五、〇〇〇	一一、〇〇〇	三、〇〇〇	三三六、〇〇〇	一四	
老撾	四〇	三四	四	二	三	一	四四	
總數	二六四	二六四	六〇	三〇	七	一	四四	一〇〇%

而して彼等は多く裸一貫の勞働者として渡來、血と汗から得た僅少の貯蓄を資本として小規模商業に従事した。而して佛蘭西人の大規模經營は土人社會に當嵌らず土人の必要とするものは、この小賣業者である爲、華僑はこの仲介的地位を利用

しつゝ利潤の獲得に専念し祖國の保護援助もなく終には全印度支那に亘り絶大なる經濟的地盤を作ることゝなつた。

右に掲げたる數字は一九三六年度に於ける調査概數なるも最近日支事變發生以來佛領印度支那に避難し來れる支那人の數に付西貢中華民國領事館の發表に據れば一九三七年及一九三八年計交趾支那十萬人、柬埔寨十萬人、東京三萬人合計二十三萬人の増加となつてゐる故現在佛印華僑數は五十五萬人程度と見て差支なからう。

第一、華僑の日支事變後の對日態度の概要

元來南洋華僑なるものは國家權力の保護なく永き歴史と自らの努力によつて自己の地盤を築きあげたもの丈に國家意識は本質的に稀薄であつた。殊に南洋生れの所謂「ババ南京」と稱する華僑にとつては未知の祖國に對する興味よりも現實の生活により強き魅力を感じてゐる風がある。

然るに蒋介石が三民主義の旗幟の下に民族國家主義を呼號しつゝ革命の烽火を擧ぐるに到るや、從來棄民として省みなかつた南洋華僑を國民政府の財政的支柱とせんとしてその懷柔政策を執ることゝなつた。例へば河内に於ける廣東幫及福建幫の統一、河内總領事館の設置等はその端的なる顯はれである。

斯くして蘆溝橋事件に端を發した日支間の紛擾が兩國の全面的衝突となるや、猛烈なる排日運動を開始し抗日總會より糾察隊を派し日貨取扱者を迫害すると共に獻金運動に躍氣となつた。戦火が更に中支に飛ぶや、支那派遣艦隊旗艦出雲沈没のデマ、寫眞や閩北の支那軍大勝の虚報に熱狂的歡喜を以て拍手を送つてゐる中に何時しか上海及南京の日軍占領の新聞記事に吾と吾が眼を疑つた。然し乍ら未だ支那軍大捷の夢忘れ難きものと見え、南京占領後旬日を出でずして傳へられた南京奪

回の虚報に歡喜した支那民衆は爆竹を鳴らし行列を舉行する等の喜劇を演じた。

「華軍大勝日軍全滅」の迷夢から醒めかけた頃には、早や北支中支に於ける樞要の地域は皇軍の溫き手に、和平樂土を謳歌し今や火の手は華僑の郷土南支へ移つてゐた。

この時突如敢行されたバイアス灣の無血上陸續いて僅かに旬日を出でずして而も大した反撃も受けずして成功せる廣東占領には流石の華僑も呆然たると同時に從來盲信し來れる國民政府に對し漸く批判の眼を向け始めた。

然し十數年來國民黨の笛に躍つて來た印度支那に於ける華僑には吾々日本人が考へる如く一朝一夕にその對日態度を改むることの出來ない次の様な理由がある。

一、佛印に於ける華僑の排日運動は支那事變勃發に由り起つたものでなく、既に一九一九年ヴェルサイユ會議に關聯し起つた旅大回收運動を轉機として日貨抵制が勃發して以來國民政府の執り來れる排日政策は殊に滿洲事變前後より一層その強化徹底に拍車をかけ一般支那人の思想に深刻なる影響を與へてゐること。

二、彼等排日運動は國民政府指導の下に相當組織的に行はれ若し之に違反する時は好漢として制裁を加へられ國民政府も亦各地に糾察團を派し之を監視してゐること。

三、華僑と日本商人間に強固なる經濟的相關々係無きこと。その理由は

- (イ) 國內政策上、日本が印度支那華僑の最大の經濟的地盤たる西貢米の輸入を許可制とし輸入防壓政策を採つたこと
- (ロ) 佛國の禁遏的關稅政策に因り、日本商品の印度支那輸入が極めて困難であり、爲に華僑の日本商品に依存する程度少く華僑はかゝる商品を寧ろ佛本國又は支那本土より仰ぎ土人大衆に轉賣してゐる。従つて日貨排斥により蒙る打撃は

輕少なること。

右に述べたる如き理由を以て當地華僑の對日態度の急變は困難であるが昨年十二月二十二日前國民黨副總理汪精衛氏の重慶脱出後河内に來るや、印度支那華僑に絶大なる反響を與へ同氏に進んで自己の借家を提供したる華僑有力者も現はれ、對日空氣も漸次緩和の曙光が見え始めた。例へば支那人の好む魔法壘や味の素等の商品の賣行が著しく好調を呈して來た事實や、味の素を新聞紙に包んで函だけは置いて買つて歸る支那人もポツ／＼出て來たことなどは明かにこのことを證明してゐる。(海防保田洋行主談)殊に最近ラヂオ其他による和平派の積極的活動の影響は大なる波紋を捲き起し、最近海防に於ける和平派、抗戰派の軋轢は激化しつゝあつて、巷間傳ふる所に據れば最近或るダンスホールに於ては支那共產黨の有力者が和平派より射殺された事實があり、海防石山旅館主の語る所に依れば最近時々支那人が宿を探しに來る者ある由で、斯かる現象は從來皆無で、又廣東人を多數友人に有する海防某鮮人の言に徴しても、彼の友人たる支那人は全部汪兆銘先生を支持し居るとの話である。

如上の事實を綜合するに、華僑の對日感情の或る程度の緩和は首肯され得べく東亞共同の黎明は將に曙けんとするかに見える。

第二、華僑の對日態度に對する統治政府の方針と實際手段の寬嚴竝に今後の見透し

十七世紀初頭、佛蘭西政府の印度支那攻略開始後約二百五十年、十九世紀末に於て大體印度支那征服の完成を見るや國內

統治と共により強き魅力を以て眼を更に南支那に轉じ、廣東、廣西、雲南への發展を企圖した。この事は河内、西貢を結ぶ印度支那縱貫鐵道が三十七年の長年月を費して一九三六年に漸く完成したのに反し、海防昆明を結ぶ世界的難工事たりし滇越鐵道が既に一九一〇年開通してゐる事實が明かに證明する。

斯くして佛國は國內政策として土着安南人の政治的經濟的勃興を阻止する爲に、國權の保護なき華僑を經濟取引の仲介者として選び、華僑も亦白人と土人間に介入して佛蘭西勢力に利用さるゝことに依りて勃興せる強烈なる日貨排斥に對しても佛國官憲は第三國間の經濟紛争に干渉せずと聲明した爲、排日貨運動は倍り熾烈となつたが尙傍觀的態度を持した。然し終に夫れが暴力化して土人の治安維持に由々しき大事と考へらるゝに及び突如取締を嚴重にした爲直ちに排日運動は終熄した例もある。

對外政策としての佛國の西南支那進出にも惱があつた。夫れは南支那に於ける英國勢力との必然的衝突である。

斯くして佛蘭西は暗に東亞の實力者日本と提携し、之に據りて自國の南支那進出の爲の安定勢力たらしめると共に、印度支那保全の爲に一石二鳥の方策を企圖した。而して華僑の絶大なる經濟的地盤に對する恐怖の念も亦次第に増大し、殊に其強靱なる經濟侵略と、尨大なる財力とは聽て安南人統治上面白からぬ影響を及ぼすとの懸念加はるや俄然佛國當局は華僑勢力の減削に努め、一九三五年には佛領印度支那に於ける支那人入國及居住規定なるものを設け之を制限した。然し乍ら支那及南洋に於ける利害問題に關する限り、歐米勢力と日本の發展とは衝突すべき運命を有する。この對立は滿洲事變を契機として日本の大陸政策遂行に際し方に顯著となつた。

殊にかの日獨防共協定の成立以來佛蘭西の對日感情は頓に惡化し、支那事變の勃發となるや露骨なる反日援支政策を執つ

た。當領諸新聞は擧つて反日的記事を毎日連載し、無智な支那人大衆を煽動した。一九三七年九月十日の大洪水に際し、蒋介石は難民救済金五萬圓を寄附したる事實に對し大いに讚美し、日本の大震災の時示した印度支那の同情と比較して、印度支那に對する日本の冷淡さを非難した。

昨年十二月一日より十日迄河内に於て三色旗と青天白日旗のクロスの下に女子難民救済博覽會が開催された。佛安支の親善蹴球試合は再三催され、佛蘭西は支那の永遠の同情者であるかの如く宣傳された。

一、一九三三年八月三十一日の大統領令に依つて、外國人の通關代理人、船舶運送業及海上運送代理業、飲食店、旅館業等の營業が禁止されたにも拘らず支那人ホテル飲食店は雨後の筍の如く簇生した。天長節に日章旗を掲揚した在留日本人は佛蘭西當局の抗議に依り之を引卸されたのに反し、最近行はれた「七、七紀念日」に河内に在る全支那人は青天白日旗を堂々と掲げ支那人店舗は全部休業し、抗建運動、献金運動等に狂奔してゐる有様を佛當局は平然と傍視してゐた。

加之、蔣政權の西南後退と共に新に武器輸送路の建設、ナチャム線を更に支那奥地へ延長した。武器及軍需資材購入の爲四千萬法の對支クレディットを設定する等援支工作は益々強化された。

佛蘭西政府の幾度かの否定にも拘らず、斯かる援支政策の事實は次の數字が明かにしてゐる。

第三表 支那の對外貿易 (Bulletin Economique de l'Indochine IV P. 880)

國 別	輸 入	輸 出
	一九三七年 (自一月至四月)	一九三八年 (自一月至四月)

(單位 百萬ドル)

亞 米 利 加	七六、一四二	六〇、五二二
獨 逸	五五、三九〇	五一、五一六
日 本	七〇、四二二	二八、九三二
英 吉 利	四五、一九一	二八、四四二
佛 領 印 度 支 那	五、四五八	一五、三六七
佛 蘭 西	四、二二七	一一、四〇二

香 港	四四、九一三	七三、四一七
日 本	四四、九六八	二六、七〇四
亞 米 利 加	一〇三、〇九五	一九、三五六
獨 逸	二六、〇〇四	一三、九五二
英 國	二〇、九三四	一三、〇六八
佛 蘭 西	一〇、八四二	四、〇一六
佛 領 印 度 支 那	三、〇二四	三、九一九

右に據つて視るに、支那事變發生後各國對支貿易の著しく減退したるに拘らず、獨り佛領印度支那の對支貿易のみは著しく躍進的で、殊に佛印から支那への輸出額は實に三倍近くの激増ぶりを示してゐる。上述の如き佛蘭西當局の對支政策は在留華僑をして一層増長せしめ、排日運動は恰も公認されたかの如く誤認し、一方南支方面から殺到する避難民は激増した。

殊に廣東陷落後無數に流入し來る難民に對しては流石の佛印當局も次第に危惧の念を感じ出した。何となれば

一、多數支那人の流入、殊に中産階級以上の支那人の來住は忽ち物價の騰貴を誘致して安南人の生活を著しく脅威した。左

に八月三十一日ハノイ、ソワール (Hanoi Sair) 掲載の物價昂騰の様相を観ると次の如し。

第四表

家賃	豚肉	牛肉	石	牛乳	石	油	砂糖
110%から130%高	1 Kilo 0.50が0.65となる	1 Kilo 0.50が0.60となる	Blau 0.22が0.28となる	1 罐 0.36が0.42となる	Caolan 0.13が0.17となる	1 立 0.20が0.24となる	0.18が0.28となる

寢室及サロン付部屋は20比弗出して西貢で見付け様としても駄目だ。

而して今一例として年收五六〇比弗の小サラリーマンの生活費を調査して見ると一箇月の收支左の如し。

第五表

収入	本俸	地域手当	妻手当割増	子手当
46.66	15.00	7.50	4.00	

支出	子手当	合計	家賃	食費(三人一日三食分)	雑費(電燈洗濯代)	ボーイ	合計
21.50	75.66	21.00	45.00	10.00	5.00	8.00	

此の數字を見ても安南人一般の生活の苦痛を窺ふに足る。

二、安南人一般大衆の生活の不安は、直ちに革命運動の萌芽となり衝撃となる。現に此の傾向は次第に顯著となりつつある。本年四月頃海防荷役苦力の罷業、最近七月二十日頃ヱインに勃發したる安南人の暴動等は當局の隠蔽にも拘らず、社會情勢不安の暗翳を多數安南人に與へてゐる。

三、多數避難民の流入に依り安南人と支那人との從來からの摩擦を激化し、その結果安南人が必然的に親日的傾向に趨る。以上の如き佛領印度支那統治上の不安焦躁とは、佛蘭西人間にも從來の援支政策を放棄して親日政策に轉向することによつて、初めて極東に於ける佛國の權益領土の安泰を亂ち得るものであるとする議論が漸次擡頭して來た。而して此の主張は印度支那は印度支那自體の方針によつて動き本國の羈絆から脱しようとする政治的傾向と、日支事變により何等の利益を享受せず却つて物價騰貴に依つて生活困難を感じる大多數の俸給生活者の側より發せらるゝ經濟的理由と相俟て次第に親日政策へ轉向せんとする氣運を生じて來たものと看取される。

而して此の氣運は八月二十六日突如公表せられたる獨ソ不可侵條約の發表により著しく強化された。何となれば從來執られた佛國の親ソ政策は一は獨逸の強大を制肘せんが爲であると同時に、又極東に於ける權益と領土保全との爲日本牽制の必要上其の採り來つた政策であるが既に獨ソが接近し日本が中立の立場に立つに至つた以上、佛蘭西の極東に於ける權益の日本との提携によつてのみ保全されると考へるのは當然の成行であるからである。

乍併、援支政策に依り現在莫大なる利益を享受してゐる佛印としては、更に其經濟的勢力が西南支那へ進出する事を企圖してゐる。この佛國の傳統的政策は或程度迄親日政策への轉向上の障害と見なくてはなるまい。

要之、統治者たる佛印當局の方針も、澎湃たる國際政局の波浪に盪揺されつゝ植民地を含むブロック政治の動向に依つて左右されるものであるが、特に印度支那に關する限りその貧弱なる武力を以てしてははつきりした抗日政策はとり得られず、妥當分の見透しとしては依然として從來の中國者流の煮え切らない態度を持續しつゝも、南方に於ける親日的傾向が漸次本格的軌道に乗る日を俟つて、其對日政策にも再検討をなして漸次好轉し來るものと豫測し得ると思ふ。

第三、華僑の財的勢力を示すべき事實

一 貿易

南支那に於ける一九三五年度對南洋貿易を見るに次の如くである。

第六表 一九三五年度主要對手國別支那南洋貿易 (南支經濟叢書五〇二頁)

	輸入	輸出
佛領印度支那	五九、六四八	五、六四三
蘭印	五八、三四五	四、九八七
海峽植民地	一〇、二四五	一一、八九六
比律賓	四、八二九	四、八〇五
合計	一六〇、二二九	三一、九三四

第七表 一九三五年度主要對手國別香港南洋貿易 (前掲書)

	輸入	輸出
佛領印度支那	三三、五七三	一四、四五九
蘭印	二二、五七五	六、一九三
泰國	二〇、五三五	一〇、四四一
海峽植民地	六、二一五	一七、〇〇五
比律賓	一、二〇四	五、〇二二
合計	八三、一〇一	五三、二〇〇

前掲第六及第七表に於て見るに、南方支那の對外貿易に於て佛領印度支那の優位と重要性とは窺知するに足る。

而して當領在留華僑の經濟的勢力が土民生活の安定を脅威し、延いてはその統治上に及ぼす影響を考慮し當然實行さるべき制壓的對策が從來閉却されてゐたかの觀があるのは、一に印度支那の對南支貿易が斯かる重要性を有することを佛印當局

が認識したが爲である。この觀點は將來吾國が南進政策を遂行するに當り、以て他山の石となすべきであらう。更に支那事變勃發後佛印の對支輸出の趨勢を見るに

第八表 佛領印度支那生産物對支輸出高 (Bulletin Economique 3/1939 P. 626)

商 品 別	一九三七年	%	一九三八年	%
錫、(地金又は板狀)	—	—	四二、八七〇	〇・三六
魚類甲殼類魚卵又は烏賊	三〇四、五八五	二・三〇	二九四、四五〇	二・四六
米 及 パ デ イ	九、四四九、二二三	七二・四七	六、三五〇、八一	五二・九七
皮 革 類	七三、七一四	〇・五六	七四、一九一	〇・六二
材 木 (骨組用)	一〇九、四九七	〇・八三	六三、三七八	〇・五三
石	一、四三三、四一七	一〇・八四	三、七二八、二七二	三二・〇九
セ メ ン ト	七五、七一五	〇・五七	三〇二、一四九	二・五二
生 護 謨	四二二、三七四	三・一九	一一二、九二五	一・〇三
合 計	一三、二二一、〇四五	—	一一、九九〇、〇七三	—

即ち日本軍占據地域石炭採掘不能に依る著しき石炭の輸出増加及日本軍に依る廣東地方セメント工場の破壊に起因するセメントの輸出増加、之に反して米及ゴムの著しき輸出減少が特徴的である。而してその原因は前者に於ては泰國及蘭貢米の壓迫、後者は上海に於けるゴム工場の破壊に起因する。

斯の如く一九三八年度輸出の著減にも拘らず、米の佛印輸出貿易に於て占むる地位は絶對的であつて全輸出額の五二・九

七%を占め依然輸出の大宗たるの地位を確保してゐる。

更に之を印度支那の對外貿易上に於て占むる米の地位に就いて見るに

第九表 一九三五、六、七年印度支那對外米輸出額

(Tableau du Commerce exterieur de l'Indochine, 1937)

米 輸 出 額	一九三五年	一九三六年	一九三七年
輸 出 總 額	一四七、九一三・二	四五四、四五一・八	四六四、九八七・四
%	四三三、七〇一・七	九四三、一九八・二	一、一八五、五八二・一
	三四・一%	四八・一%	三九・二%

右表によれば、印度支那對外輸出の三〇%乃至五〇%を米が占めてゐることが明かであり、印度支那經濟の樞軸たることは否定出来ない。日支事變の進展に伴ひ支那への輸出に蹉跌を來した爲最近は佛本國への輸出が激増しつゝある。

以上印度支那の經濟に於ける米がその印度支那の對外貿易に樞要なる地位を有することを知り得たるも、更に重要なことはその生産取引輸出に至る全機能が華僑の手中にあり、之によつて強大なる經濟的地盤を確保してゐることである。この點に就ては後述するであらう。

次に次いで重要な輸出商品は石炭であるが、殆んど佛國資本の勢力下にあり、其他ゴム、魚類等の輸出額は米に比肩すべくもなからず。

尙印度支那に在つて華僑の貿易上に占むる位置に付き忘るべからざることは、彼等が米其他商品を海外殊に南支那に輸出

すると共に、香港、廣東等より多數雜貨、食料品等を輸入し、之を全印度支那に散在する華僑の手を経て一般土着民に賣却し強大なる商的實力を把握し土人一般大衆に喰入つてゐることである。

二、事業の種類、主たる代表者氏名及實力の程度

印度支那に於ける華僑は多く本國の政治的壓迫に因る生活上の不安から、親族關係への寄食を當にして裸一貫で南支那殊に福建省及廣東省を飛出し、初めは労働者として働き小額の蓄財を資本に小規模の店舗又は行商等の過程を経て次第に産を成し、終には天稟の商才と強靱なる忍耐力とに依り巨富を贏ち得たものが多い。

而して彼等が印度支那經濟に於て主要なる役割を演ずる爲には印度支那自體の具有する自然的政治的經濟的條件によつて制約せられる。

印度支那は元來純粹なる農業國で印度支那住民の大部分は農業を以て主業とし、未だ充分經濟的觀念が發達しない爲に、新來の華僑は農業的工業並に加工業を支配すると共に、商業、機能を一手に掌握した。今之を農、商、工其他の四つに分類して華僑の事業を見るに

- (イ) 農業
- (1) 胡椒 印度支那貿易品中重要商品で殆んど海南島出身者に依り獨占されてゐる。
 - (2) 椰子
 - (3) 檳榔
 - (4) 護謨

- (5) 蔬菜 提岸、西貢、フノンベン地方大都市に於て野菜栽培を獨占す。
- (6) 果實
- (7) 甘蔗 廣南、廣義、富安等に多く栽培する。
- (8) 其他植林業

(ロ) 商業

- (1) 米穀其他輸出入業 華僑の獨占する所であつて西貢、提岸、海防等に大倉庫を有する。
- (2) 金融業
- (3) 土地賣買業 各都市に於て斯工業の六七%は華僑の經營する所なりと云ふ。
- (4) 河川運輸業 完全に華僑に獨占さる。メコン河の船輸送は全部華僑所有船又はジョンクに依る。
- (5) 藥材販賣業 玉桂を主とする。
- (6) 運輸業 河内、海防には最近事變後武器輸送の爲各種の運輸業者が簇生した。
- (7) 棉花取引
- (8) 小賣業 印度支那全地域に亘り雜貨其他の販賣をなす。
- (9) 卸賣業
- (10) 飲食店並にホテル業 殊に日支事變以後雨後の筈の如く増加した。

(ハ) 鑛業

- (1) 石炭採掘業 北部東京地方に在り華僑に屬するものは小規模のものに過ぎない。
- (2) 錫採掘業 小規模。
- (3) 寶石採掘業 小規模。

(ニ) 製材業
(ホ) 工業

(1) 煉瓦製造業 殆んど獨占的である。

(2) 建築業

(3) 機械製造業

(4) 石鹼製造業

(5) 金屬器具製造業

(ヘ) 製革業

(ト) 漁業

南支那海より東京灣一圓は支那戒克漁業盛なり。又柬埔寨の大湖地方も支那人漁業に従事する者多し。

(チ) 製糖業

廣義州の「ツクサ」にて所謂舊式糖廠に屬するも約二〇箇の支那人工場あり、精糖事業をなす。

(リ) 精米業

全印度支那に於ける精米業の九〇％は華僑の獨占的支配に屬す。

(ヌ) 其他の職業

(1) 筋肉労働者 智的にも肉體的にも支那人労働者は印度支那土着民に優り北部東京州には鑛山労働者が多い。

廣義州労働者數

四、三九〇人

鴻基	一、〇六〇人
其附近	六〇〇人
カンフア一鑛山	五六〇人
カンフア一港	三〇〇人
ハツウ	七五〇人
ボルワット	一、〇〇〇人
フオンピ	一二〇人

支那人には特殊労働者としての機械木工匠が多い。

(2) 自由職業者 日支事變後國民政府系官吏の渡來する者多數あり。大部分は無爲徒食で最近重慶政府より歸還命令を受けたるも蔣政權の前途見透しつかぬ爲歸還した者も相當多い。

以上華僑の事業の種類を述べたが、その主たる代表者氏名及實力の程度に就ては時局柄幾多の支障有り、又調査期間の不充分なりしこと、殊に華僑勢力の中心地である西貢及提岸が地域的に遠隔なる爲出張調査の便無かつた等充分とは言ひ難きも大體探知し得たる處左の如し。

氏名	住所	職業	實力の程度
昌發源	海防	米糠輸出	最近總務長官シヤテル歸國の際彼の肝入で成立したる海防支那人經濟會議所の會長となる。海防に大きな輸出倉庫を有す。
Cheong Fat Ngyuen	No. 16 Rue Chinese		
鄭昌福	海防	雜貨商	海防福建人會長にしてその長男は日本人を妻とす。親日家でその財産は最近船隻に達すると云はる。主として土地家屋等不動産に投資するも一千万比弗に達する。尚その資産には影響なき由。家屋のみにて約一百万比弗は確實と見る。順化、ツィラン西貢方面にも土地を有す。
Thi Cheong Hock	No. 32 Bd Paul-Bert		
(店名成興 Atho)			

支那事變と華僑 下編・各論

新成錦 Stien Songquime No. 5 Rue Paul-Bert 雜貨商 〔家屋及土地を多く所有し汪兆銘が河内に逃避したる際、自己の借家を提供した。詳細なる資産不明なるも相當ある模様なり。〕

德源(店名) Tak Yune No. 17 Rue de Cantonais 茶爆竹販賣業 〔日支事變當初蔣介石に對し二十五萬比弗献金したと云ふ。〕

賈華(店名) Pao-Ya No. 28 Rue de Paniers 賈石商 〔前支那人會長にして土地家屋を多數所有す。親日的人物なる由。〕

福德隆 A. Lime & Cie No. 54 Rue de Sucre 雜貨及書籍 〔有力者にして新民書店を經營し支那本國並に南洋等の諸新聞を仲介す。別に海防にて輸出業を營む。〕

Phung Nam Sao 河内及海防 洋服屋 〔照記なる洋服屋を營業す。資産は夫程多くない模様なるも現在河内廣東人副會長なり。〕

張振帆 河内 米 商 〔中華總商會々長及越南折華僑救國總會々長。〕

顏子俊 西貢又は堤岸 (未詳) 〔越南々折華僑救國總會常務委員〕

杜鈞濤 堤岸 (未詳) 〔潮僑救鄉總會常務委員〕

朱繼興 堤岸 (未詳) 〔中華總商會々黨〕

三、投資及金融

佛領印度支那に對する佛本國の投資に就ては、デナリー教授が一九三二年太平洋會議に於て百三億一千萬法と評價したる以外、外國の投資額に付ては全然資料無きを以て遽かに華僑の投資額を推算することは不可能である。故に茲では華僑の經濟的地盤が農産物の加工々業殊に製米業及び其配給機關としての商業的分野と共に金融業者として、不動産投資に因る土地所有の状態等に就きその獨占的地位を概説するに止め詳細なる調査は今後の研究に俟ちたい。

第十表 有税地の所有者別及用途別分布状態

(南洋叢書第二卷佛印篇八九頁)

(單位千ヘクタール)

地 城	人 種	一九三二年				一九三三年				一九三四年				一九三五年						
		米	田	其	他	米	田	其	他	米	田	其	他	米	田	其	他			
安南	ヨロッパ人 外國アジア人 土民	計	六五九	六八八	二	九	三六三	三〇八	一	八	六四六	三六七	二	二	六三三	三三三	六四四	二	七	
		ヨロッパ人																		
		外國アジア人																		
交趾支那	ヨロッパ人 外國アジア人 土民	計	二五六一	二二九	四	二	二五五	二二五	三	三	二五三	一九二	三	三	二五九	二二五	六	三	二	
		ヨロッパ人																		
		外國アジア人																		
東京	ヨロッパ人 外國アジア人 土民	計	一〇七	一〇七	一	二	一〇四	一〇四	一	二	一〇一	一〇九	一	二	一〇七	一〇七	一	二	三	
		ヨロッパ人																		
		外國アジア人																		

但右表に依る外國アジア人(日本人は歐洲人中に包含さる)とは大體支那人と考へて差支へなく、東京に於ては都市地稅を賦課せられた土地(米田を含む)を含まない。今一九二八年より一九三〇年に至る土拂農業面積地價に就て *Economie Agricole de l'Indochine* に據りてその一ヘクタール當り平均價格を算出するに

第十一表 (單位面積千陌、價格千比弗)

種別	面積	地價	一陌平均地價
米田	四、九二九	一、五六三、二四三	三二七・一五 ^{比弗}
其他	五二六	三三〇、九八七	六二〇・二四
計	五、四五五	一、八八四、二三〇	

一ヘクタール當り米田三一七比弗一五仙、其他六一〇比弗二四仙となつてゐる。今之を基準として支那人所有土地價格を評價すれば。

米田	317\$15 × 69,000 = 21,883,350\$
其他	310\$24 × 7,000 = 4,271,680\$
合計	26,155,030\$

安南、東京、交趾支那に於ける土地投資約二千六百萬比弗にして、右は東京に於ける都市地稅を賦課せられたる土地を含まず、更に老植及華僑の相當多數が住居して農耕に従事する東埔寨を含まないから、若しそれ等通算すれば優に四千萬比弗を超えるものと見られる。

建物への投資額も全然不明であるが、支那人資産家にして家屋を多數所有するもの極めて多き實例より推して相當多額に上ると見得る。

華僑の強大なる經濟的地盤を構成して居る精米及輸出業に關して、マルチニ一氏(當植民地總督府經濟長官)が目して世界最大の精米工場地帯と稱する提岸及西貢地方の精米工場に就て若干その輪廓にふれて見ると。

第十二表 提岸三市に於ける精米工場

(一九三三年調査王文阮氏著 *Les Relations entre de l'Indochine Francaise & la Chine*)

工場數	馬力	一日當精米能力
一、〇〇〇馬力以上の精米工場	二	一、八〇〇
五〇〇—一、〇〇〇馬力	八	三、〇五〇
一〇〇—五〇〇馬力	八	九八五
精米を兼ねる粗摺工場	一八	一、〇五〇
五〇—一〇〇馬力の粗摺工場	一	二五
粗摺工場	一五	二〇五
研磨工場	五	二六
合計	七五	七、六四一

仍ち右數字に依りて平均一八〇馬力、日産一〇〇噸の精米工場を標準的なものとしてその固定資本を略算するに次の如し。

敷地	10,000 m ² @2.00\$	110,000 <small>比弗</small>
建物		
精米工場		50,000
倉庫八棟	@5,000.00\$	40,000
機械器具		
動力機一八〇馬力	@500\$	90,000
其他機械器具		60,000
運搬用トラック二臺及倉庫		8,000
建設雜費		4,000
合計		272,000

如上の米工場を標準的なものとして、全印度支那に散在する多数の小規模工場をオミットし大體八〇工場有りとすれば、其投下資本は

$$272,000 \times 80 = 21,760,000\$$$

の巨額に達する。

且華僑は西貢米運輸機關としてメコン河に浮ぶ桴又は戒克四千隻を自己の所有權の下に保有すると云はれてゐるから、桴又は戒克を一隻當り三千比弗と見て（最近桴値段昂騰の爲或は今少しく高く評價すべきか）

$$3,000 \times 4,000 = 12,000,000\$$$

即ち合計三三、七六〇、〇〇〇比弗、約四千萬比弗の精米業への投資がなされて居るものと推算される。

然し乍ら印度支那に於ける米穀資本の特徴的な形態はその商業資本の貸付資本にある。本項に就ては後述する。

右に述べた事實を基礎として前掲デナリー教授の印度支那に對する佛蘭西の投資額一、〇三二千萬法、約一〇億比弗に對比して華僑の總投資額約一億六千三百萬比弗と推算する。

佛印に於ける華僑の投資額推定

土地建物	五五、〇〇〇 <small>千比弗</small>
精米業投資（貸付投資をも含む）	五〇、〇〇〇
一般農業	一〇、〇〇〇
工業	一〇、〇〇〇
商業	三〇、〇〇〇
銀行其他金融機關	八、〇〇〇
合計	一六三、〇〇〇

約一億六千餘萬比弗の印度支那領内投資の外に最近殊に支那事變以後支那本國の投資が盛に國民政府側より獎勵された。

僑務委員會は左の如く華僑投資辦法の改訂を行つた。

- (一) 各地の物産需給、實業の開發狀況を僑務委員會より海外各地の華僑に報告参考に資する。
 - (二) 僑務委員會より海外各地の華僑に通知して考察團を組織し、各地を視察せしめて投資の便宜を計る。
 - (三) 華僑が投資關係により生産及市場に就き種々調査する場合、政府は出來得る限り之に協力する。
- 支那事變と華僑 下編・各論 一七七

(四) 華僑の投資で興した事業に對しては各自政府に通達して安全を計らしめる。華僑投資事業輸入材料は輸入稅率を輕減する外に輸送及び輸出に便宜を計る。
 斯かる國民政府の必至勸奨にも拘らず本國投資は好成績を擧げ得ず、爲に最近屢々蔣政權の代辯者が印度支那を巡回した。例へば現在華僑墾殖公司株式募集の爲許復起なる者が各主要都市を巡歴して本國投資を勸説し、新聞は連日西南開發投資を奨勵して居る。

次に華僑の金融機關としては、印度支那の發券中央銀行としての印度支那銀行の利用は勿論であるが、香港印度支那間の貿易經濟に英國系の滙豐銀行 The Hong-Kong & Shanghai Banking Corporation 並に渣打銀行 The Chartered Bank of India, Australasia and China の二銀行が重要な役割を演じてゐる。

支那系銀行として富滇銀行、中法實業管理公司、華僑銀行有限公司等が各地支店を設けて華僑の商業貿易送金等の事務を取扱ひ、最近河内及び海防に設立された中國銀行及中國交通銀行の各支店は對外クレヂットの設定、輸入軍需品代金の決済及送金事務を取扱つてゐる。

庶民金融機關としては支那人の金貨業を營む者が多い。印度支那到る處の山間僻地に迄入り込んでその個有の商的才能を發揮し雜貨を販賣しつゝ斯かる金貨業を營んでゐる。之は米作付の際顯著なる事實なるを視る。

尙華僑の送金事務を取扱ふものに信局がある。一種の郵便局であり華僑が本國へ送金する場合、金融信書の發送を業とする機關で普通貿易商又は雜貨商の兼營するものが多い。

元來印度支那に於ける金融は農業金融と商業金融を以て中心とし、特に輸出の大宗たる米作の豊凶が輸出の盛否、貿易の

大勢を左右し、從て金融界の動勢に至大の影響を及ぼすから、金融の繁閑は米作の良否に依存する。

今米穀資本の金融資本化の素描に就て見るに、印度支那に於ける輸出精米工場にして自己の糶仕入機關を有するものは極少數で、大部分は専門の糶商人を通じて糶を購入する糶商人は巨額な自己資金を有ち多數の戒克船を所有し、糶仲買人に糶購入資金を貸付け、提岸市海防市河内市ブノンベン等大都市に於て同業組合又はシンジケートを組織し絶大なる威力を振ふ。糶仲買人は糶の集散地又は河港に在りて多くは雜貨卸商或は小賣商を兼ね、更に各村落市場に店舗を有する糶買付人(ラマシニール)に糶買付資金を貸付ける。糶買付人は雜貨其他の商品販賣を行ふ傍ら、小地主や土人農夫に對してはその稻田又は收穫物を擔保として前貸(臺灣に於ける青田貸と同巧である)を爲し、恰も村落に於ける銀行の如き役割を演ずる。斯くの如く米穀取引の機構は全部華僑によつて牛耳られ、その金融網は交趾支那、柬埔寨の小村落に至る迄網の目の如く張られ、斯くてその經濟活動の實權は全く華僑に掌握されてゐるのである。

次に印度支那に於ける金融の動態概要を示すと左の如くである。唯左記は若干古過ぎる感有るも、當領に於ける凡有統計は公表遅れ勝ちなる爲止むを得ないが、要は月順に金融の繁閑とその由來する Factor を知る便に供するのみ。

第十三表 一九三五年に於ける印度支那月別金融狀態 (印度支那銀行)

(P. 135 Annuaire Statistique de l'Indochine 1936—1937)

單位百萬比弗

	紙幣	正貨	有價證券	國庫前貸	流通貨幣
一 月	三九・一	一一・〇	三・三	二・九	九六・一